

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に関する報告	1

### 監 査 公 表

#### 監査公表第4号

令和3年3月31日

高知県監査委員 今城 誠司  
同 西内 隆純  
同 奥村 陽子  
同 植田 茂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人齊藤章から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊（令和2年度包括外部監査結果報告書）のとおり公表する。

## 令和2年度 包括外部監査結果報告書

林業及び水産業行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

令和3年3月

高知県包括外部監査人

齊藤 章

## 目次

第1. 包括外部監査の概要	3
1. 監査の種類	3
2. 選定した特定の事件及び監査対象期間	3
(1) 選定した特定の事件	3
(2) 包括外部監査対象期間	3
3. 事件を選定した理由	3
4. 包括外部監査の方法	4
(1) 監査の要点	4
(2) 主な監査手続	5
(3) 監査の対象	5
(4) 監査の結果の表記方法	5
5. 本報告書における表記について	6
6. 包括外部監査人補助者	6
7. 包括外部監査の実施期間	6
8. 利害関係	6
第2. 我が国における林業及び水産業を取り巻く環境	6
1. 我が国における林業行政を取り巻く環境	6
(1) 我が国の森林の状況	6
(2) 森林計画制度	7
(3) 森林経営管理制度及び森林環境税	8
(4) 森林整備の動向	10
(5) 森林保全の動向	11
(6) 林業の動向	12
(7) 特用林産物の動向	16
(8) 木材需要の動向	17
(9) 木材利用の動向	18
(10) 木材産業の動向	19
2. 我が国における水産業行政を取り巻く環境	20
(1) 水産資源及び漁業環境をめぐる動き	20
(2) 水産業をめぐる国際情勢	21
(3) 我が国の水産業をめぐる動き	23

(4) 我が国の水産物の需要・消費をめぐる動き	27
(5) 安全で活力ある漁村づくり	28
第3. 高知県における林業行政の概要	29
1. 林業振興・環境部の組織体系	29
(1) 組織図・人員数	29
(2) 分掌事務（監査対象である林業振興5課）	29
2. 高知県における林業の状況	30
(1) 全国に占める高知県林業の地位	30
(2) 高知県における森林資源の状況	31
(3) 高知県の路網状況の推移	31
(4) 高知県における林業就業者数の推移	32
(5) 高知県の森林施業、林業産出額	32
3. 林業振興行政における事業及び予算の状況（令和元年度）	33
(1) 林業環境政策課	33
(2) 森づくり推進課	34
(3) 木材増産推進課	34
(4) 木材産業振興課	35
(5) 治山林道課	35
4. 高知県における林業振興行政の取組	36
(1) 林業振興行政における施策の展開	36
(2) 林業分野における産業振興計画	36
(3) 地域産業クラスタープロジェクト（林業）の概要	39
(4) 県単独森林環境税の概要	41
(5) 林業振興部署が担当する南海トラフ地震対策の概要	42
第4. 高知県における水産業行政の概要	44
1. 水産振興の組織体系	44
(1) 組織図・人員数	44
(2) 分掌事務	44
2. 高知県における水産業の状況	45
(1) 全国に占める高知県水産業の地位	45
(2) 高知県における漁業就業者数等の推移	46
(3) 高知県における水産資源の状況	47
(4) 沿海出資漁業協同組合の状況	48
(5) 漁港の状況	49
3. 水産業行政における事業及び予算の状況（令和元年度）	51
(1) 水産政策課	51

(2) 漁業管理課 .....	51
(3) 漁業振興課 .....	52
(4) 水産流通課 .....	52
(5) 漁港漁場課 .....	53
(6) 内水面漁業センター .....	53
(7) 水産試験場 .....	53
4. 高知県における水産業行政の取組 .....	54
(1) 水産業分野における施策の展開 .....	54
(2) 水産業分野における産業振興計画 .....	54
(3) 地域産業クラスタープロジェクト（水産業）の概要 .....	56
(4) 水産振興部が担当する南海トラフ地震対策の概要 .....	58
第5. 包括外部監査の結果及び意見 .....	61
1. 全般的事項に関する結果及び意見 .....	61
(1) 個別事業の評価方法について（意見） .....	61
(2) 分野目標と戦略目標の実績と評価の開示について（意見） .....	63
2. 林業行政に関する結果及び意見 .....	64
(1) 全般的事項 .....	64
(2) 林業環境政策課 .....	66
(3) 森づくり推進課 .....	72
(4) 木材産業振興課 .....	79
(5) 治山林道課 .....	82
3. 水産業行政に関する包括外部監査の結果及び意見 .....	83
(1) 水産政策課 .....	83
(2) 漁業管理課 .....	88
(3) 水産流通課 .....	91
(4) 内水面漁業センター .....	94
(5) 水産試験場 .....	96
第6. 総括意見 .....	100
1. 川下施策の重要性について .....	100
(1) 林業行政及び水産業行政の重要性 .....	100
(2) 川下施策を重視した方針の継続 .....	100
2. 不要な資産の適時適切な処分について .....	100
3. 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて .....	101
4. 森林整備公社のこれまでの実績に基づく長期的視点の計画について .....	101
5. 県単独の森林環境税の今後の対応について .....	102
6. 終わりに .....	102

## 第1. 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件及び監査対象期間

#### (1) 選定した特定の事件

林業及び水産業行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

#### (2) 包括外部監査対象期間

令和元年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和2年度の一部についても監査対象とした。

### 3. 事件を選定した理由

高知県は、北は四国山地、南は太平洋に面した扇状になっている。県総面積の約84%が森林で、森林面積割合は全国一位であるとともに、海岸線の総延長は 713kmに及ぶ。宿毛市から高知市までの国道56号及び高知市から東洋町までの国道55号においては、多くの箇所で見え、どこにいても山が見える。高知県においては、山と海とのかわりは非常に重要であり、県政においても重要な分野といえる。

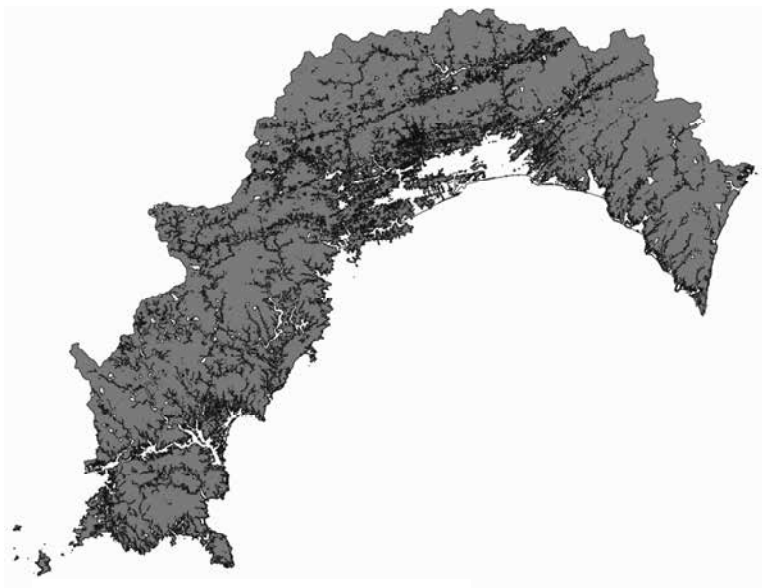
また、林業及び水産業行政の対象は、主に中山間地域や海沿いの地域であり、人口が減少している地域である。これらの地域においては、継続的な地域活性化対策を実施しないと、人口減少はますます顕著になり、限界集落の発生も危惧される状況にある。林業及び水産業行政の担う役割は、地域活性化の観点からも重要といえる。

高知県において林業と水産業行政が重要であることは、農林水産部として一つの部として設定されている他県もあるところ、高知県においては『林業振興・環境部』と『水産振興部』とそれぞれ単独の部として設定されているという組織の在り方からも確認することができる。また、令和元年度における林業（環境関連含む）及び水産業行政における当初予算額は19,349百万円であり、令和元年9月1日時点高知県人口

698,121人で除すと、県民一人当たり27千円を超える予算となっており、予算規模の観点からも重要である。

上記のように、県における林業及び水産業行政は非常に重要であり、これらの財務事務の執行及び事業の管理が、合规性、有効性、経済性・効率性の観点から適切に執行されているかを検討することは有意義であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

高知県地図



出典：高知県立森林技術センター

## 4. 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

#### ① 法令等に対する合规性

林業及び水産業行政に関する財務事務が、法令等に従っているかという観点からの監査である。ここでいう「法令等」の中には、県が独自に定めた規則、規定、ルール等も含まれる。

#### ② 事業目的達成のための有効性

林業及び水産業行政に関する財務事務が、その目的を達成し、また、効果をあげているかという観点からの監査である。事業の有効性の観点から、県が事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルが十分に機能しているかについての観点も重要となる。

#### ③ 事務・事業の実施に関する経済性・効率性

林業及び水産業行政に関する財務事務の遂行について、より少ない予算でできないか（経済性）、または、費用に見合った成果が得られているか、同じ費用でより大きな成果が得られないか（効率性）という観点からの監査である。なお、経済性・効率性が悪化している場合には、その原因についても分析した上で、改善策を提案する必要がある。

上記の監査要点の他に、将来の林業及び水産業行政の健全な財務事務の継続の観点から検討を行った。

## (2) 主な監査手続

### ① 関係者からの状況聴取（ヒアリング）

監査対象とした各部局等の責任者及び担当者に対して、業務概要及び事業ごとの事業費の内容、資産管理状況等についてヒアリングを実施し、上記の監査要点から問題となる事務はないか検討するとともに、個別に検証すべき監査対象を抽出した。

また、下記②～④の結果認識された監査論点についてヒアリングを行い、実施された財務事務の背景を確認することにより、本質的な問題が内在していないか検討した。

### ② 関係書類の閲覧、照合、分析

監査対象とした事務関係書類を閲覧し、関連する法令・規則・要綱・林業及び水産業行政で定めた各規定等に従っているか検討した。また、経済性の観点より、最小の予算で事業が実施されているか、もしくはそのための仕組みが備わっているか検討した。

なお、林業及び水産業行政の財務事務関係書類は膨大な量であることから、当該関係書類の閲覧は、①のヒアリングの結果及び予算の重要性により、必要と判断した監査対象を中心に実施した。したがって、ヒアリングの結果、合規性・経済性の観点から問題ないと判断した事務関係書類、及び予算の観点より重要性が極めて低いと判断した事務関係書類については、閲覧の対象としていない。

### ③ 計画との整合性、事業の有効性

第3期産業振興計画の内容を把握したうえで、実際の財務事務が計画にしたがって実施されているか検証した。また、PDCAによる評価検証は合理的に行われており、事業の有効性が担保されているか検討した。

### ④ 現場視察及び現物実査

監査対象とした各林業及び水産業行政の外部施設等を視察し、管理体制をヒアリングするとともに、認識されている課題を確認した。

さらに、備品及び手元資産の管理状況を確認した。具体的には、(i)重要物品台帳から5件程度、物品出納・管理簿から5件程度を登録年月日の古いものを中心に抽出し、物品の現物の有無を確認した。(ii)出先機関名、台帳番号または備品管理番号等を記載した管理シールが貼付され適切に保管されているか確認した。また、物品出納・管理簿において設置場所が入力されていなかった備品について、設置場所が入力されていない理由を確認したうえで、現物の有無を確認した(物品の実在性)。(iii)現地において無作為に5件程度の物品を選び、当該物品

が重要物品台帳または物品出納・管理簿に記載されているかを確認した(物品の網羅性)。

## (3) 監査の対象

### ① 林業振興・環境部及び関連する県出資団体

- ・ 林業環境政策課
- ・ 森づくり推進課
- ・ 木材増産推進課
- ・ 木材産業振興課
- ・ 治山林道課
- ・ 林業大学校
- ・ 森林技術センター
- ・ 森林研修センター
- ・ 林業事務所（中央東林業事務所のみ往査）

### ② 水産振興部

- ・ 水産政策課
- ・ 漁業管理課
- ・ 漁業振興課
- ・ 水産流通課
- ・ 漁港漁場課
- ・ 内水面漁業センター
- ・ 水産試験場

## (4) 監査の結果の表記方法

### ① 監査結果の見解について

本監査報告書では、監査の結果、「結果」、「意見」の区分で見解を述べている。「結果」は、合規制違反、不当もしくは本来なされるべき事務がなされていないことから是正・改善を求めるものであり、「意見」は、「結果」ではないが是正・改善の提案を行うものである。

なお「結果」または「意見」とした事項については、できるだけ具体的な是正・改善の内容または方向性を示すよう心掛けた。

## ② 監査結果について

監査結果は、「全般的事項」、「林業行政」、「水産業行政」の各項目別に記載している。

「全般的事項」は、林業及び水産業行政で共通的に見られた結果または意見の対象となる事項である。他の分野において同様の問題が生じていないか検証し、生じている場合は、必要な措置を講じることを要望する。

## 5. 本報告書における表記について

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。

また、以下の表記に統一している。

- ・ 平成31年4月から令和2年3月までの年度について、「令和元年度」として表記している。ただし、元の資料名が「平成31年度・・・」となっている場合は、資料を特定するために、「平成31年度」と表記している。
- ・ 表中において、平成を「H」、令和を「R」として表記している箇所がある。

## 6. 包括外部監査人補助者

公認会計士 榎本 浩  
公認会計士 竹下 安司  
公認会計士 福井 智士  
その他 上村 やよい

## 7. 包括外部監査の実施期間

自令和2年7月9日 至令和3年3月29日

## 8. 利害関係

包括外部監査人は、地方自治法第252条の28に規定する欠格事由を有してない。

また、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2. 我が国における林業及び水産業を取り巻く環境

## 1. 我が国における林業行政を取り巻く環境

我が国における林業行政を取り巻く環境について、林野庁作成の「令和元年度 森林及び林業の動向」（以下、「令和元年度\_森林・林業白書」という。）等より抜粋した内容は以下のとおりである。

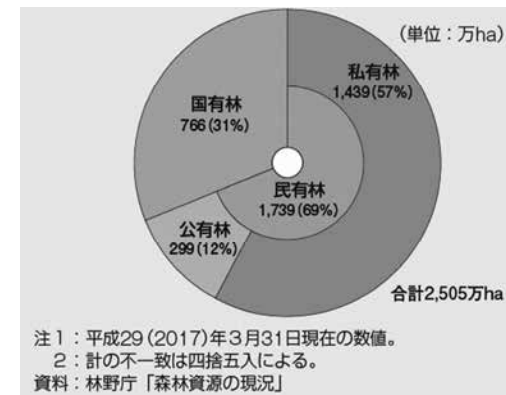
## (1) 我が国の森林の状況

我が国の森林面積は、平成29（2017）年3月末現在で2,505万haであり、国土面積3,780万haのうち約3分の2が森林となっている。また、そのうち約4割に相当する1,020万haは人工林で、終戦直後や高度経済成長期に伐採跡地に造林されたものが多くを占めており、その半数が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えている。

我が国の森林蓄積は人工林を中心に年々増加してきており、平成29（2017）年3月末現在で約52億 $m^3$ となっている。このうち人工林が約33億 $m^3$ と約6割を占める。

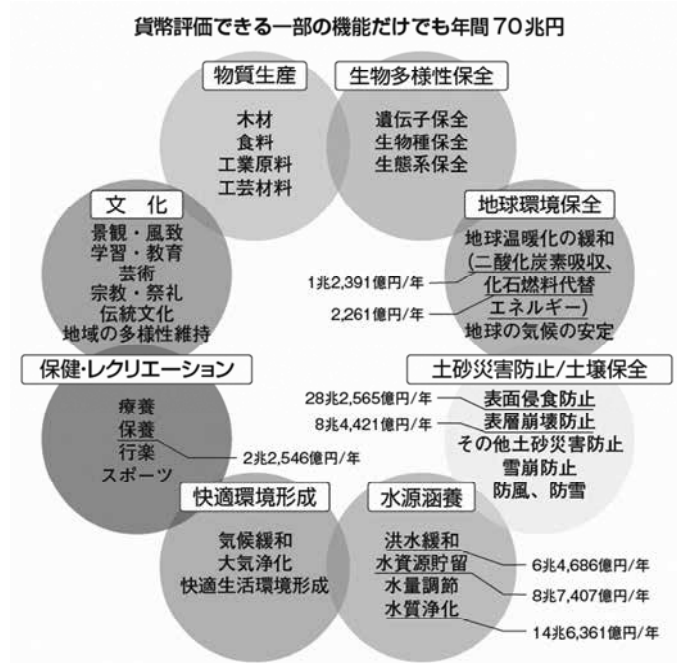
我が国の森林は、様々な働きを通じて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与しており、これらの働きは「森林の有する多面的機能」と呼ばれている。

我が国の森林面積の内訳



(出典：令和元年度\_森林・林業白書 55頁)

## 森林の有する多面的機能



注1：貨幣評価額は、機能によって評価方法が異なっている。また、評価されている機能は、多面的機能全体のうち一部の機能にすぎない。

2：いずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」など一定の仮定の範囲においての数字であり、少なくともこの程度には見積もられるといった試算の範囲を出ない数字であるなど、その適用に当たっては細心の注意が必要である。

3：物質生産機能については、物質を森林生態系から取り出す必要があり、一時的にせよ環境保全機能等を損なうおそれがあることから、答申では評価されていない。

4：貨幣評価額は、評価時の貨幣価値による表記である。

5：国内の森林について評価している。

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」及び同関連付属資料(平成13(2001)年11月)

(出典：令和元年度\_森林・林業白書 55頁)

## (2) 森林計画制度

## 1) 森林・林業基本計画

政府は、「森林・林業基本法」に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「森林・林業基本計画」を策定し、おおむね5年ごとに見直すこととされている。直近では平成28(2016)年5月に見直しが行われた。

同計画では、「林産物の供給及び利用」の目標として、令和7(2025)年における国産材と輸入材を合わせた木材の総需要量を7,900万 $\text{m}^3$ と見通した上で、国産材の供給量及び利用量の目標を平成26(2014)年の実績の約1.7倍に当たる4,000万 $\text{m}^3$ としている。

## 2) 全国森林計画

農林水産大臣は「森林法」に基づき、5年ごとに15年を一期として「全国森林計画」を策定し、全国の森林を対象として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示すこととされている。同計画は、「森林・林業基本計画」に即して策定され、都道府県知事が立てる「地域森林計画」等の指針となるものである。

また、農林水産大臣は「森林法」に基づき、「全国森林計画」に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、「全国森林計画」の作成と併せて、5年ごとに「森林整備保全事業計画」を策定することとされている。

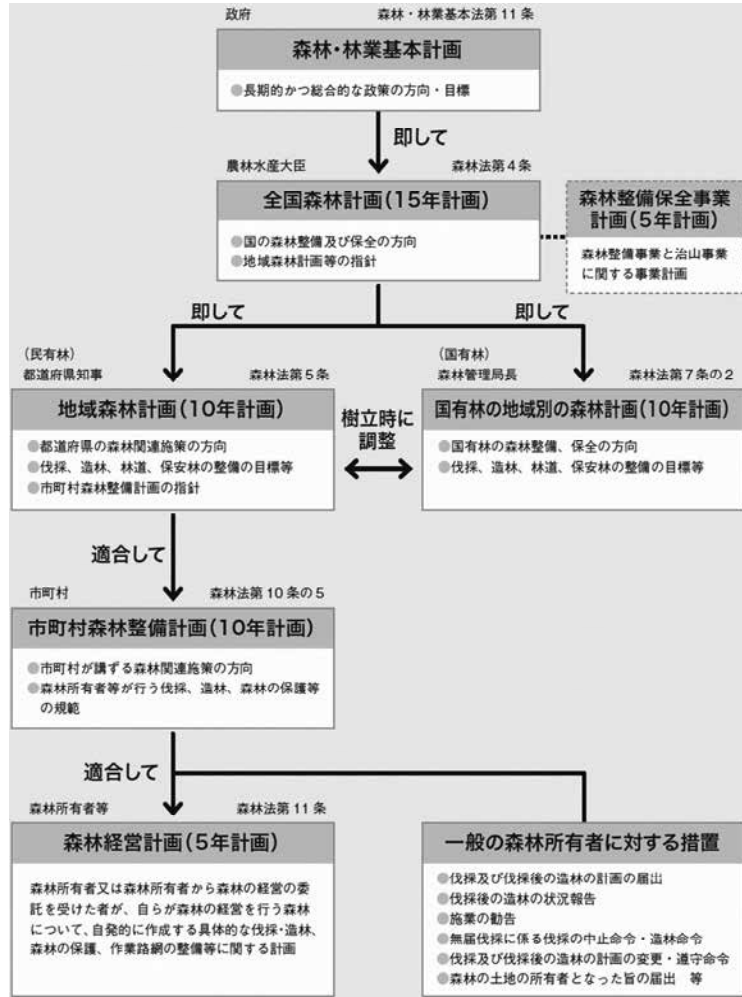
## 3) 地域森林計画

都道府県知事と森林管理局長は、「森林法」に基づき、全国158の森林計画区(流域)ごとに、「地域森林計画」と「国有林の地域別の森林計画」を立てることとされている。これらの計画では、「全国森林計画」に即しつつ、地域の特性を踏まえながら、森林の整備及び保全の目標並びに森林の区域(ゾーニング)及び伐採等の施業方法の考え方を提示している。

また、市町村長は、「森林法」に基づき、「地域森林計画」に適合して「市町村森林整備計画」を立てることとされている。同計画は、地域に最も密着した地方公共団体である市町村が、地域の森林の整備等に関する長期の構想とその構想を実現するための森林の施業や保護に関する規範を森林所有者等に対して示した上で、「全国森林計画」と「地域森林計画」で示された森林の機能の考え方を踏まえながら、各市町村が主体的に設定した森林の取扱いの違いに基づく区域(ゾーニング)や路網の計画を図示している。

森林・林業基本計画、全国森林計画及び地域森林計画等の関係を図示すると以下のとおりである。

#### 森林計画制度の体系



(出典：令和元年度\_森林・林業白書 57頁)

### (3) 森林経営管理制度及び森林環境税

#### 1) 森林経営管理制度

平成30(2018)年5月、森林経営管理法が成立し、平成31(2019)年4月から施行された。同法により、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について、その経営管理を林業経営者や市町村に委ねる「森林経営管理制度」が措置された。

森林の経営管理は、これまで森林所有者が自ら実施し、または森林所有者が民間事業者等に経営委託して実施されてきたが、同制度は、経営管理が行われていない森林について、市町村が主体となって経営管理を図る、といった従来の制度とは大きく異なる仕組みとなっている。

「森林経営管理制度」においては、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託(経営管理権の設定)を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託(経営管理実施権の設定)するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理(市町村森林経営管理事業)をすることとしている。あわせて、所有者の一部または全部が不明で手入れ不足となっている森林においても、所有者の探索や公告等の一定の手続を経た上で市町村に経営管理権を設定する特例が措置されており、所有者不明森林等においても適正な整備が推進されていくことが期待されている。

同制度等を通じて、林業経営に適した森林については、森林の経営管理の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極的に展開するとともに、林業経営に適さない森林については、管理コストの低い自然に近い森林へ誘導していくこととしている。

市町村への経営管理権の設定は、森林所有者に対し、経営管理の現況や今後の見通しを確認する意向調査を踏まえて行われる。市町村は、経営管理が行われていない森林や、その所有者情報等を林地台帳等により把握し、地域の実情に応じた長期的な計画を立てた上で、地域関係者と連携しつつ意向調査を実施する。

ここで、森林所有者から市町村に森林の経営管理を委託する希望があった場合に、市町村が森林所有者との合意の下で経営管理の内容等に関する計画(経営管理権集積計画)を定め、公告することにより、経営管理権が設定されることとなる。

都道府県は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募・公表を行う。この都道府県が公表する民間事業者については、①森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指す、②経営管理を確実に実行に足りる経理的な基礎を有すると認められるといった条件が求められる。

令和2(2020)年3月31日時点で46都道府県において公募が開始され、44都道府



県においては公表済みとなっている。今後、市町村は都道府県が公表した民間事業者の中から、地域の実情に合わせて委託先の選定を行い、経営管理実施権の設定を行うこととしている。

森林経営管理制度においては、多くの市町村において林務担当職員の不足や林業に関する知見・ノウハウの不足に対応する方法として、①外部人材の活用（雇用）、②外部への委託（アウトソーシング）、③地域との関係者との連携、④近隣の市町村との連携、⑤都道府県による支援等、各地域で様々な取組が進められている。

①外部人材の活用（雇用）については、林務担当職員が不足する中、その解決方法として、専門的な知見を有する林業技術者を市町村で雇用することが考えられる。このため、平成29（2017）年度に「地域林政アドバイザー」制度が措置され、市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用し、またはそのような技術者が所属する法人等に業務を委託する場合に、特別交付税が措置されており、同制度を活用している市町村もある。また、都道府県で技術者を雇用し、管内の市町村に巡回指導する事例もみられる。

②外部への委託（アウトソーシング）については、制度に係る事務の一部を森林組合や森林・林業に携わる第3セクター等の民間事業者へ委託することで、業務を効率的に進めることが考えられる。委託の範囲については、例えば森林所有者への意向調査は森林所有者情報を有する市町村が行い、調査結果を踏まえた個別の森林所有者との協議は、森林所有者と接する機会の多い民間事業者に委託するなど、市町村や民間事業者の各々の得意分野が発揮されるよう委託の範囲を決定することが重要となる。

③地域との関係者との連携については、市町村が中心となり、森林・林業関係者と新たな組織を設置したり、地域住民との連携や地域の合意形成を図るなどの工夫もみられる。

④近隣の市町村との連携については、隣接市町村や流域の市町村等で構成した協議会を活用し、複数の市町村が共同で意向調査や境界確認等の事務処理を進める体制を整えた地域もある。

⑤都道府県による支援については、森林経営管理制度を進めるため、都道府県が新たな組織の設立や既存組織の活用等により、市町村の事務の一部を担うケースや、民間団体等に支援業務を委託する取組もみられる。また、都道府県においても、林業大学校等を活用した市町村職員向けの研修の実施、マニュアル・ガイドラインの作成等の取組が進められている。このように、自治体ごとの実情に応じて様々な手法により体制整備を進めていくことが重要である。

## 2) 森林環境税

平成31（2019）年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立した。これにより、「森林環境税」（令和6（2024）年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元（2019）年度から譲与）が創設された。

森林環境税は、令和6（2024）年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされている。

また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元（2019）年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。本税により、山村地域のこれまで手入りが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等における木材需要を創出し山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながることを期待される。

なお、森林環境譲与税の用途については、適正な用途に用いられることが担保されるように、市町村等はインターネットの利用等により用途を公表しなければならないとされている。

#### （４）森林整備の動向

##### 1）森林整備の実施状況

森林の有する多面的機能の持続的発揮に向け、森林資源の適切な利用を進めつつ、主伐後の再造林や間伐等を着実に行う必要がある。また、自然条件等に応じて、複層林化、長伐期化、針広混交林化や広葉樹林化を推進するなど、多様で健全な森林へ誘導することも必要となっている。特に山地災害防止機能や土壌保全機能が発揮されるためには、樹木の樹冠や下層植生が発達するとともに、樹木の根系が深く広く発達した森林である必要がある。平成30（2018）年に改定された「国土強靱化基本計画」の推進方針では、森林の整備・保全等を通じた防災・減災対策を推進することとしている。また、林業生産活動を持続させ、森林を適切に保全管理することを通じて、国土保全機能を適切に発揮させるとともに、地域で生産される木材の積極的な利用及び土木・建築分野におけるCLT（直交集成板）等の木材を利用するための工法の開発・普及等を進めることとしている。このため、我が国では、「森林法」に基づく森林計画制度等により計画的かつ適切な森林整備を推進している。

また、地球温暖化対策として、我が国は、令和2（2020）年度における温室効果ガス削減目標を平成17（2005）年度総排出量比3.8%減以上としており、森林吸収源対策により約3,800万CO2トン（2.7%）以上の吸収量を確保することとしている。この森林吸収量の目標を達成するため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（以下「間伐等特措法」という。）に基づき農林水産大臣が定める「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」では、平成25（2013）年度から令和2（2020）年度までの8年間において、年平均52万haの間伐を実施することとしている。

このような中、林野庁では、森林所有者等による主伐後の再造林や間伐等の森林施業や路網整備に対して、「森林整備事業」により支援を行っている。この中では、「森林経営計画」の作成者等が施業の集約化や路網整備等を通じて低コスト化を図りつつ計画的に実施する施業に対し、支援を行っているほか、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない急傾斜地等の条件不利地において、市町村等が森林所有者と協定を締結して実施する施業等に対し支援を行っている。

また、森林所有者による整備が進みにくい地域においては、都道府県によって設立された法人である林業公社が、分取方式による造林を推進してきた。林業公社はこれまで、全国で約40万haの森林を造成し、森林の有する多面的機能の発揮や、雇用の創出等に重要な役割を果たしてきた。平成31（2019）年3月末現在、24都県に26の林業公社が設置されており、これらの公社が管理する分取林は、全国で約31万ha（民有林の約2%）となっている。林業公社の経営は、個々の林業公社により差があるものの、木材価格の長期的な下落等の社会情勢の変化や森林造成に要した借

入金の累増等により、総じて厳しい状況にあり、経営健全化が必要となっている。このため、林業公社に対しては、林野庁の補助事業により、収益性の向上に資する分取比率の見直し等の取組や、森林の有する多面的機能の発揮の観点から行う森林整備等に支援を行っているほか、金融措置や地方財政措置による支援も講じられている。各林業公社は、このような支援等も活用しつつ、経営改善に取り組んでいる。

我が国では、適切な森林整備の実施を確保するため、「森林法」に基づき、「市町村森林整備計画」で伐採、造林、保育等の森林整備の標準的な方法を示しており、森林所有者等が森林を伐採する場合には、市町村長にあらかじめ伐採及び伐採後の造林の計画等を記載した届出書を提出することとされている。また、市町村が伐採後の森林の状況を把握しやすくし、指導・監督を通じた再造林を確保するため、同法に基づき、森林所有者等は、市町村長へ伐採後の造林の状況を報告することとされている。

##### 2）地方公共団体独自の住民税の超過課税の取組

平成31（2019）年4月現在、37の府県において、森林整備等を目的とした住民税の超過課税により、地域の実情に即した課題に対応するために必要な財源確保の取組が行われており、全37府県で森林整備・保全に活用されているほか、各府県の実情に即して木材利用促進、普及啓発、人材育成等に幅広く活用されている。なお、関係府県においては、超過課税の期限や見直し時期も踏まえつつ、必要に応じて国の森林環境税導入後の超過課税の取組が検討されており、地域独自の取組と国の森林環境税がそれぞれの役割分担の下で効果的に活用され、森林整備等が一層進むことが期待される。

##### 地方公共団体による森林整備等を主な目的とした住民税の超過課税の取組状況

北海道・東北地方	関東地方	中部地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州地方
岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 神奈川県	富山県 石川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

（出典：令和元年度\_森林・林業白書 76頁、は監査人が付与）

## (5) 森林保全の動向

### 1) 保安林及び林地開発許可制度

公益的機能の発揮が特に要請される森林については、農林水産大臣または都道府県知事が「森林法」に基づき「保安林」<sup>1</sup>に指定して、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制している。保安林には、「水源かん養保安林」を始めとする17種類の保安林がある。平成30(2018)年度には、新たに約2.7万haが保安林に指定され、同年度末で、全国の森林面積の49%、国土面積の32%に当たる1,221万haの森林が保安林に指定されている。

#### 保安林の種類別面積

森林法 第25条 第1項	保安林種別	面積 (ha)	
		指定面積	実面積
1号	水源かん養保安林	9,223,965	9,223,965
2号	土砂流出防備保安林	2,601,853	2,530,220
3号	土砂崩壊防備保安林	59,912	59,484
4号	飛砂防備保安林	16,167	16,146
5号	防風保安林	56,169	56,024
	水害防備保安林	633	612
	潮害防備保安林	13,877	12,215
	干害防備保安林	126,174	99,826
	防雪保安林	31	31
6号	防露保安林	61,693	61,466
	なだれ防止保安林	19,171	16,579
7号	落石防止保安林	2,503	2,470
	防火保安林	400	312
8号	魚つき保安林	60,049	27,045
9号	航行目標保安林	1,106	319
10号	保健保安林	704,071	92,592
11号	風致保安林	28,044	14,273
合 計		12,975,819	12,213,578
森林面積に対する比率(%)		-	48.8
国土面積に対する比率(%)		-	32.3

注1：平成31(2019)年3月31日現在の数値。  
注2：実面積とは、それぞれの種別における指定面積から、上位の種別に兼種指定された面積を除いた面積を表す。  
資料：林野庁治山課調べ。

(出典：令和元年度\_森林・林業白書 78頁)

<sup>1</sup> 保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林であり、その指定の目的により17種類ある。保安林に指定されると、立木の伐採や土地の形質の変更には都道府県知事の許可が必要になるとともに、伐採跡地へは指定施業要件にしたがって植栽をしなければならない。一方で、固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税が課税されず、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の3～8割が控除される。

保安林以外の森林についても、工場用地や農用地の造成、土石の採掘等を行うに当たっては、森林の有する多面的機能が損なわれないよう適正に行うことが必要である。このため「森林法」では、保安林以外の民有林について、森林の土地の適正な利用を確保することを目的とする林地開発許可制度が設けられている。同制度では、森林において一定規模を超える開発を行う場合には、都道府県知事の許可が必要とされている。

### 2) 治山対策の展開

国及び都道府県は、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくりを推進するため、「森林整備保全事業計画」に基づき、山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う治山事業を実施している。

林野庁では、山地災害が発生した場合には、初動時の迅速な対応に努めるとともに、二次災害の防止や早期復旧に向けた災害復旧事業等の実施等に取り組んでいる。特に、大規模な災害が発生した場合には、地方公共団体への職員派遣や、被災都道府県等と連携したヘリコプターによる上空からの被害状況調査等の支援も行っている。

近年、短時間の大雨が増加傾向にあることに加え、気候変動により大雨の発生頻度が更に増加するおそれが高いことが指摘されており、今後、山地災害の発生リスクが一層高まることが懸念されている。また、近年の災害では、山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化しているなど、山地災害の発生形態も多様化している。

このような中、平成26(2014)年に策定され、平成30(2018)年に改定された「国土強靱化基本計画」では、国土強靱化の推進方針として、山地災害対策の強化等が位置付けられており、内閣府の中央防災会議の下に設置された「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」が平成27(2015)年に取りまとめた報告では、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災対策に向けた治山対策を推進していく必要があるとされている。

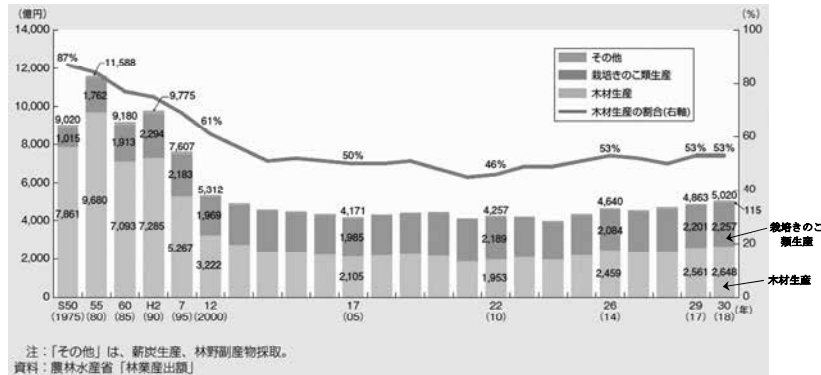
(6) 林業の動向

1) 林業生産の動向

林業産出額は、国内における林業生産活動によって生み出される木材、栽培きのご類、薪炭等の生産額の合計である。我が国の林業産出額は、平成17(2005)年以降は4,000億円程度、平成26(2014)年以降は4,500億円以上で推移しており、平成30(2018)年は、前年比3%増の5,020億円と、平成12(2000)年以来、18年ぶりに5,000億円台を回復した。

このうち木材生産の産出額は、近年は、丸太輸出や木質バイオマス発電等の新たな木材需要により増加傾向で推移しており、平成30(2018)年は、前年比3%増の2,648億円となっている。また、林業産出額全体に占める木材生産の割合は、平成14(2002)年以降は5割程度で推移している。

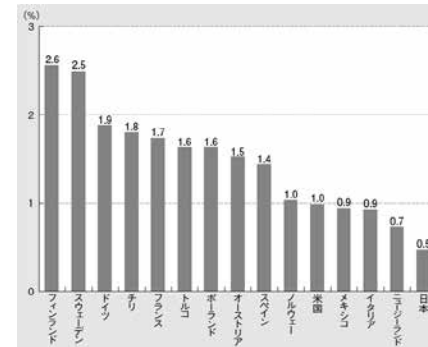
林業産出額の推移



(出典：令和元年度\_森林・林業白書 108頁)

我が国は、国土の3分の2を森林が占め、その森林も着実に蓄積を増加させており、世界的にみても森林資源の豊富な国であるが、自国の木材資源をあまり利用していない国でもある。経済協力開発機構(OECD)加盟国のうち森林蓄積量上位15か国について、2015年時点の森林蓄積量に対する年間の木材生産量の比率をみると、我が国は他国に比べて低位な状況にある。

諸外国の森林蓄積量に対する木材生産量の比率

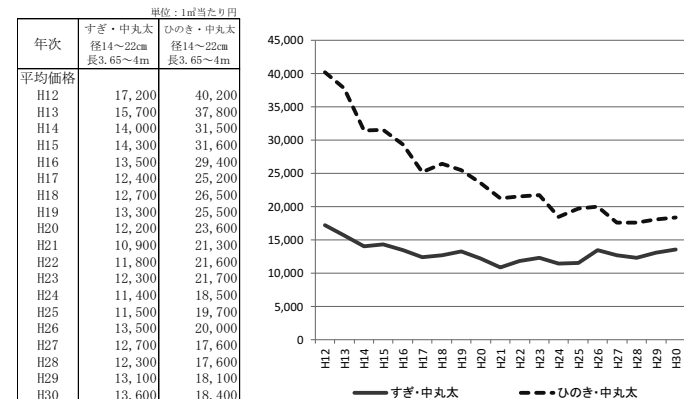


(出典：令和元年度\_森林・林業白書 110頁)

スギの素材価格については、昭和55(1980)年をピークに下落してきた。昭和62(1987)年から住宅需要を中心とする木材需要の増加により若干上昇したものの、平成3(1991)年からは再び下落したが、近年は13,000~14,000円/m<sup>3</sup>程度で推移している。

ヒノキは、スギと同様に、昭和55(1980)年をピークに下落、昭和62(1987)年から上昇、平成3(1991)年から再び下落し、近年は18,000円/m<sup>3</sup>前後で推移している。

素材価格推移(平成12年度以降)



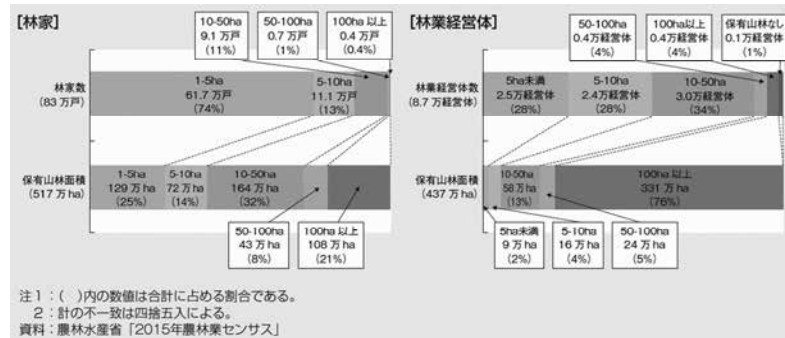
(出典：農林水産省「木材価格統計調査」)

### 2) 林業経営の動向

平成28(2016)年に公表された「2015年農林業センサス」によると、林家<sup>1</sup>の数は、5年前の前回調査(「2010年世界農林業センサス」)比で9%減の約83万戸、保有山林面積の合計は前回比で1%減の約517万haとなっており、1林家当たりの保有山林面積は増加傾向となっている。保有山林面積規模別にみると、保有山林面積が10ha未満の林家が88%を占めており、小規模・零細な所有構造となっている。一方で、保有山林面積が10ha以上の林家は、全林家数の12%にすぎないものの、林家による保有山林面積の61%に当たる316万haを保有している。

林業経営体<sup>2</sup>の数は、前回調査比で38%減の約8.7万経営体、保有山林面積の合計は16%減の約437万haとなっており、1林業経営体当たりの保有山林面積は増加傾向となっている。このうち、1世帯(雇用者の有無を問わない。)で事業を行う「家族経営体」の数は約7.8万経営体、それ以外の組織経営体は約0.9万経営体となっており、それぞれ同程度の割合で減っている。

林家・林業経営体の数と保有山林面積



(出典: 令和元年度\_森林・林業白書 111頁)

<sup>1</sup> 保有山林面積が1ha以上の世帯。

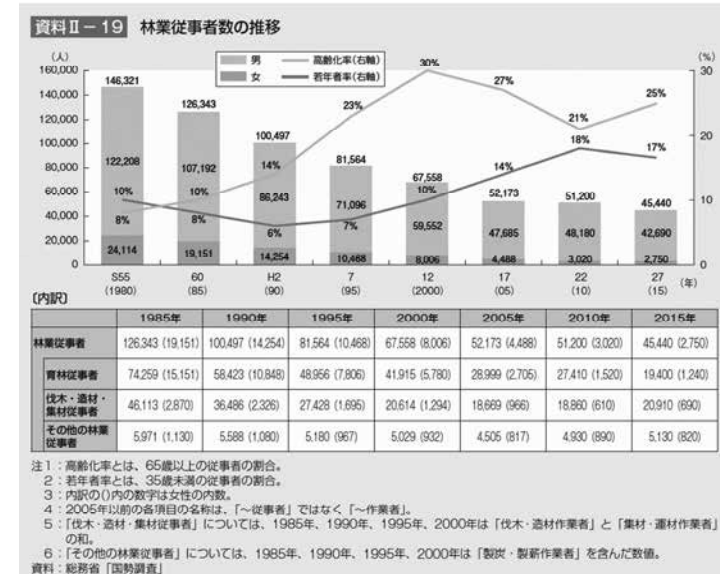
<sup>2</sup> ①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか森林経営計画または森林施業計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③委託や立木の購入により過去1年間に200㎡以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者。民間事業者及び森林組合がある。

### 3) 林業労働力の動向

林業労働力の動向を、現場業務に従事する者である「林業従事者」の数でみると、長期的に減少傾向で推移しており、平成27(2015)年には45,440人となっている。

林業従事者の高齢化率(65歳以上の従事者の割合)は、平成12(2000)年以降は低下し、平成22(2010)年には21%となったが、平成27(2015)年には25%となっている。一方、若年者率(35歳未満の若年者の割合)は、平成2(1990)年以降は上昇して平成22(2010)年には18%となり、平成27(2015)年には17%となっている。

林業従事者数の推移

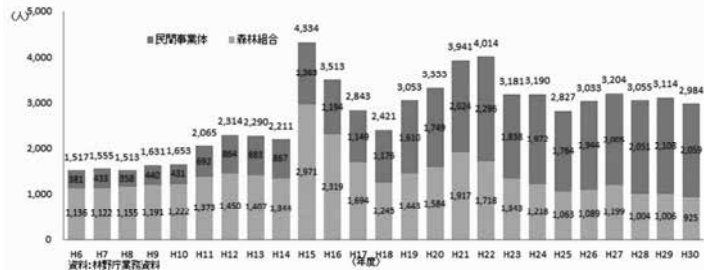
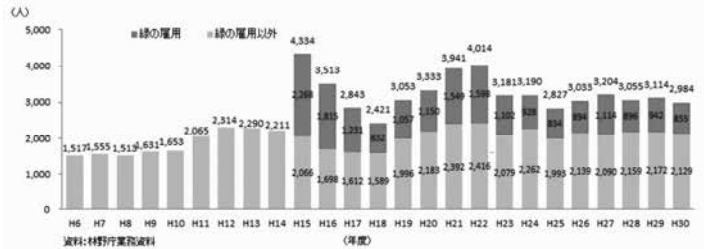


(出典: 令和元年度\_森林・林業白書 118頁)

林野庁では、平成15(2003)年度から、林業経営体に就業した若年者を中心に、林業に必要な基本的な知識や技術の習得を支援する「「緑の雇用」事業」を実施して、新規就業者の確保・育成を図っている。

<sup>1</sup> 緑の雇用制度とは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、都道府県知事の認定を受けた林業事業者に対し、新規就業者を雇用して行う研修等に必要経費を支援する制度である。

現場技能者として林業経営体へ新規に就業した者（新規就業者）の推移



(出典：林野庁「林業労働力の動向」)

また、近年、全国各地で就業前の若手林業技術者の教育・研修機関を新たに整備する動きが広がっている。林野庁では、林業大学校等に通う者を対象に給付金を支給する「緑の青年就業準備給付金事業」を実施して、就業希望者の裾野の拡大や、将来的な林業経営の担い手の育成を支援している。

全国の林業大学校一覧

資料Ⅱ-21 全国の林業大学校一覧

府県等	名称	府県等	名称
岩手県	いわて林業アカデミー	兵庫県	兵庫県立森林大学校
秋田県	秋田林業大学校	和歌山県	和歌山県農林大学校
山形県	山形県立農林大学校	鳥取県日南町	にちなん中国山地林業アカデミー
群馬県	群馬県立農林大学校	島根県	島根県立農林大学校
福井県	ふくい林業カレッジ	徳島県	とくしま林業アカデミー
長野県	長野県林業大学校	高知県	高知県立林業大学校
岐阜県	岐阜県立森林文化アカデミー	熊本県	くまもと林業大学校
静岡県	静岡県立農林大学校	大分県	おおいた林業アカデミー
京都府	京都府立林業大学校	宮崎県	みやざき林業大学校

注：学校教育法に基づく専修学校や各種学校、自治体の研修機関で、修学・研修期間は1～2年間であるものを、府県等が「林業大学校」等として設置している。  
資料：林野庁研究指導課調べ。

(出典：令和元年度\_森林・林業白書 120頁、□は監査人が付与)

林業経営体への新規就業者については、「緑の雇用」事業により、新規就業者の増加、若年者率の向上等の成果も見られるが、依然として林業従事者の所得水準は他産業と比べて低いなどの状況にある中、現場作業員の確保が課題となっている。

また、林業作業の季節性や事業主の経営基盤のぜい弱性等により、林業労働者の雇用は必ずしも安定していないことがあり、雇用が臨時的、間断的である場合など、社会保険等が適用にならないこともある。しかし、近年は、全国的に把握が可能な森林組合についてみると、通年で働く専門的な雇用労働者の占める割合が上昇傾向にあるとともに、社会保険等が適用される者の割合も上昇している。

林業労働における死傷者数は、長期的に減少傾向にあり、その要因としては、高性能林業機械の導入や路網整備等による労働負荷の軽減や、チェーンソー防護衣の普及及び林野庁が実施している林業経営体に対する安全巡回指導、労働安全衛生改善対策セミナー並びに、「緑の雇用」事業における新規就業者を対象とした伐木作業技術等の研修の強化等が考えられる。一方で、林業における労働災害発生率は、平成30(2018)年の死傷年千人率でみると22.4で、全産業平均(2.3)の9.7倍となっており、全産業の中で最も高い状態が続いている。

林業における労働災害発生率の推移 (出典：令和元年度\_森林・林業白書 122頁)



業種別死傷年千人率の推移 (出典：林野庁「林業労働災害の現況」)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全産業	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3
林業	26.9	27.0	31.2	32.9	22.4
鉱業	8.1	7.0	9.2	7.0	10.7
建設業	5.0	4.6	4.5	4.5	4.5
製造業	2.9	2.8	2.7	2.7	2.8
木材・木製品製造業	12.3	11.2	11.0	9.9	10.9

資料：業種別死傷年千人率(厚生労働省)  
年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数(休業4日以上)を示すもの。  
注：千人率の計算に用いる数値の出所が平成24年より「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」から「労働者死傷病報告書」及び「総務省労働力調査」に変更されている。

#### 4) 林業経営の効率化に向けた取組

我が国の林業は、販売収入に対して育林経費が高くなっている。50年生のスギ人工林の主伐を行った場合の平均的な木材収入は、平成30（2018）年の山元立木価格に基づいて試算すると、96万円/haとなる。これに対して、スギ人工林において、50年生（10齢級）までの造林及び保育にかかる経費は、「平成25年度林業経営統計調査報告」によると、114万円/haから245万円/haとなっている。このうち約9割が植栽から10年間に必要となっており、初期段階での育林経費の占める割合が高い状況となっている。他方、我が国における伐出・運材等のコストは海外と比べて割高となっているとの研究結果もある。

このような中、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用のサイクルで、安定的な林業経営を行うには、施業の集約化や、育林を含む林業の作業システムの生産性の向上、低コスト化等により、林業経営の効率化を図ることが重要な課題となっている。これらの課題に対するため、「施業の集約化」の推進「提案型集約化施業」が行われており、これを担う人材として「森林施業プランナー」の育成、平成24（2012）年度から導入された森林経営計画制度、平成31（2019）年4月から開始された森林経営管理制度等がある。

「相続等により森林は保有しているが、自分の山がどこかわからない」等より、境界が不明確で整備が進まない森林もみられる。また、こうした状況の下、森林所有者に無断で立木が伐採された事案も発生している。境界の明確化に向けては、従来は個別に管理されていた森林計画図や森林簿といった森林の基本情報をデジタル処理し、システムで一元管理することで、森林情報を迅速に把握することが可能な森林GISや高精度のGPS、ドローン等を活用して現地確認の効率化を図る取組が実施されている。

平成28（2016）年5月の「森林法」の改正により、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報等を記載した「林地台帳」を作成し、その内容の一部を公表する制度が創設され、平成31（2019）年4月に制度の本格運用を開始した。これにより、森林経営の集積・集約化を進める森林組合や林業事業体等に対する情報提供等が可能となり、森林組合等が行う施業集約化の合意形成や、市町村が行う森林経営管理制度の意向調査の対象となる森林所有者の特定等に林地台帳が活用されるようになった。

所有者情報の整備や境界明確化に取り組む一方で、所有者不明の森林については、森林経営管理法において、一定の手続を経れば市町村等が経営や管理を行うことができるとする特例が措置されている。なお、共有林の所有者の一部が不明な場合については、森林法において、一定の手続を経ることで伐採・造林を行うことができる制度が措置されており、本制度を活用した森林施業も行われている。

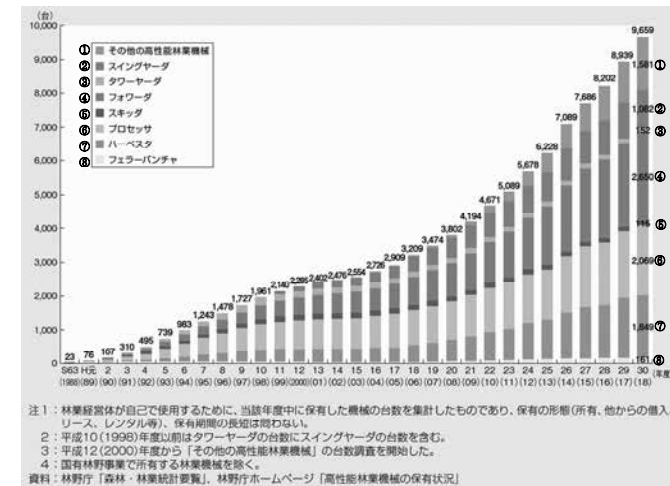
素材生産は、立木の伐倒（伐木）、木寄せ、枝払い及び玉切り（造材）、林道沿い

の土場への運搬（集材）、樅積といった複数の工程から成り、高い生産性を確保するためには、各工程に応じて、林業機械を有効に活用するとともに、路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた作業システムの普及・定着を図る必要がある。また、我が国では木材販売収入に対して特に初期段階での育林経費が高い状況にあることから、主伐後の再造林の確保に向けて、造林作業に要するコストの低減を図る必要がある。路網は、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、林業の最も重要な生産基盤である。また、路網の整備は、作業現場へのアクセスの改善、機械の導入による安全性の向上、労働災害時の搬送時間の短縮等が期待できることから、林業の労働条件の改善等にも寄与するものである。

「森林・林業基本計画」では、森林施業の効率的な実施のために路網の整備を進めることとしており、一般車両の走行を想定した幹線となる「林道」、大型の林業用車両の走行を想定した「林業専用道」及びフォワーダ等の林業機械の走行を想定した「森林作業道」の3区分に整理して、これらをバランスよく組み合わせた路網の整備を進めていくこととしている。

我が国における高性能林業機械の導入は、昭和60年代に始まり、近年では、路網を前提とする車両系のフォワーダ、プロセッサ、ハーベスタ等を中心に増加しており、平成30（2018）年度は、合計で前年比8%増の9,659台が保有されている。

高性能林業機械の保有台数の推移



(出典：令和元年度\_森林・林業白書 133頁)

フェラーバンチャ (伐倒・集積)

立木を伐採(フェリング)し、切った木をそのまま揺んで集材に便利な場所へ集積(バンチング)する自走式機械。チェーンソーに代わり、最も危険な伐倒作業を担う。



ハーベスタ (伐倒・枝払い・玉切り・集積)

従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。



プロセッサ (枝払い・玉切り)

林道や土場などで、全木集材されてきた材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行う自走式機械。



スキッド (集材)

丸太の一端を吊り上げて土場まで地引集材する集材専用の自走式機械。主として伐開された林地内で使用される。



フォワード (集材)

玉切りした短幹材をグラブクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。



タワーヤード (集材)

簡単に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。



スイングヤード (集材)

主索を用いない龍巻索張方式に対応し、かつ、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベスマシンに集材用ウインチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



(出典：林野庁HP「高性能林業機械とは」)

(7) 特用林産物の動向

「特用林産物」とは、一般に用いられる木材を除き、森林原野を起源とする生産物の総称であり、食用のきのこ類、樹実類や山菜類等、漆や木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭等が含まれる。特用林産物は、林業産出額の約5割を占めており、木材とともに、地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を果たしている。平成30(2018)年の特用林産物の生産額は、前年比2%増の2,828億円であった。このうち、「きのこ類」は前年比4%増の2,454億円となり、全体の8割以上を占めている。このほか、樹実類、たけのこ、山菜類等の「その他食用」が279億円、木炭やうるし等の「非食用」が95億円となっている。

主要な特用林産物の平成30年の生産動向

区分	生産額 (トン)	対前年比	生産額 (億円)	対前年比	主要な生産地	備 考	
							対前年比
食 料	乾しいたけ	2,435 (18,442)	103.6%	109	90.2%	大分、宮崎、熊本、愛媛、岩手	
	しいたけ	70,392	101.1%	681	93.4%	徳島、北海道、岩手、秋田、群馬	
	うち原木栽培	5,965	93.3%	58	86.2%	群馬、鹿児島、群馬、茨城、大分	
	うち菌床栽培	64,416	101.9%	623	94.1%	徳島、北海道、岩手、秋田、群馬	
	なめこ	23,350	99.3%	106	98.7%	群馬、山形、長野、福島、北海道	
	えのきたけ	140,168	103.3%	307	110.9%	新潟、新潟、宮崎、福岡、長崎	
	ひらたけ	4,001	104.5%	19	113.0%	新潟、福岡、長野、茨城、三重	
	ぶなしめじ	117,966	100.2%	506	104.1%	長野、新潟、福岡、香川、静岡	
	まいたけ	49,691	104.1%	453	124.6%	新潟、静岡、福岡、長野、北海道	
	エリンギ	39,421	100.9%	214	101.4%	長野、新潟、広島、福岡、香川	
	まつたけ	63	347.8%	22	184.7%	長野、岩手、愛媛、岡山、京都	
	きくらげ	2,309	135.0%	25	135.0%	岐阜、北海道、熊本、鹿児島、茨城	
	その他	2,205	104.0%	18	94.0%		
	小 計	467,998	102.0%	2,460	104.2%		
く り	16,500	88.2%	95	67.7%	茨城、熊本、愛媛、岐阜、埼玉		
たけのこ	25,364	107.6%	51	85.3%	福岡、鹿児島、熊本、京都、香川		
わ き び	2,000	94.0%	43	99.3%	静岡、長野、岩手、大分、(他)		
その他	12,908	91.1%	74	102.6%		わきび以外の山菜及び菌類	
計	524,850	101.4%	2,723	101.7%			
非 食 料	うるし	1,845 (他)	128.7%	1	139.1%	岩手、茨城、熊本、福島、長野	
	竹材	1,213 (他)	101.4%	20	75.8%	鹿児島、熊本、福井、福岡、大分	
	桐材	404 (他)	86.8%	0	86.5%	群馬、福島、秋田、山形	
	木炭	14,699	92.2%	18	92.7%	岩手、鳥取、(他) 北海道、和歌山	
	竹炭	534	101.4%	3	101.6%	福岡、山口、熊本、徳島、(他)	
	木酢液	2,451 (他)	101.7%	5	120.0%	岩手、宮崎、熊本、静岡、福島	
	竹酢液	197 (他)	102.1%	1	102.0%	香川、熊本、徳島、岐阜、宮崎	
	漆	76,660 (他)	92.5%	20	95.8%	鹿児島、長野、北海道、福島、岩手	
	その他	2,483	85.7%	28	97.0%		木ろう、つばき油、竹炭、しずく、きび糖
	計			96	92.3%		
合計			2,820	101.4%			

注) 1 乾しいたけの生産量の取扱量きは、生産実績であり、きのこの生産量小計には、この数値を用いている。  
2 うるしはkg、竹材は千束、桐材は㎡、木酢液・竹酢液はℓ、漆は千リットルである。  
3 木炭の生産量は、自家、農産、粉炭の合計である。  
4 計が一致しない部分は、四捨五入によるものである。  
5 生産量は、主に都道府県林業振興課からの報告の集計(集計期間：平成30年1月～12月)である。  
6 生産額は、それぞれの生産量に東京都中央卸売市場等の卸売価格、都道府県の生産者出荷価格等を乗じた推計値である。  
7 主要な生産地は、生産量の上位5都道府県(桐材は4都道府県)を掲載している。

(出典：林野庁「平成30年の特用林産物の生産動向について」、○は監査人が付与)



主要な特用林産物の全国生産量に対する高知県の生産量（平成30年）

種類	単位	全国生産量	高知生産量	占有率
乾しいたけ	トン	2,634.6	26.9	1.02%
生しいたけ	トン	70,382.0	378.7	0.54%
なめこ	トン	23,349.8	0.5	0.00%
えのきたけ	トン	140,167.5	472.4	0.34%
ひらたけ	トン	4,001.3	4.5	0.11%
ぶなしめじ	トン	118,019.0	1,481.0	1.25%
まいたけ	トン	49,691.0	1.9	0.00%
エリンギ	トン	39,421.0	13.9	0.04%
きくらげ類	トン	2,309.0	-	0.00%
まつたけ	トン	56.3	0.1	0.18%
くり	トン	16,500.0	-	0.00%
くるみ	トン	-	-	0.00%
たけのこ	トン	25,363.9	398.7	1.57%
ねまがりたけ	トン	103.1	-	0.00%
わさび	kg	2,080.2	73.3	3.52%
おうれん	kl	0.6	-	0.00%
きはだ皮	トン	4.6	-	0.00%
木ろう	千束	41.4	-	0.00%
生うるし	m <sup>3</sup>	1,845.0	-	0.00%
つばき油	トン	45.1	0.0	0.00%
竹皮	トン	9.8	-	0.00%
竹材	kl	1,213.0	20.6	1.70%
桐材	kl	364.0	-	0.00%
木炭	層積m <sup>3</sup>	14,699.0	1,522.7	10.36%
竹炭	トン	533.6	18.6	3.49%
木酢液	トン	2,450.5	-	0.00%
竹酢液	トン	197.0	-	0.00%
薪	トン	76.7	-	0.00%
オガライト	トン	78.8	-	0.00%
オガ炭	トン	6,478.5	-	0.00%
煉炭	トン	5,936.0	-	0.00%
豆炭	トン	6,846.0	-	0.00%

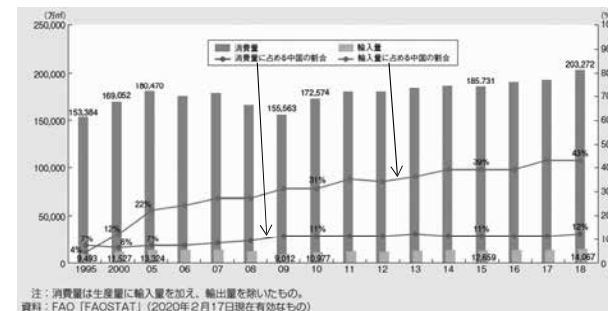
(出典：e-stat「特用林産物生産統計調査」より監査人が作成)

(8) 木材需要の動向

1) 世界の木材需要の動向

国際連合食糧農業機関 (FAO) によると、世界の木材消費量は、2008年秋以降の急速な景気悪化の影響により一時的に減少したが、2010年以降は再び増加傾向にある。中国は産業用丸太の世界最大の輸入国で、2018年の世界の産業用丸太の輸入量に占める割合は43%であった。

世界の木材（産業用丸太）消費量及び輸入量の推移

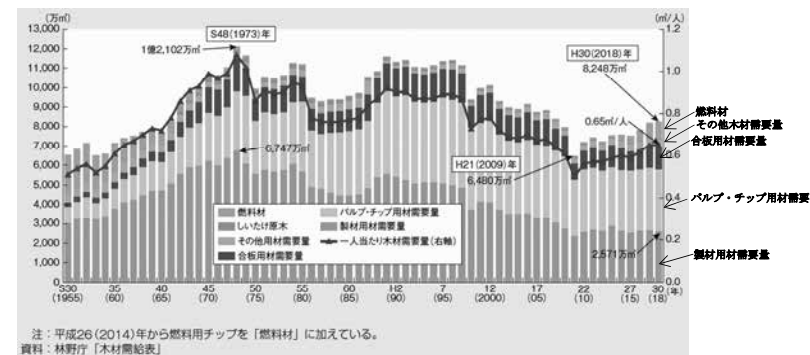


(出典：令和元年度\_森林・林業白書 154頁)

2) 我が国の木材需要の動向

我が国の木材需要量の推移をみると、平成8（1996）年以降は減少傾向となったが、近年は平成20（2008）年の水準を上回るまでに回復している。

我が国の木材需要量の推移

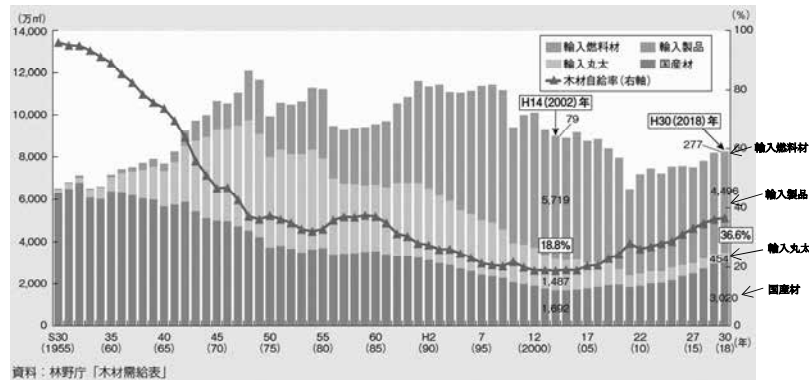


(出典：令和元年度\_森林・林業白書 159頁)

我が国における国産材供給量は、森林資源の充実や合板原料としてのスギ等の国産材利用の増加、木質バイオマス発電施設での利用の増加等を背景に、平成14(2002)年の1,692万㎡を底として増加傾向にある。平成30(2018)年の国産材供給量は、前年比1.8%増の3,020万㎡であった。

我が国の木材輸入量は、平成8(1996)年の9,045万㎡をピークに減少傾向で推移しており、平成30(2018)年は、前年に比べて丸太の輸入量が減少した一方で、木材チップ、合板等、燃料材等の輸入量が増加し、前年比0.2%増の5,228万㎡となった。用材の輸入形態は丸太から製品へとシフトしており、平成30(2018)年は、丸太の輸入量は木材輸入量全体の1割弱にすぎず、約9割が製品での輸入となっている。

我が国の木材供給量と木材自給率の推移



(出典：令和元年度「森林・林業白書」161頁)

我が国の木材自給率は、昭和30年代以降、国産材供給の減少と木材輸入の増加により低下を続け、平成7(1995)年以降は20%前後で推移し、平成14(2002)年には過去最低の18.8%(用材部門では18.2%)となった。その後、人工林資源の充実や、技術革新による合板原料としての国産材利用の増加等を背景に、国産材の供給量が増加傾向で推移したのに対して、木材の輸入量は大きく減少したことから、木材自給率は上昇傾向で推移している。平成30(2018)年は、丸太輸入量が減少するとともに、燃料材の需要が増加し国産材供給量も増加した結果、36.6%となり、8年連続で上昇した。

## (9) 木材利用の動向

### 1) 建築分野における木材利用

我が国の建築着工床面積の現状を用途別・階層別にみると、1～3階建ての低層住宅の木造率は8割に上るが、4階建て以上の住宅及び非住宅建築の木造率はいずれも低い状況にある。このことから、住宅が木材の需要、特に国産材の需要にとって重要であるとともに、中高層及び非住宅分野については需要拡大の余地がある。

4階建て以上の中高層等の大規模な建築物において木材利用を進めるに当たつての課題としては、大断面集成材の使用や耐火建築物とすることによりコストが上がり増しになることや、まとまった量の地域材を活用して施設整備を行う場合に材の調達に時間を要することがあること、建築物の木造化・内装等の木質化に関する十分な知識・経験を有する設計者が少ないこと等が挙げられる。

### 2) 公共建築物等における木材利用

国では、23の府省等のすべてが「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」を策定しており、地方公共団体では、すべての都道府県と1,741市町村のうち92%に当たる1,601市町村が、同法に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定している。(令和2(2020)年3月末現在)

このほか、公共建築物だけでなく、公共建築物以外での木材利用も促進するため、森林の公益的機能発揮や地域活性化等の観点から、行政の責務や森林所有者、林業事業者、木材産業事業者等の役割を明らかにした条例を制定する動きが広がりつつある。令和2(2020)年1月末時点で、17県及び7市町村<sup>1</sup>において、木材利用促進を主目的とする条例が施行されている。また、12道県及び18市町村<sup>2</sup>が森林づくり条例等に木材利用促進を位置付けている。そのほか、5府県と1市<sup>3</sup>で地球温暖化防止に関する条例に、温室効果ガスの吸収及び固定作用の観点から、適切な森林整備のための木材利用促進を位置付けており、3県と21市町村<sup>4</sup>において地域活性化等に

<sup>1</sup> 岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県三好市、高知県四万十町、榑原町、熊本県湯前町、山江村、宮崎県日南市、日之影町。

<sup>2</sup> 北海道、宮城県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、福岡県、宮崎県、鹿児島県、北海道弟子屈町、石川県金沢市、岐阜県関市、揖斐川町、愛知県豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、兵庫県丹波篠山市、鳥取県若桜町、島根県津和野町、岡山県津山市、鏡野町、西粟倉村、愛媛県久万高原町、高知県榑原町、長崎県対馬市。

<sup>3</sup> 群馬県、山梨県、岐阜県、京都府、熊本県、京都府京都市。

<sup>4</sup> 山形県、山口県、熊本県、北海道芦別市、日高町、下川町、美深町、津別町、雄武町、置戸町、岩手県紫波町、久慈市、秋田県北秋田市、滋賀県長浜市、東近江市、島根県隠岐の島町、山口県山口市、岩国市、萩市、徳島県上勝町、高知県榑原町、熊本県小国町、多良木町、南阿蘇村。

関する条例の中で、木材利用促進を位置付けている。

国、都道府県及び市町村が着工した木造の建築物は、平成30(2018)年度には2,340件であった。このうち、市町村によるものが1,923件と約8割となっている。同年度に着工された公共建築物の木造率(床面積ベース)は、13.1%となった。また、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」により、積極的に木造化を促進することとされている低層(3階建て以下)の公共建築物においては、木造率は26.5%であった。

都道府県別公共建築物の木造率(平成30(2018)年度)

都道府県	建築物全体			都道府県	建築物全体		
	公共建築物	うち低層	木造率(%)		公共建築物	うち低層	木造率(%)
北海道	46.9	17.0	29.4	滋賀	40.3	14.5	20.4
青森	60.6	25.0	30.1	京都	34.1	5.3	21.9
岩手	51.3	31.0	43.3	大阪	32.5	8.2	22.4
宮城	49.4	17.9	30.6	兵庫	41.6	8.5	25.0
秋田	60.7	25.4	38.9	奈良	52.2	14.7	15.6
山形	57.2	31.4	52.1	和歌山	44.0	13.1	23.9
福島	50.9	12.0	14.3	鳥取	53.6	18.8	28.8
茨城	53.6	31.2	48.4	島根	45.7	19.0	30.8
栃木	48.5	19.6	22.9	岡山	39.3	13.5	17.7
群馬	54.2	23.6	40.1	広島	43.3	11.8	25.2
埼玉	48.0	17.9	34.4	山口	44.7	15.8	30.7
千葉	43.8	10.9	21.3	徳島	48.6	10.9	20.6
東京	29.6	3.6	11.8	香川	49.8	7.8	15.1
神奈川	41.8	7.2	21.4	愛媛	51.8	24.0	41.1
新潟	52.2	15.1	32.5	高知	50.5	19.0	39.7
富山	52.0	20.9	30.4	福岡	36.7	11.7	24.0
石川	54.5	20.1	28.2	佐賀	52.7	23.8	35.8
福井	50.5	18.3	36.8	長崎	47.7	12.1	25.0
山梨	39.1	12.9	20.6	熊本	47.9	16.3	32.6
長野	54.2	17.9	28.9	大分	46.3	18.9	29.4
岐阜	49.2	25.5	48.5	宮崎	49.9	16.3	46.3
静岡	42.3	11.8	24.5	鹿児島	50.5	17.1	33.0
愛知	41.1	13.6	27.8	沖縄	7.0	0.6	1.6
三重	43.7	23.1	37.4	全国	42.7	13.1	26.5

注1：国土交通省「建築着工統計調査2018年度」のデータを基に林野庁が試算。  
 2：木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。  
 3：木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。  
 4：「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。  
 資料：林野庁プレスリリース「平成30年度の公共建築物の木造率について」(令和2(2020)年3月18日付け)

(出典：令和元年度\_森林・林業白書 186頁、 は監査人が付与)

### 3) 木質バイオマスの利用

平成24(2012)年7月から、電気事業者に対して、木質バイオマスを含む再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を一定の期間・価格で買い取ることを義務付ける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)」が導入された。

近年では、木質バイオマス発電所の増加等により、エネルギーとして利用された木質バイオマスの量が年々増加している。平成30(2018)年には、木材チップ、薪、炭等を含めた燃料材の国内消費量は前年比16%増の902万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>となっており、うち国内生産量は624万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>(前年比4%増)、うち輸入量は277万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>(前年比57%増)となっている。

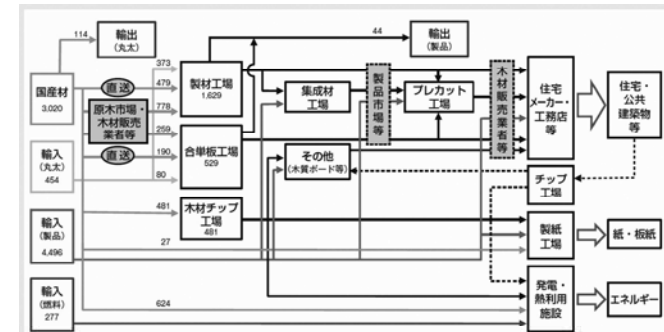
## (10) 木材産業の動向

### 1) 木材産業の概況

木材産業は、原木の供給元である森林所有者や素材生産業者等の供給者(川上)との関係では、原木の購入を通じて林業を支える役割を担っており、木材製品の販売先である工務店・住宅メーカー等の実需者(川下)との関係では、ニーズに応じて木材製品を供給しているほか、新たな木材製品の開発等によって社会における木材利用を推進する役割も担っている。

木材加工・流通の概観

単位：万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>(丸太換算)



注1：主な加工・流通について図示。また、図中の数値は平成30(2018)年の数値で、統計上明らかでないものを記載している。  
 2：「直送」を通過する矢印には、製材工場及び合板工場が入荷した原木のうち、素材生産業者等から直投入荷した原木のほか、原木市場等との間で事前に取り決めた素材の数量、素材方法等に基づき、市場の土場を経由せず、夜採現場や中継土場から直接投入荷した原木が含まれる。詳しくは、第Ⅲ章第3節(8)209-210ページを参照。  
 3：点線の枠を通過する矢印には、これらを経由しない木材の流通も含まれる。また、その他の矢印には、木材販売業者等が介在する場合が含まれる(ただし、「直送」を通過するものを除く。)。  
 資料：林野庁「平成30年木材調給表」等を基に林野庁企画課作成。

(出典：令和元年度\_森林・林業白書 198頁)

## 2) 木材産業における各製品・サービス

木材産業における各種製品やサービスとして、以下のものがある。

製材	丸太や原木を角材や板に加工したもの
集成材	一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を複数枚繊維方向が平行になるよう集成接着した木材製品
合板 （ごうはん）	木材を薄く剥いた単板を3枚以上、繊維方向が直角になるよう交互に積層接着した板
木材チップ	木材を切削し、または破碎した小片であり、原木や工場残材等を原料とする切削チップと、住宅等の解体材、梱包資材やパレットの廃材を原料とする破碎チップがある。
プレカット材	木造軸組住宅等を現場で建築しやすいよう、住宅に用いる柱や梁はり、床材や壁材等の部材について、継手や仕口といった部材同士の接合部分等をあらかじめ一定の形状に加工したもの
CLT	一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した直交集成板 CLTを使用する利点は、コンクリートなどと比べて養生期間が不要であるため工期の短縮が期待できることや、建物重量が軽くなり基礎工事の簡素化が図られることが挙げられる。また、CLTはコンクリートに比べて断熱性が高く、床や壁にパネルとして使用すれば、一定の断熱性能を確保することもできる。
木材流通	素材生産業者等から原木を集荷し、樹種、径級、品質、長さ等によって仕分けた上で、個々の木材加工業者が必要とする規格や量に取りまとめて供給し、また、木材加工業者から木材製品を集荷し、個々の実需者のニーズに応じて供給する。

（出典：令和元年度\_森林・林業白書 202頁～214頁）

## 2. 我が国における水産業行政を取り巻く環境

我が国における水産業行政を取り巻く環境について、水産庁作成の「令和元年度 水産白書」（以下、「令和元年度\_水産白書」という。）等より抜粋した内容は以下のとおりである。

### （1）水産資源及び漁業環境をめぐる動き

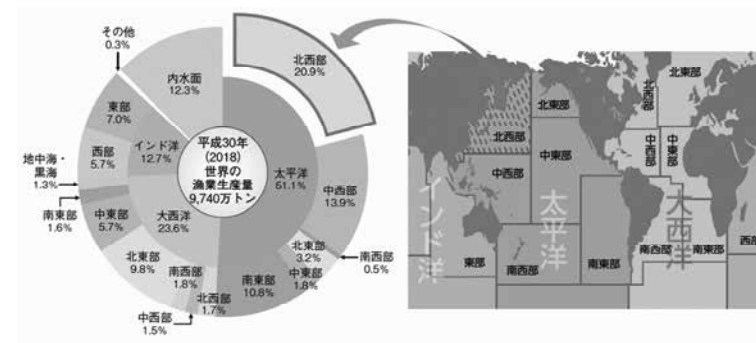
#### 1) 我が国の漁業の特徴

我が国周辺水域が含まれる太平洋北西部海域は、世界で最も生産量が多い海域であり、平成30（2018）年には、世界の漁業生産量の21%に当たる2,033万トンの生産量がある。この海域に位置する我が国は、広大な領海及び排他的経済水域（EEZ）を有しており、南北に長い我が国の沿岸には多くの暖流・寒流が流れ、海岸線も多様であることから、世界的に見ても極めて生物多様性の高い海域となっている。

このような豊かな海に囲まれているため、沿岸域から沖合・遠洋にかけて多くの漁業者が多様な漁法で様々な魚種を漁獲している。

また、我が国は、国土の7割を占める森林の水源かん養機能や、世界平均の約2倍に達する降水量等により豊かな水にも恵まれており、内水面においても地域ごとに特色のある漁業が営まれている。

#### 世界の主な漁場と漁獲量



資料：FAO「Fishstat」(Capture Production)

（出典：令和元年度\_水産白書94頁）

## 2) 我が国の水産資源管理

水産資源管理の手法は、①漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を入り口で制限する投入量規制（インプットコントロール）、②漁船設備や漁具の仕様を規制すること等により若齢魚の保護等特定の管理効果を発揮する技術的規制（テクニカルコントロール）、③漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）の設定等により漁獲量を制限し、漁獲圧力を出口で制限する産出量規制（アウトプットコントロール）の3つに大別される。我が国では、各漁業の特性や関係する漁業者の数、対象となる資源の状況等により、これらの管理手法を使い分け、組み合わせながら資源管理を行ってきた。

一方で、我が国においては、漁業生産量が長期的に減少傾向にあるという課題に直面している。その要因は、海洋環境の変化や、周辺水域における外国漁船の操業活発化等、様々な要因が考えられるが、より適切に資源管理を行っていれば減少を防止・緩和できた水産資源も多いと考えられている。

我が国の資源管理においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な取組が行われている。このような自主的な取組は、資源や漁業の実態に即した実施可能な管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所がある。

水産庁が各都道府県を通じて取りまとめた調査結果によると、平成30（2018）年の全国の海上保安部、都道府県警察及び都道府県における漁業関係法令違反の検挙件数は、1,569件（うち海面1,484件、内水面85件）であった。近年では、漁業者による違反操業が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加し、反社会的勢力等による密漁は悪質化・巧妙化している。

以上のような背景を踏まえ、平成30年12月改正の漁業法では、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物を採捕する者への罰則を新設するなど、大幅な罰則強化が図られた。新設された採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪に科される3千万円という罰金額は個人に対する罰金としては最高額であり、密漁の抑止に大きな効果が期待されている。

## 3) 水産資源を積極的に増やすための取組

河川・湖沼等の内水面では、「漁業法」に基づき、魚類の採捕を目的とする漁業権の免許を受けた漁協には資源を増殖する義務が課される。こうした制度の下、内水面漁協が主体となってアユやウナギ等の種苗放流や産卵場の整備を実施し、資源の維持増大や漁場環境の保全に大きな役割を果たしている。

多くの水産動物は、産卵やふ化の後に捕食されるなどして、成魚まで育つものはごくわずかである。このため、一定の大きさになるまで人工的に育成し、ある程度

成長してから放流することによって資源を積極的に増やしていく種苗放流の取組が各地で行われている。

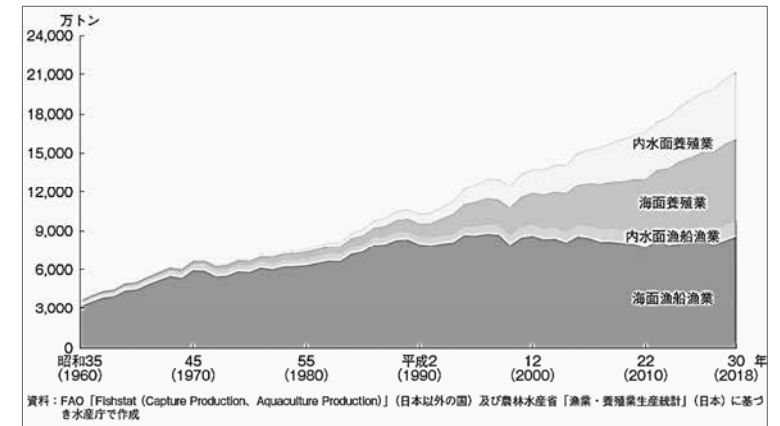
沖合域は、我が国の漁業にとって重要な水産資源が生息する海域であることから、資源管理と併せて、人工魚礁の設置等、生息環境を改善することにより資源を積極的に増大させる取組が行われている。

## (2) 水産業をめぐる国際情勢

### 1) 世界の漁業・養殖業生産

世界の漁業・養殖業を合わせた生産量は増加し続けており、平成30（2018）年の漁業・養殖業生産量は前年より3%増加して2億1,209万トンとなった。このうち漁船漁業生産量は、1980年代後半以降は横ばい傾向となっている。一方で、養殖業生産量は急激に伸びている。

### 世界の漁業・養殖業生産量の推移

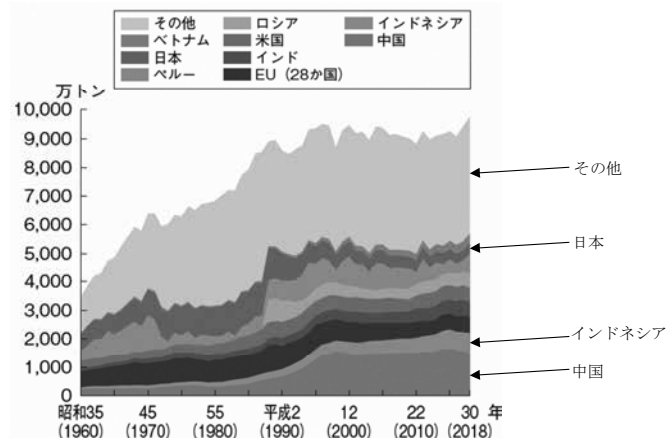


(出典：令和元年度\_水産白書154頁)

漁船漁業生産量を主要漁業国・地域別に見ると、EU、米国、我が国等の先進国・地域の漁獲量は、過去20年ほどの間、おおむね横ばいから減少傾向で推移してきているのに対し、中国、インドネシア、ベトナムといったアジアの新興国を始めたとする開発途上国による漁獲量の増大が続いており、中国が1,483万トンと世界の15%を占めている。一方、養殖業生産量を国別に見ると、中国及びインドネシアの増加

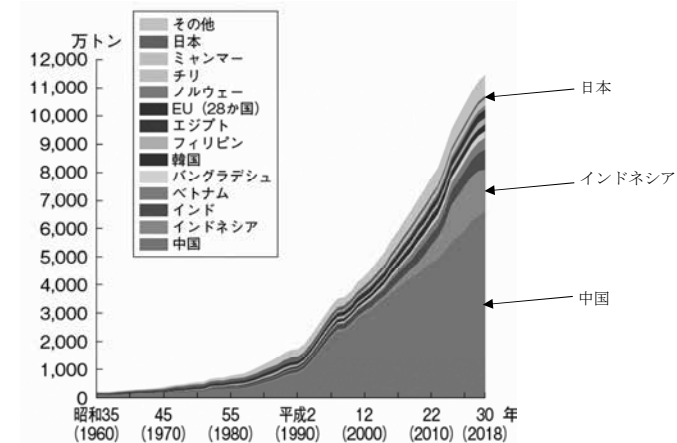
が顕著であり、中国が6,614万トンと世界の58%、インドネシアが1,477万トンと世界の13%を占めている。

世界の漁船漁業の国別漁獲量の推移 (出典：令和元年度\_水産白書155頁)



資料：FAO「Fishstat (Capture Production)」(日本以外の国)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

世界の養殖業の国別生産量の推移 (出典：令和元年度\_水産白書155頁)



資料：FAO「Fishstat (Aquaculture Production)」(日本以外の国)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

## 2) 世界の水産物貿易

世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出に仕向けられており、輸送費の低下と流通技術の向上、人件費の安い国への加工場の移転、貿易自由化の進展等を背景として、水産物輸出入量は総じて増加傾向にある。

主要国・地域の水産物輸出入額及び純輸出入額 (出典：令和元年度\_水産白書158頁)



資料：FAO「Fishstat (Commodities Production and Trade)」(平成29(2017)年)に基づき水産庁で作成  
注：EUの輸出入額にはEU域内における貿易を含む。

食用水産物の国際取引価格は、国際的な需要の高まりを背景にリーマンショック後の平成21(2009)年等を除いて上昇基調にある。経済協力開発機構(OECD)及びFAOは、今後10年間の水産物価格について、若干低下する年はあるものの、総じて高値で推移すると予測している。

世界の水産物価格の推移 (出典：令和元年度\_水産白書159頁)



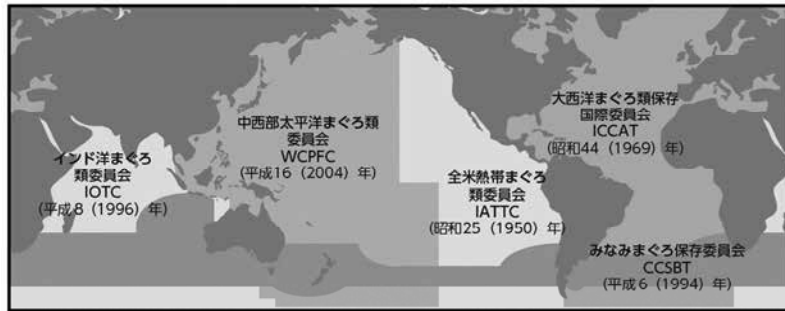
資料：OECD-FAO「Agricultural Outlook2019-2028」

### 3) 国際的な資源管理

世界のカツオ・マグロ類資源は、地域または魚種別に5つの地域漁業管理機関によってすべてカバーされている。このうち、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)、全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 及びインド洋まぐろ類委員会 (IOTC) の4機関は、それぞれの管轄水域内においてミナミマグロ以外のすべてのカツオ・マグロ類資源について管理責任を負っており、南半球に広く分布するミナミマグロについては、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) が一括して管理を行っている。

#### カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域

(出典：令和元年度\_水産白書164頁)



注：( ) は条約発効年

WCPFCの水域には、我が国周辺水域が含まれ、この水域においては、我が国のかつお・まぐろ漁船 (はえ縄、一本釣り及び海外まき網) 約530隻のほか、沿岸はえ縄漁船、まき網漁船、一本釣り漁船、流し網漁船、定置網、ひき縄漁船等がカツオ・マグロ類を漁獲している。

IATTCの水域では、我が国のまぐろはえ縄漁船約50隻が、メバチ及びキハダを対象に操業している。

ICCATの水域では、我が国のまぐろはえ縄漁船約80隻が、大西洋クロマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ等を対象として操業している。

IOTCの水域では、約40隻の我が国のかつお・まぐろ漁船 (はえ縄及び海外まき網) が、メバチ、キハダ、カツオ、カジキ等を漁獲している。

CCSBTの水域では、ミナミマグロを対象として我が国のまぐろはえ縄漁船約90隻が操業している。

### (3) 我が国の水産業をめぐる動き

#### 1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

平成30 (2018) 年の我が国の漁業・養殖業生産量は、前年から12万トン (3%) 増加し、442万トンに、同生産額は、前年から482億円 (3%) 減少し、1兆5,579億円であった。

#### 漁業・養殖業の生産量・生産額推移 (全国)

	H18年 (2006)	H19年 (2007)	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)
合計	5,735	5,720	5,592	5,432	5,312	4,765	4,864	4,791	4,793	4,688	4,359	4,306	4,421
海面	5,652	5,639	5,520	5,349	5,232	4,692	4,797	4,730	4,728	4,619	4,296	4,244	4,364
漁業	4,470	4,396	4,373	4,147	4,121	3,823	3,758	3,734	3,741	3,550	3,264	3,258	3,359
生産量													
遠洋漁業	518	506	474	443	480	431	458	396	369	358	334	314	349
沖合漁業	2,500	2,603	2581	2411	2,355	2,263	2,209	2,188	2,274	2,110	1,936	2,051	2,042
沿岸漁業	1,451	1,287	1319	1293	1,286	1,129	1,090	1,150	1,098	1,081	994	893	968
養殖業	1,183	1,242	1146	1202	1,111	869	1,040	996	988	1,069	1,033	986	1,005
内水面	83	81	73	83	79	73	67	61	64	69	63	62	57
漁業	42	39	33	42	40	34	33	31	31	33	28	25	27
養殖業	41	42	40	41	39	39	34	30	34	36	35	37	30

(千トン)

	H18年 (2006)	H19年 (2007)	H20年 (2008)	H21年 (2009)	H22年 (2010)	H23年 (2011)	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)
合計	16,069	16,539	16,275	14,730	14,826	14,210	14,178	14,396	15,057	15,916	15,856	16,061	15,579
海面	15,283	16,757	15,423	13,840	13,995	13,291	13,288	13,539	14,128	14,880	14,718	14,864	14,438
漁業	10,787	11,268	11,246	9,745	9,711	9,394	9,156	9,480	9,693	10,011	9,621	9,614	9,379
生産額													
養殖業	4,496	4,490	4,178	4,095	4,284	3,897	4,132	4,059	4,435	4,869	5,097	5,250	5,060
内水面	786	782	851	890	830	918	891	857	929	1,036	1,138	1,197	1,141
漁業	242	229	239	264	228	202	180	169	177	184	198	198	185
養殖業	544	553	612	626	602	716	710	687	751	853	940	998	956

(億円)

(出典：農林水産省「漁業・養殖生産統計」より監査人が作成)

#### 2) 漁業・養殖業経営の動向

平成30 (2018) 年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から32万円減少し、186万円となった。水産加工や民宿の経営といった漁労外事業所得は、前年から2万円減少して18万円となり、漁労所得にこれを加えた事業所得は、205万円となった。

沿岸漁船漁業を営む個人経営体の経営状況の推移 (出典：令和元年度\_水産白書127頁)

Table showing financial trends for coastal fishing vessels from Heisei 23 to 30. Columns include year, business income, labor income, and expenses. Values are in thousands of yen.

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成
注：1) 「漁業経営調査報告」の個人経営体調査の漁船漁業の結果から10トン未満分を再集計し計算した。( )内は漁労支出の構成割合(%)である。

漁船漁業を営む会社経営体では、平均漁労利益の赤字が続いており、平成30(2018)年度には、漁労利益の赤字幅は前年から1,728万円増加して2,767万円となった一方で、近年総じて増加傾向が続いてきた水産加工等による漁労外利益は、平成30(2018)年度には、前年から194万円増加して3,048万円となり、漁労利益と漁労外利益を合わせた営業利益は282万円となった。

漁船漁業を営む会社経営体の経営状況の推移 (出典：令和元年度\_水産白書129頁)

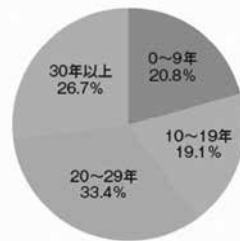
Table showing financial trends for fishing companies from Heisei 23 to 30. Columns include year, operating profit, labor income, and expenses. Values are in thousands of yen.

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成
注：1) ( )内は漁労支出の構成割合(%)である。
2) 「漁労支出」とは、「漁労売上原価」と「漁労販売費及び一般管理費」の合計値である。

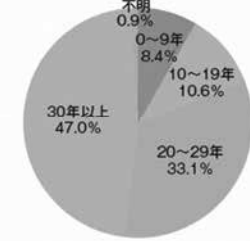
なお、油費の漁労支出に占める割合は、沿岸漁船漁業を営む個人経営体で約17%、漁船漁業を営む会社経営体で約15%を占めており、燃油の価格動向は、漁業経営に大きな影響を与えることがわかる。

一方で、我が国の漁業で使用される漁船については、引き続き高船齢化が進んでいる。令和元(2019)年度に指定漁業(大臣許可漁業)の許可を受けている漁船では、船齢20年以上の船が全体の60%、30年以上の船が全体の27%を占めている。10トン未満の漁船でみると(2018年度)、船齢20年以上の船が全体の80%、30年以上の船が全体の47%を占めている。

指定漁業許可船の船齢の割合



10トン未満の漁船の船齢の割合



資料：水産庁調べ(令和元(2019)年度)

注：1) 指定漁業のうち、大型捕鯨業を除く。
2) 大中型まき網漁業については、探索船、灯船、運搬船及び海外まき網船を含む。

資料：水産庁調べ(平成30(2018)年度)

(出典：令和元年度\_水産白書130頁)

海面養殖経営体(個人経営)の経営状況の推移 (出典：令和元年度\_水産白書132頁)

Table showing financial trends for sea farming businesses from Heisei 23 to 30. Columns include year, business income, labor income, and expenses. Values are in thousands of yen.

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成
注：1) 「漁業経営調査報告」の個人経営体調査の海面養殖業(ぶり類養殖業、まだい養殖業、ほたてがい養殖業、かき類養殖業、わかめ類養殖業、のり類養殖業及び貝類養殖業)の結果から魚種ごとの経営体数で加重平均し作成した。( )内は漁労支出の構成割合(%)である。



漁労支出の構造は、魚類等を対象とする給餌養殖と、貝類・藻類等を対象とする無給餌養殖で大きく異なっている。給餌養殖においては餌代が漁業支出の約6割を占めることから、養殖用配合飼料の価格動向が給餌養殖業の経営を大きく左右する。多様な漁法により多様な魚介類を対象とした漁業が営まれている我が国では、漁業の振興のための課題は地域や経営体によって様々であるため、各地域や経営体が抱える課題に適切に対応していくためには、トップダウンによる画一的な方策によるのではなく、地域の漁業者自らが地域ごとの実情に即した具体的な解決策を考えて合意形成を図っていく必要がある。国は、平成25（2013）年度より、各漁村地域の漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目標に、地域の漁業の課題を漁業者自らが地方公共団体等とともに考え、解決の方策を取りまとめて実施する「浜の活力再生プラン」を推進している。国の承認を受けた「浜の活力再生プラン」に盛り込まれた浜の取組は関連施策の実施の際に優先的に採択されるなど、目標の達成に向けた支援が集中して行われる仕組みとなっている。

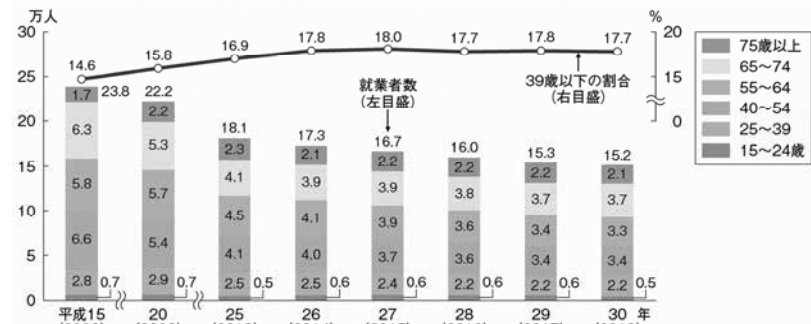
令和2（2020）年3月末時点で、全国で647地区の「浜の活力再生プラン」が、国の承認を受けて各取組を実施しており、その内容は、地域ブランドの確立や消費者ニーズに沿った加工品の開発等により付加価値の向上を図るもの、輸出体制の強化を図るもの、観光連携を強化するものなど、各地域の強みや課題により様々である。なお、平成30（2018）年度で第1期の5か年計画を終えたプランの多くが、それまでの取組実績や成果を踏まえ、令和元（2019）年4月から新たに第2期「浜の活力再生プラン」をスタートさせている。

これまでの「浜の活力再生プラン」の取組状況をみると、平成30（2018）年度に第1期の「浜の活力再生プラン」を終了した地区のうち、61%の地区では所得目標を上回ったが、目標達成に至らなかった地区については、特に出荷量の減少した地区が顕著となっている。

### 3) 水産業の就業の動向

我が国の漁業就業者は一貫して減少傾向にあり、平成30（2018）年には前年から1%減少して15万1,701人となっている。

漁業就業者数の推移 （出典：令和元年度\_水産白書137頁）



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）年、20（2008）年、25（2013）年及び30（2018）年）及び「漁業就業動向調査」（平成26（2014）～29（2017）年）  
 注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。  
 2）平成20（2008）年以降は、若い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。

我が国の漁業経営体の大宗を占めるのは、家族を中心に漁業を営む漁家であり、漁家の後継者の主体となってきたのは漁家で生まれ育った子弟であった。しかしながら、近年、漁家の子弟が必ずしも漁業に就業するとは限らなくなっており、新規漁業就業者のうち、他の産業から新たに漁業就業する人はおおむね6割を占めている。こうした潜在的な就業希望者を後継者不足に悩む漁業経営体や地域とつなぎ、意欲のある漁業者を確保し担い手として育成していくことは、水産物の安定供給のみならず、漁業・漁村の持つ多面的機能の発揮や地域の活性化の観点からも重要となっている。

このような状況を踏まえ、水産庁では、平成14（2002）年から、漁業経験ゼロからでも漁業に就業・定着できるよう、全国各地で漁業就業相談や漁業を体験する就業準備講習会の開催を支援している。また、漁業学校で学ぶ者に対して資金を交付するとともに、就業希望者が、漁業就業後も引き続き漁業に定着するよう漁業現場でのOJT方式での長期研修を支援するなど、新規就業者の段階に応じた支援を行っている。さらに、国の支援に加えて、各都道府県・市町村においても地域の実情に応じた各種支援が行われている。

20トン以上の船舶で漁業を営む場合は、漁船の航行の安全性を確保するため、そ

それぞれの漁船の総トン数等に応じて、船長、機関長、通信長等として乗り組むために必要な海技資格が必要である。

海技免許を取得するためには国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格する必要があるが、航海期間が長期にわたる遠洋漁業においては、乗組員がより上級の海技免許を取得する機会を得にくく、水産高校等の卒業生が必ずしも漁業に就業するわけでもないことから、漁業における海技士の高齢化と不足が深刻化している。国では、令和元（2019）年度より、四級海技士養成のための履修コースの短期化を図ったり、令和2（2020）年度より、総トン数20トン以上長さ24m未満の中規模漁船で100海里内の近海を操業するものについて、これまでの海技士（航海）及び海技士（機関）の2名の乗組みを、小型船舶操縦士1名の乗組みで航行が可能となるよう、海技資格制度の見直しを行ったりしている。

国内人材確保及び海技士資格取得に関する国の支援事業

1. 国内人材確保に向けた支援



2. 海技士資格取得の支援



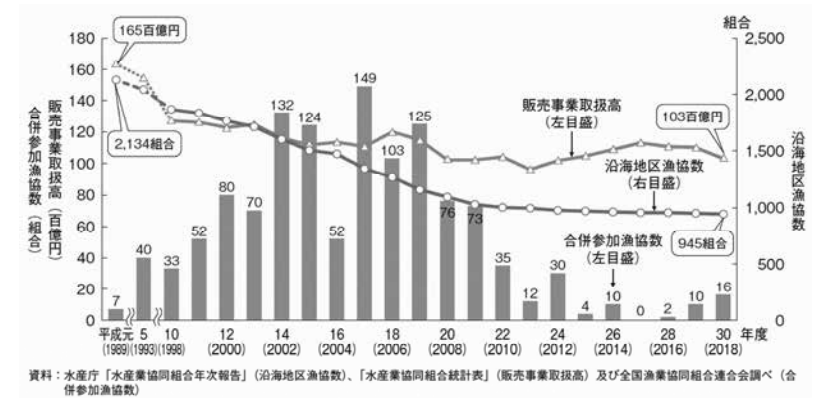
(出典：令和元年度\_水産白書138頁)

4) 漁業協同組合の動向

漁協は、漁業者による協同組織として、組合員のために販売、購買等の事業を実施するとともに、漁業者が所得向上に向けて主体的に取り組む「浜の活力再生プラン」等の取組をサポートするなど、漁業経営の安定・発展や地域の活性化に様々な形で貢献している。また、漁業権の管理や組合員に対する指導を通じて水産資源の適切な利用と管理に主体的な役割を果たしているだけでなく、浜の清掃活動、河川の上流域での植樹活動、海難防止、国境監視等にも積極的に取り組んでおり、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織としての役割を担っている。

漁協については、合併の進捗により、平成31（2019）年3月末現在の組合数（沿海地区）は945組合となっているが、漁業者数の減少に伴って組合員数の減少が進んでおり、依然として零細な組合が多い状況にある。また、漁協の中心的な事業である販売事業の取扱高は近年横ばい傾向にある。今後とも漁協が漁業・漁村の中核的組織として漁業者の所得向上や適切な資源管理等の役割を果たしていくためには、引き続き合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業についてより一層の強化を図る必要がある。

沿岸地区漁業協同組合数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

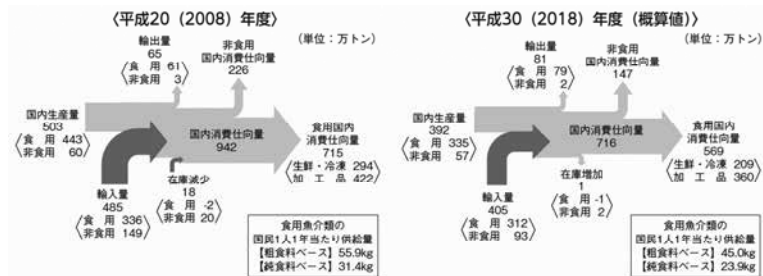
(出典：令和元年度\_水産白書148頁)

### (4) 我が国の水産物の需要・消費をめぐる動き

#### 1) 水産物の需要と供給の動向

平成30(2018)年度の我が国における魚介類の国内消費仕向量は、716万トン(原魚換算ベース、概算値)となり、そのうち569万トン(80%)が食用消費仕向け、147万トン(20%)が非食用(飼肥料用)消費仕向けとなっている。国内消費仕向量を平成20(2008)年度と比べると、国内生産量が111万トン(22%)、輸入量が80万トン(17%)減少し、需給の規模は226万トン(24%)縮小している。

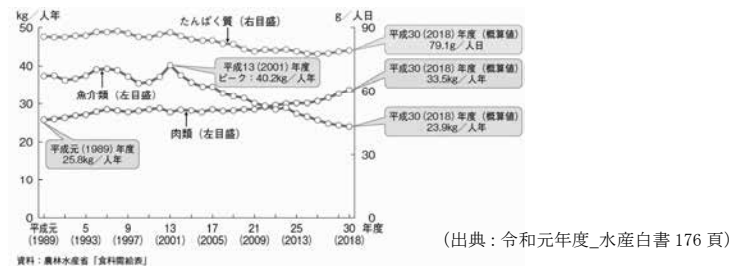
我が国の魚介類の生産・消費構造の変化 (出典：令和元年度\_水産白書174頁)



資料：農林水産省「食料需給表」  
 注：1) 数値は原魚換算したものであり(純食料ベースの供給量を除く)、海藻類、捕鯨業により捕獲されたもの及び鯨類科学調査の副産物を含まない。  
 2) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分(魚の頭、内臓、骨等)を除いた可食部分のみの数量。

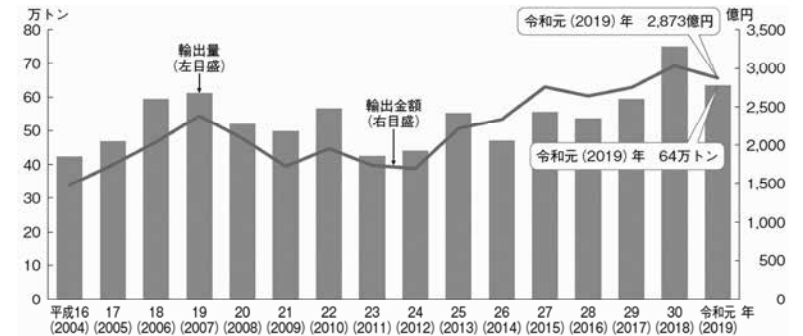
我が国における魚介類の1人当たりの消費量は減少し続けている。「食料需給表」によれば、食用魚介類の1人1年当たりの消費量(純食料ベース)は、平成13(2001)年度の40.2kgをピークに減少傾向にあり、平成30(2018)年度には、前年より0.5kg少ない23.9kgとなった。

食用魚介類及び肉類の1人1年当たりの消費量(純食料)とたんぱく質の1人1日当たりの消費量の推移



### 2) 我が国の水産物貿易の動向

我が国の水産物輸出量・輸出金額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

(出典：令和元年度\_水産白書196頁)

国内の水産物市場が縮小する一方で、世界の水産物市場はアジアを中心に拡大している。このため、我が国の漁業者等の所得向上を図り、水産業が持続的に発展していくためには、水産物の輸出の大幅な拡大を図り、世界の食市場を獲得していくことが不可欠である。

海外市場の拡大を図るため、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)や水産物・水産加工品輸出拡大協議会によるオールジャパンでのプロモーション活動・商談会が開催されている。加えて、輸出先国・地域の衛生基準等に適合した輸出環境を整備するため、欧米への輸出時に必要とされる水産加工施設等のHACCP対応や、輸出増大が見込まれる漁港における高度な衛生管理体制の構築、海外の規制・ニーズに対応したグローバル産地形成の取組等を進めている。また、令和元(2019)年11月には、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が公布され、本法に基づき、令和2(2020)年4月に「農林水産物・食品輸出本部」が農林水産省に創設されることとなった。

なお、令和2(2020)年3月6日に開催された「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、令和12(2030)年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする新たな目標が示され、同月31日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において位置付けられた。この目標のうち、水産物の輸出額は1.2兆円とされている。

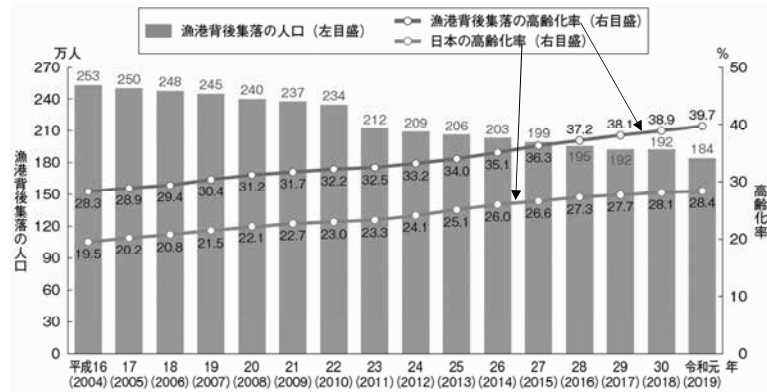
(5) 安全で活力ある漁村づくり

1) 漁村の現状と役割

海岸線の総延長が約3万5千kmに及ぶ我が国の国土は、約7千の島々から成り立っている。この海岸沿いの津々浦々に存在する漁港背後集落の状況を見ると、半島地域にあるものが34%、離島地域にあるものが19%となっており、また、その立地特性においては、背後に崖や山が迫る狭隘な土地にあるものが60%あり、急傾斜地にあるものが28%を占めている。

このような立地条件にある漁村では、高齢化率が全国平均を約10ポイント上回るとともに、人口は一貫して減少しており、平成31(2019)年3月末現在の漁港背後集落人口は184万人となっている。

漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）、総務省「人口推計」（日本の高齢化率、国勢調査実施年は国勢調査人口による）  
 注：1) 高齢化率とは、区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。  
 2) 平成23(2011)～令和元(2019)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

(出典：令和元年度\_水産白書203頁)

漁業及び漁村は、漁業生産活動を行い、国民に魚介類を供給する役割だけでなく、①自然環境を保全する機能、②国民の生命・財産を保全する機能、③交流等の場を提供する機能、及び④地域社会を形成し維持する機能等の多面的な機能も果たしており、その恩恵は、漁業者や漁村の住民に留まらず、広く国民一般にも及ぶものである。

2) 漁村の活性化

漁村は、豊かな自然環境、四季折々の新鮮な水産物や特徴的な加工技術、伝統文化、親水性レクリエーションの機会等の様々な地域資源を有している。

国では、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）である「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域を、令和2(2020)年までに500地域創出することとしている。このうち、漁村地域においては「渚泊」として推進しており、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等のソフト対策への支援や、古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設等のハード対策への支援を行っている。

さらに、地域の漁業所得向上を目指して行われている「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」の取組により、漁業振興を通じた漁村の活性化が図られることも期待される。



木材産業振興課

1. 林業及び木材産業の基盤整備に関すること。
2. 木材産業の振興に関すること。
3. 特用林産物の振興に関すること。
4. 木材の利用拡大に関すること。
5. C L Tの建築及び普及の推進に関すること。
6. 木質バイオマスの利用促進に関すること。
7. 木材販売の推進に関すること。

治山林道課

1. 林道に関すること。
2. 治山に関すること。
3. 保安林に関すること。
4. 林地開発に関すること。

(出典：高知県行政組織規則 平成31年4月1日改正)

2. 高知県における林業の状況

(1) 全国に占める高知県林業の地位

全国に占める高知県の林業の状況は以下のとおりである。森林面積は595千haと全国で11位の規模であり、森林面積率は84%と全国1位となっている。まさに、高知県は森林県である。また、当該森林のうち人工林面積は388千haで全国5位、人工林率は全国2位と人工林が多いとともに、森林組合数は全国2位、森林組合雇用労働者数は全国3位と、森林に關係する労働者が多い県である。一方で、林家数は全国17位であることから、急峻な地形を反映し、森林が多い割には施業の集約が進んでいないことがうかがえる。また、製材品出荷額等（一般製材）は全国16位であることから、大都市（消費地）へのアクセスの悪さを反映してか、製材業も十分に発展していない状況にある。

以上のとおり、森林に恵まれていることから森林労働者は多いものの、急峻な地形や消費地へのアクセスの悪さから林業や製造業が十分に発展していない状況であることから、林業行政における県が果たす役割は非常に重要であるといえる。

<sup>1</sup> 林家とは、保有森林面積が1ha以上の世帯をいう。

全国に占める高知県林業の地位

	単位	年	全国	高知県	対全国比% 高知県/全国	全国 順位	
総土地面積	千ha	R元年度	37,797	710	1.9	18	
森林資源	森林面積	千ha	H28年度	25,048	595	2.4	11
	森林面積率	%	H28年度	67	84	—	1
	民有林面積	千ha	H28年度	17,389	469	2.7	10
	国有林面積	千ha	H28年度	7,659	126	1.6	15
	人工林面積	千ha	H28年度	10,204	388	3.8	5
	人工林率	%	H28年度	41	65	—	2
	保安林面積	万ha	H30年度	1,220	23	1.9	13
林家・労働者・事業体	林家数	戸	H27年度	828,973	20,371	2.5	17
	林業経営体数	経営体	H27年度	87,284	2,128	2.4	15
	森林組合数	組合	H29年度	621	23	3.7	2
	森林組合雇用労働者数	人	H29年度	15,418	733	4.8	3
	林業就業者数	人	H29年度	—	1,602	—	—
生産額・生産量	製材工場数	工場	H29年次	4,814	89	1.8	28
	林業産出額	千万円	H29年次	45,182	918	2.0	14
	素材生産量	千m <sup>3</sup>	H30年次	—	646	—	—
	(木質バイオマス関連施設用を除く)	千m <sup>3</sup>	H29年次	21,408	561	2.6	13
	うち民有林生産量	千m <sup>3</sup>	H29年次	—	403	—	—
	スギ生産量	千m <sup>3</sup>	H29年次	12,147	297	2.7	13
	ヒノキ生産量	千m <sup>3</sup>	H29年次	2,762	214	7.7	3
	広葉樹生産量	千m <sup>3</sup>	H29年次	2,153	25	1.2	19
	木炭生産量	t	H30年次	8,742	1,523	17.4	2
	生椎茸生産量	t	H30年次	70,390	379	0.5	34
乾椎茸生産量	t	H30年次	2,635	27	1.0	11	
製造品出荷額等(一般製材)	億円	H30年次	6,245	149.2	2.4	16	
需要	新設住宅着工戸数	戸	H30年次	942,370	3,288	0.3	46
	木造数	戸	H30年次	539,394	2,145	0.4	46
	木造率	%	H30年次	57	65	—	29
基盤整備	民有林林道(自動車道) 現況	km	H30年度	94,567	2,401	2.5	—
	民有林林道(自動車道) 密度	m/ha	H30年度	5.5	5.1	—	—

出典：令和元年度 森林・林業・環境行政の概要（網掛けは監査人による）

(2) 高知県における森林資源の状況

1) 森林資源現況

(平成30年度)

区分	総数	民有林			国有林		
		計	人工林	天然林等	計	人工林	天然林等
面積(ha) 【割合】	594,517 100%	468,510 79%	297,423 50%	171,087 29%	126,007 21%	90,227 15%	35,780 6%
蓄積(千m <sup>3</sup> ) 【割合】	197,446 100%	166,714 84%	145,067 73%	21,647 11%	30,732 16%	26,030 14%	4,702 2%
1ha当たり蓄積m <sup>3</sup>	332	356	488	127	244	288	131

出典：令和2年度 森林・林業・環境行政の概要（一部、監査人が加工）

県土の84%を森林が占める本県の森林資源の状況は上記のとおりである。本県の森林全体の50%を占める民有林人工林1ha当たりの蓄積は488m<sup>3</sup>と、前年度と比較して7m<sup>3</sup>増加しており、森林資源は充実している。

また、民有林人工林のうち、45年生を超える森林は80%あることから、本格的な木材利用が求められる状況にあり、水源かん養などの多面的な機能を持続的に発揮させるためにも、適切な森林整備を継続していく必要がある。

2) 保安林面積の現況

(平成31年3月31日現在) 単位：ha、%

保安林種	国有林	民有林	計	比率
水源かん養保安林	109,082	74,143	183,225	78.85
土砂流出防備 "	5,917	39,813	45,730	19.68
土砂崩壊防備 "	247	108	355	0.15
飛砂防備 "	0	2	2	0.00
防風 "	34	69	104	0.04
水害防備 "	0	1	1	0.00
潮害防備 "	97	102	199	0.09
干害防備 "	741	233	974	0.42
魚つき "	369	542	912	0.39
航行目標 "	0	17	17	0.01
保健 "	466	272	738	0.32
風致 "	0	112	112	0.05
計	116,953	115,415	232,368	100.00
森林面積(H30年度)	126,007	468,510	594,517	
保安林割合	93%	25%	39%	

出典：令和2年度 森林・林業・環境行政の概要（一部監査人が加工）

本県の保安林は毎年増加傾向にあり、平成20年から平成30年の10年間で約7,300ha増加している<sup>1</sup>。また、水源かん養と土砂流出防備を目的としたものが多く、これらで全体の99%近くを占める。

<sup>1</sup> 令和元年度 高知県の森林・林業・木材産業 P98 参照

(3) 高知県の路網状況の推移

年度	累計延長 (km)				密度 (m/ha)		
	公道	林道	作業道	合計	林道密度	林内道路密度	林内路網密度
H21	4,637	2,426	5,456	12,519	5.2	15.1	26.7
H22	4,637	2,433	5,837	12,907	5.2	15.1	27.6
H23	4,637	2,447	6,193	13,277	5.2	15.1	28.3
H24	4,637	2,456	6,529	13,622	5.2	15.1	29.1
H25	4,637	2,471	6,859	13,967	5.3	15.2	29.8
H26	4,637	2,483	7,141	14,261	5.3	15.2	30.4
H27	4,637	2,492	7,413	14,542	5.3	15.2	31.0
H28	4,637	2,500	7,736	14,873	5.3	15.2	31.8
H29	4,637	2,507	8,004	15,148	5.4	15.3	32.3
H30	4,637	2,512	8,360	15,509	5.4	15.3	33.1

出典：令和元年度 高知県の森林・林業・木材産業

(注) 公道延長は昭和62年末の数値に固定とされている。

民有林林道の開設延長は2,512kmで、この中から市町村道、県道、国道へと転用されたものも多く、県全体の道路網整備に大きく貢献している。一方で、林業生産の現場では、合理的な作業システムの導入が進むなど、路網整備の必要性がますます高まっていることから、県は、林道を保管する作業道の開設にも積極的な取組を行っている。

なお、県は、育成単層林等においては施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備し、または現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める、としている。

【路網の具体例】 出典：林野庁ホームページ『路網整備の推進』

林道

林道

一般車両の走行も想定し安全施設を備えた道



林業専用道

10t積トラック等の走行を想定した必要最小限の構造の道



森林作業道

フォワーダ等の林業機械の走行を想定した森林施業用の道

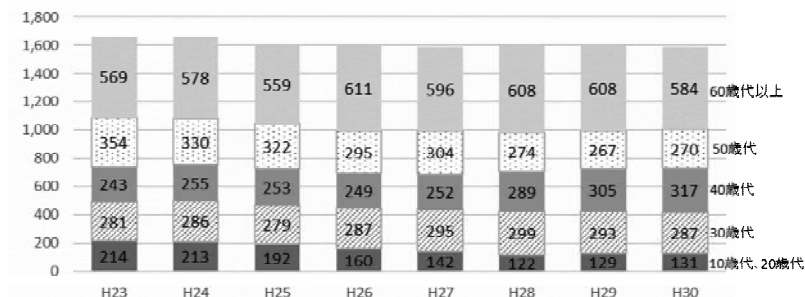


(4) 高知県における林業就業者数の推移

単位：人

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
10歳代	16	11	10	11	12	7	5	3
20歳代	198	202	182	149	130	115	124	128
30歳代	281	286	279	287	295	299	293	287
40歳代	243	255	253	249	252	289	305	317
50歳代	354	330	322	295	304	274	267	270
60歳代以上	569	578	559	611	596	608	608	584
[割合]	34.3%	34.8%	34.8%	38.1%	37.5%	38.2%	38.0%	36.8%
合計	1,661	1,662	1,605	1,602	1,589	1,592	1,602	1,589
30歳代以下	495	499	471	447	437	421	422	418
[割合]	29.8%	30.0%	29.3%	27.9%	27.5%	26.4%	26.3%	26.3%
40歳代以上	1,166	1,163	1,134	1,155	1,152	1,171	1,180	1,171
[割合]	70.2%	70.0%	70.7%	72.1%	72.5%	73.6%	73.7%	73.7%
平均年齢	50.1	50.3	50.7	51.8	52.1	52.3	52.3	51.9

出典：令和2年度 森林・林業・環境行政の概要（一部監査人が追加）



林業就業者調査を昭和50年度に開始して以来、連続して減少していた林業就業者数は、「緑の雇用制度」<sup>1</sup>などの就業支援制度に加え、雇用情報の収集・提供や林業就職相談会、林業体験学習、林業職場のPR活動などを行ってきた結果、平成18年度の1,508人を底に増加に転じ、平成24年度は1,662人となった。しかし、平成25年度は1,605人に減少し、その後1600人前後で横ばいとなり、平成30年度は1,589人となっている。林業就業者の平均年齢も、ここ10年間で横ばいとなっており平成30年度は51.9歳となっている。また、平成30年度における林業就業者に占める30歳代以下の構成比

<sup>1</sup> 緑の雇用制度とは、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、都道府県知事の認定を受けた林業事業体に対し、新規就業者を雇用して行う研修等に必要経費を支援する制度である。

は26.3%、60歳以上が36.8%と高齢化が解消されていない。

(5) 高知県の森林施業、林業産出額

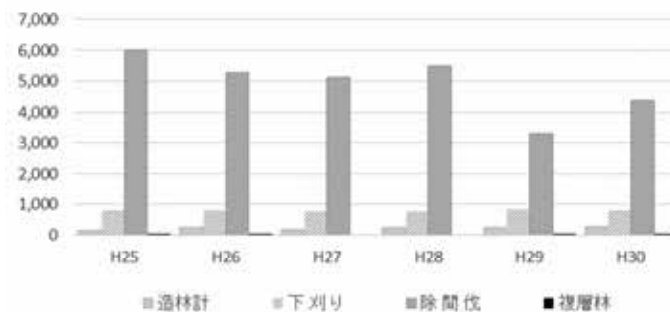
1) 森林施業の実施状況

単位：ha

区分 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
再造林	65	96	86	160	156	195
拡大造林	96	130	81	68	92	68
小計	161	226	167	228	248	263
下刈り	795	806	766	781	828	807
除間伐	6,028	5,259	5,115	5,469	3,297	4,374
複層林	23	20	0	0	16	1
育成天然林	0	0	0	0	0	0

出典：令和2年度 森林・林業・環境行政の概要

(注) H30年度の複層林の森林施業（1ha）は、除間伐。



植栽から保育までの森林施業が実施され、健全な森林の造成が行われるとともに、間伐による針広混交林への誘導や長伐期林の造成など、多様な森林の整備が行われている。森林の持つ様々な機能を発揮するために重要な除間伐の平成30年度の実行量は4,375haとなっており、木材の搬出を主体とした間伐方法にシフトしている。

なお、平成30年度を平成25年度と比較すると、除間伐面積は減少している一方で、造林面積は増加している。

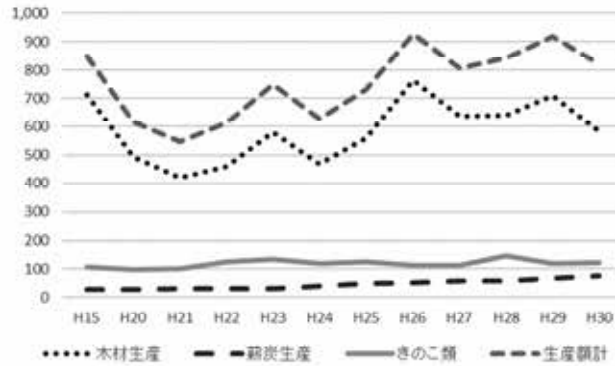


2) 林業産出額推移

年次	木材生産		薪炭生産		きのご類		その他	生産額計 千円
	数量 千m <sup>3</sup>	金額 千円	数量 t	金額 千円	数量 t	金額 千円	金額 千円	
H15	405	714	869	26	1,914	107	1	848
H20	418	493	784	26	1,971	96	1	616
H21	420	419	870	29	2,016	99	0	547
H22	404	459	857	29	2,422	125	0	614
H23	507	580	889	31	2,786	134	3	749
H24	465	469	1,068	38	2,488	119	0	627
H25	495	560	1,303	48	2,537	123	-	732
H26	610	764	1,351	52	2,435	111	-	928
H27	524	637	1,297	59	2,321	112	0	808
H28	533	640	1,309	57	2,551	145	0	843
H29	561	711	1,495	66	2,235	118	23	917
H30	519	584	1,523	77	2,397	121	40	822

出典：令和2年度 森林・林業・環境行政の概要

(注) 表中の「0」は単位未満のもの、「-」は事実のないもの。



平成30年の林業産出額は約82.2億円で、前年より約10%の減少となっている。うち約71.0%が木材生産によるものであり、平成30年次は生産量の減少に伴い木材産出額が前年より減少している。薪炭生産については、近年生産量が増加傾向にあり、産出額も堅調に推移している。

3. 林業振興行政における事業及び予算の状況 (令和元年度)

(1) 林業環境政策課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				財源 特定財源 一般財源	国庫支出金
A-1	企画調整費	森林・林業・環境行政について、県民との意見交換などにより、今後の施策に反映するための取組を進める。	1,264		1,264
A-2	木の文化県構想推進事業費	「木の文化県構想」に基づき、環境と人に優しい素材である木を日常生活の中にも取り入れてもらうよう、県民と木とのふれあい機会の創出などを実施する。	859		859
A-3	森林公園等管理運営費	青少年や子どもたちをはじめ一般の方々に、森林に親しみ楽しむ心を持っていただくとともに、森林・林業に関する知識の普及啓発を行うため、森林とのふれあいやレクリエーションの場として、青喜ヶ峰森林公園及び森林研修センター情報交流館等の適正な維持管理を行う。	38,427		116 38,311
A-4	県民参加の森づくり推進費	森林環境税を活用して、森林の持つ役割や森林・林業の現状、それらに関わる営みの場である山村の現状などについて県民の理解を促すとともに、それぞれの立場で参加できる森づくりの取り組みを県民に分かりやすく伝えることで、県民参加による森林保全の活動を推進する。	65,775		65,775
A-5	森林環境保全基金積立金	県民税均等割の超過課税(森林環境税)と、同税の趣旨に賛同して寄せられる寄付金相当額を財源に、森づくりへの理解と参加の促進及び公益的機能を発揮できる森林保全のための事業を計画的、効率的に実施するため、基金を積み立てる。	173,212		212 173,000
A-6	森林環境譲与税基金積立金	森林環境譲与税を財源に、森林整備を行う市町村の支援等を行うため基金を積み立てる。	0		
A-7	林業試験研究費及び森林技術センター管理運営費	中山間地域の振興及び森林環境の保全と森林・木材関連産業の発展に向けて、森づくりから資源の有効な利活用に係る研究開発及び依頼分析試験を行う。また、試験研究が円滑に実施できるよう、森林技術センターの管理・運営等を行う。	52,472		9,598 42,874
A-8	協働の森づくり事業費	企業・団体のCSR活動の一環として、環境先進企業・団体と市町村有林等を対象とした、森林の再生と地域との交流を目的に二酸化炭素吸収機能に着目した森づくりに協力してもらうため「環境先進企業との協働の森づくり事業」の企画立案と活動を行う。また、森と密接な繋がりを持つ海環境保全をテーマとし、地域の活動の活性化と環境の保全を図る。協働の森づくり事業で整備された森林のCO <sub>2</sub> 吸収機能を数値化し認証することを通じて、その社会的な認知度を向上させ、温暖化対策を推進する。	8,029		3,520 4,509
合計			340,038		340,038

出典：令和元年度、令和2年度 森林・林業・環境行政の概要 (事業Noは、監査人が付与)

(2) 森づくり推進課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				財源	国庫支出金 特定財源 一般財源
B-1	森林整備公社助成事業費	森林資源の造成と公益的機能の確保及び山村経済の振興に資するため、一般社団法人高知県森林整備公社が行う森林整備事業等に対して助成する。	527,904		99,464 428,440
B-2	森林組合育成強化事業費	指導育成上の基礎資料とするために森林組合及び生産森林組合の組織体制、財務管理、事業執行等の一斉調査を通じ、組合の組織・経営基盤の強化を図る。また、組織・経営基盤の充実に向けた経営改善指導や広域合併を推進する。	1,664		48 1,616
B-3	森林研修センター研修館管理運営費	森林や林業・木材産業等に関する情報の収集及び提供、研修等を行う森林研修センター研修館の業務を効率的かつ効果的に実施するため、指定管理者に業務を代行させる。	17,124		17,124
B-4	人づくり推進事業費	森林整備の担い手の育成や林業就業者の労働条件の向上を図り、林業就業者の定着を進め、林業の振興と森林の適正な保全管理につなげる。 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき設置された、林業労働力確保支援センターの事業に対して助成し、林業労働力の確保のための支援体制を整備する。 林業就業者の確保を図るため、労働災害防止のための安全対策を総合的に実施する。 林業活動の情報交換や知識・技術を習得できる高知県規模林業推進協議会を開催し、小規模林業の推進を図るとともに、林業の担い手の裾野拡大に取り組む。	99,684		6,853 13,463 79,368
B-5	林業大学校運営費	林業、木材産業等の振興を図るため、林業、木材産業等への就業並びに森林及び林業等に関する知識及び技術の習得を希望する者に対し研修教育を行う林業大学校を運営する。	65,154		161 64,993
B-6	林業大学校研修事業費	林業、木材産業等の振興を図るため、林業、木材産業等への就業並びに森林及び林業等に関する知識及び技術の習得を希望する者に対し、林業大学校の短期課程、基礎課程、専攻課程において研修教育を行う。	203,595		50,875 7,954 144,766
B-7	森林林業活性化推進費	林業の労働力対策、林業機械の近代化及び林業、木材産業全般の施策の基礎資料とするため、本県における林業就業者の就業状況や林業機械器具の保有状況並びに素材生産量について、実態調査を行う。	2,522		2,522
B-8	森林計画事業費	民有林の適正な管理を目的として、森林法第5条の規定に基づき地域森林計画を策定する。また、市町村森林整備計画や森林経営計画の策定指導、森林情報管理システム及び林地台帳の整備を進める。 航空レーザ計測等によって森林資源や地形情報等の精緻化・高度化を図ることで、森林施策の集約化、効率化の推進を行う。	149,511		54,694 5 94,812
B-9	森林整備地域活動支援事業費	森林経営計画の作成や施策の実施に必要な森林情報の収集、森林調査、合意形成活動など施策集約化の推進に必要な地域活動、既存路網の簡易な改良、森林境界の確認・測量等に対する支援を行う。	44,867		30,051 14,816
B-10	森林経営管理制度推進事業費	森林所有者への意向調査等、市町村が行う森林経営管理制度に係る取り組みを支援する。	17,108		36 17,072
B-11	森林整備地域活動支援基金積立金	国から県に交付される森林整備地域活動支援交付金により、森林所有者等による森林施策の実施に不可欠な地域における活動を確保するための交付金の交付を円滑に実施するため、基金を積み立てる。	64		64
B-12	県営林事業特別会計繰出金	県営林事業特別会計における事業実施に必要な一般財源を繰り出す。	167,091		167,091
	小計		1,296,288		1,296,288
B-13	県営林事業費(特別会計)	森林資源の保続培養と公益的機能を維持する模範的な林業経営の実践および県有財産の形成を通じて山村経済の振興に資する。	252,915		252,915
	合計		1,549,203		1,549,203

出典：令和元年度、令和2年度 森林・林業・環境行政の概要（事業Noは、監査人が付与）

(3) 木材増産推進課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				財源	国庫支出金 特定財源 一般財源
C-1	造林事業費	植栽から保育に至る一連の造林事業を適正に行うとともに、長伐期林や複層林の造成、天然林の整備など多様な森林の造成を行い、森林資源の質的充実を計画的に推進し、森林の持つ公益的機能の高度発揮や安定的な林業経営の基礎となる健全な森林の整備を図る。	1,213,486		881,764 20,000 311,722
C-2	森林資源再生支援事業費	森林資源を再生させることにより、森林の公益的機能を高めるとともに、質的充実を図っていくため、伐採跡地の再造林を推進する。	79,850		79,850 426,090
C-3	木材安定供給推進事業費	持続的な林業経営を確立するため、意欲と能力のある経営体の育成、新たなスキームを活用する区域での重点的な路網整備、伐木・搬出、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業等を推進する。	480,860		54,770
C-4	緊急間伐総合支援事業費	森林の公益的機能を高めるとともに、森林資源の質的充実を計画的に推進するため、未整備のまま高齢林へと移行している人工林の間伐を緊急に行う。	76,000		28,000 48,000
C-5	みどりの環境整備支援事業費	CO <sub>2</sub> 吸収効果の高い人工林の間伐を促進することで、荒廃森林の発生を防止し、公益的機能が効果的に発揮されるよう森林の整備を図る。	25,150		25,150
C-6	優良種苗確保事業費	林業種苗法に基づく品種系統の明確な優良種苗の確保と種子採取源として設定した採種圃の整備を行う。	11,601		4,018 2,643 4,940
C-7	森林病害虫等防除事業費	森林における病害虫による被害を早期に、かつ徹底的に防除し、被害の蔓延を防止することで、森林の保全を図る。	6,027		6,027
C-8	森の工場活性化対策事業費	事業者の収益性の向上や森林所有者への利益の還元、林業就業者の雇用と所得の安定確保に繋げるため、森林を集約化した「森の工場」において事業者が行う森林整備や原木生産への取り組みに対して支援を行い、成熟しつつある人工林資源の利活用を図ると共に、計画的に効率的な木材生産システムによる低コスト林業や木材の安定供給・増産体制の構築を推進する。	136,473		48 136,425
C-9	原木増産推進事業費	県内の製材工場や木質バイオマス発電所等に供給する原木の確保及び安定供給を行うため、皆伐事業地の作業道開設や集材架線の設置、自伐林家等の林業機械レンタル、森林組合の生産性向上、及び地域構想の目標達成(ソフト事業)について支援する。また、原木のさらなる増産及び安定供給を確立するために、集約化された森林での効率的な搬出間伐や林業事業者が行う皆伐施策に欠かすことのできない高性能林業機械の導入(購入、リース)及び、林業機械のレンタル並びに作業システムの改善(機械の改良等)について支援を行う。	170,043		68,557 101,486
C-10	森林林業活性化推進費	適正な森林整備の推進、効率的な林業技術の導入、林業後継者の育成等を図りながら、森林の多様な機能を高度に発揮する森づくりを進めるとともに、森林や林業に関する普及・啓発や木材利用を推進するため、林業技術職員の円滑な活動促進と資質の向上を図る。	4,862		1,832 38 2,992
	合計		2,204,352		2,204,352

出典：令和元年度、令和2年度 森林・林業・環境行政の概要（事業Noは、監査人が付与）

(4) 木材産業振興課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				国庫支出金 財源	特定財源 一般財源
D-1	木材産業構造改善事業費	競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給体制の整備を行うために必要な調査を実施する。	86,457	40,035	46,422
D-2	県産材外商推進対策事業費	本県の豊富にある木材資源を活用するためには、県外への販路拡大が不可欠である。このため、市場における土佐材の知名度向上、県外工務店や木材流通業者等とのネットワーク形成などの取り組みを通じて、販売を促進する。 製材品の販売拠点が、県外販売の窓口を担う体制づくりを支援する。 原木の増産と木材加工力の強化により増加する土佐材製品について、県外で大規模に販売するための仕組みづくりを支援し、地産外商を拡大する。 経済発展や人口増加等により木材需要の増加が見込まれる国等に対し、県内事業者が行う営業活動等を支援し県産材の輸出を促進する。	109,369	45,649	5
D-3	地域林業総合支援事業費	森林・林業を核とした地域振興に資する取組の中で、緊急性かつ事業効果の高い取組を総合的に支援する。	11,500	11,500	
D-4	特用林産振興対策事業費	特用林産の振興を加速的に進めるため、新規参入者を含めた人材育成及び栽培マニュアルの発行、活用を図ることで中山間地域の活性化を推進する。	10,219	10,219	
D-5	県産材用途拡大事業費	新素材であるCLTを活用した木造建築を推進するため、普及・技術取得及びCPLTを活用したCLT建築物の設計に係る経費に対し支援する。	63,797	6,559	57,238
D-6	県産材需要拡大対策事業費	木材需要の多くを占める木造住宅の建築を促進することで木材の需要拡大を図る。 「木の文化興構想」に基づく「木に親しむ」、「木を活かす」活動の一環として、県産材を活用した公共施設等の整備や、県産木製品の導入などを支援することで木の良さを普及し、県産材の利用促進を図る。 木材利用を推進するため、木造公共施設等の整備に対して助成を行う。	176,004	59,338	35,484
D-7	木質資源利用促進事業費	森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業や雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の取り組みを進めるために、バイオマス利用施設等の整備、燃料の備蓄や燃焼灰収集等への支援を行う。	12,065	2,850	9,215
D-8	林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰出金	林業・木材産業改善資金貸付事業の貸付、償還及び債権の保全等の事業を円滑に行うための管理運営費を一般会計から特別会計へ繰り出す。 木材産業等高度化推進資金貸付事業の実施にあたり、預託原資を造成するために一般会計から特別会計へ繰り出す。	328,060		328,060
小計			797,471	797,471	
D-9	林業・木材産業改善資金貸付事業費(特別会計)	無利子の資金を貸し付けることにより、林業従事者等が林業経営の改善、又は木材産業経営の改善等に取り組むことを支援する。	100,000		100,000
D-10	林業・木材産業改善資金管理運営費(特別会計)	林業・木材産業改善資金の貸付・償還及び債権の管理・保全等の事務を円滑に推進する。	3,481		3,481
D-11	木材産業等高度化推進資金貸付事業費(特別会計)	木材の生産・加工・流通の合理化、林業経営の改善を推進するため、必要な資金を金融機関に預託し、低利で融資する。	650,000		650,000
D-12	地方債元利償還金(特別会計)	木材産業等高度化推進資金貸付事業に係る、独立行政法人農林漁業信用基金からの借入金の償還及び利息の支払を行う。	325,021		325,021
D-13	一般会計繰出金(特別会計)	木材産業等高度化推進資金貸付事業に係る金融機関への預託金について、償還預託金及び納入利息のうち、独立行政法人農林漁業信用基金への元利償還金を差し引いた額を一般会計に繰り出す。	325,000		325,000
合計			2,200,973	2,200,973	

出典：令和元年度、令和2年度 森林・林業・環境行政の概要（事業Noは、監査人が付与）

(5) 治山林道課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				国庫支出金 財源	特定財源 一般財源
E-1	林道開設事業費	民有林林道を整備し、森林整備基盤の充実と山村農林業の振興を図る。	788,613	459,470	271,943
E-2	林道改良事業費	車両の大型化、重量化に伴い、開設当時の規格では対応できなくなった既設林道について局部的構造の質的向上を図り、自然環境の保全と最近の社会要請に対応できるよう整備する。	47,641	35,986	11,655
E-3	林道舗装事業費	車両の大型化、重量化による輸送力の向上に対応するとともに、通行の安全を確保するため、舗装による林道の質的向上を図る。	8,325	7,837	488
E-4	道整備交付金事業費	地域における経済基盤の強化又は生活環境整備のため、交通の円滑化及び産業の振興を図る。	705,699	440,044	243,025
E-5	緑資源幹線林道事業費	旧独立行政法人緑資源機構の実施した緑資源幹線林道事業に係る県負担金の償還を行う。	103,691		103,691
E-6	林道災害復旧事業費	林道災害を復旧し、機能回復を図る。 基本補助率：奥地（国）65%（県）0% その他（国）50%（県）0%	1,152,600		1,100
E-7	山地治山事業費	山腹崩壊や地すべり等により被災した荒廃山地の復旧整備や、機能低下している保安林を改良することで、森林の持つ公益的機能を回復させるとともに、山地災害の防止に努め、「安心して住める県土」の確保を図る。	1,629,458	761,389	866,004
E-8	水源地域等保安林整備事業費	重要な水源地域において、荒廃森林等の整備、水土保全施設の整備、荒廃地等の復旧整備を行い、水資源の確保と県土の保全を図る。 また、被災保安林、劣悪保安林の復旧整備、機能低下保安林の保育等により、保安林機能の維持・向上を図る。	332,142	155,000	159,000
E-9	山地防災事業費	天然現象に起因する崩壊地や、崩壊の可能性の濃厚な山地の復旧整備を実施し、森林の公益的機能の回復を図る。	719,027	335,547	372,000
E-10	災害関連緊急治山等事業費	当年に発生した災害であって、緊急に復旧整備が必要な箇所について実施する。	300,000	186,951	101,000
E-11	治山施設等災害関連事業費	林地荒廃防止施設の復旧にあわせて新生崩壊地の復旧を図る。	9,000	4,284	4,000
E-12	林地崩壊対策事業費	山地に起因する災害箇所、保全対象並びに復旧工事の規模等から見て、災害関連緊急治山等事業として採択されない箇所に対し、林地の保全に必要な施設を新設し、再度災害を防止する。	14,400	10,100	4,300
E-13	山地災害防止事業費	公共治山、林地崩壊防止事業等に採択されない崩壊地の復旧整備や治山施設の維持修繕等を実施する。	297,799	228,000	69,799
E-14	治山計画費	治山事業を円滑に推進するため、翌年度に実施する治山事業箇所の計画書の作成及び既設の治山施設の点検を行う。	26,748		26,748
E-15	国直轄治山事業費負担金	民有林内の大規模荒廃地又は地すべり防止区域、若しくは高度の技術を要するもので、国が復旧整備を図るものに対し、県が経費の一部を負担する。	122,200	109,000	13,200
E-16	林地災害復旧事業費	被災した治山施設を復旧して、施設の機能回復を図る。	189,089	118,212	63,000
E-17	保安林整備費	保安林の指定及び伐採許可等の適正な管理を行う。	23,750	8,890	53
合計			6,470,182	6,470,182	

出典：令和元年度、令和2年度 森林・林業・環境行政の概要（事業Noは、監査人が付与）

### 4. 高知県における林業振興行政の取組

#### (1) 林業振興行政における施策の展開

林業振興行政に関する施策の体系として、産業振興計画に該当するものその他のものに大きく分けることができる。また、産業振興計画の施策については、5つの柱より成り立っている。

産業振興計画	その他
柱1 原木生産のさらなる拡大	森林・林業の重要性の啓発
柱2 加工体制の強化	
柱3 流通・販売体制の確立	
柱4 木材需要の拡大	南海トラフ地震対策
柱5 担い手の育成・確保	

#### (2) 林業分野における産業振興計画

##### 1) 分野目標・戦略の柱・戦略の方向性・戦略目標・取組方針

分野を代表する数値目標について、この項以降『分野目標』という。

分野目標（林業）	
木材・木製品製造品出荷額	◎204億円 ⇒ ◎220億円 ⇒ ◎232億円 ⇒ ◎256億円
原木生産量	◎61万㎡ ⇒ ◎78万㎡ ⇒ ◎81万㎡ ⇒ ◎90万㎡

戦略の柱	戦略の方向性	戦略目標	取組方針
(注1) 原木生産のさらなる拡大	成熟した森林資源を最大限に生かせる仕組みづくりを推進する	森の工場からの原木生産量（間伐）の拡大 ◎10.9万㎡→◎15.1万㎡ →◎15.3万㎡→◎17.0万㎡	1-1 生産性の向上による原木の増産 1-2 持続可能な森林づくり 1-3 再造林コストの縮減
(注2) 加工体制の強化	・消費者ニーズに対応した競争力の高い加工事業体を育成する ・CLTパネル工場をはじめとする林業・木材産業クラスターの形成を目指す	県産製材品の出荷量の増加 ◎23.3万㎡→◎27.4万㎡ →◎28.4万㎡→◎28.4万㎡	2-1 製材工場の強化 2-2 高次加工施設の整備 2-3 林業・木材産業クラスターの形成 2-4 付加価値の高い製品づくり
(注3) 流通・販売体制の確立	大消費地や海外をターゲットとした、組織的・継続的な外商活動を展開する	県産製材品の県外出荷量の増加 ◎16.1万㎡→◎20.1万㎡ ★0.0万㎡ ★0.1万㎡ →◎19.7万㎡→◎15.8万㎡ ★1.5万㎡ ★5.4万㎡ （□：一般製材品 ★：高次加工品）	3-1 流通の統合・効率化 3-2 ブッシュ型提案等による外商体制の強化 3-3 販売先の拡大
(注4) 木材需要の拡大	・低層非住宅の木造化等により飛躍的な需要拡大を図る ・木質バイオマスの利用拡大を促進する	木質バイオマス利用量の増加 ◎35.6万トン→◎57.3万トン →◎58.0万トン→◎60.6万トン	4-1 住宅・低層非住宅建築物における木材利用の促進 4-2 CLT等の普及促進 4-3 木質バイオマスの利用拡大 4-4 A材の需要拡大 4-5 建築士の育成 4-6 経済同友会など各種団体との連携
(注5) 担い手の育成・確保	優れた人材を育成・確保する	林業従業者数の増加 ◎1,602人→◎1,747人 →◎1,777人→◎1,870人 新規雇用者数の増加（川下・累計） ◎32人→◎58人→◎96人	5-1 林業大学校の充実・強化 5-2 きめ細かな担い手育成・確保の強化 5-3 事業者の経営基盤の強化 5-4 小規模林業の推進

（出典：産業振興計画）

#### 2) 分野目標及び戦略目標における実績値

分野目標及び戦略目標に関する令和元年度の目標値及び実績値は以下のとおりである（新規雇用者数の増加の目標値は令和3年度）。

区分	目標	H26 出発点	R元 目標値	実績	
分野目標	木材・木製品製造業出荷額等	204億	220億円	214億円 (H30)	
	原木生産量	61万㎡	78万㎡	67.1万㎡ (R元)	
戦略目標	森の工場からの原木生産量（間伐）の拡大	10.9万㎡	15.1万㎡	10.7万㎡ (R元)	
	県産製材品の出荷量の増加	23.3万㎡	27.4万㎡	23.0万㎡ (R元)	
	県産製材品の県外出荷量の増加	一般製材品	16.1万㎡	20.1万㎡	16.5万㎡ (H30)
		高次加工品	0.0万㎡	0.1万㎡	0.03万㎡ (H30)
	木質バイオマス利用量の増加	35.6万トン	57.3万トン	42.9万トン (R元)	
	林業従業者数の増加	1,602人	1,747人	1,589人 (H30)	
	新規雇用者数の増加（川下・累計）	32人 (R元)	58人 (R3)	32人 (R元)	

#### 3) 各取組方針に関する具体的な取組・目標値・実績・具体的事業

林業分野における産業振興計画については、上記1)のとおり、20の取組方針からなっている。各取組方針について、具体的な取組・目標値・実績値・具体的事業についてまとめると以下のとおりとなる。なお、下記のデータは、産業振興計画を取りまとめた資料に加え、県の林業環境政策課より提出を受けた資料に基づいて作成している（具体的事業の番号は、61頁～65頁において監査人が付与した番号である）。

① 1-1 生産性の向上による原木の増産

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
森の工場の拡大・推進 (H31拡充)	森の工場の承認面積	63,335ha (H26)	81,600ha	74,334ha (R元)	B-8 森林計画策定事業費 B-8 森林情報活用促進事業費 B-9 森林整備地域活動支援交付金 C-1 造林事業費 C-8 森の工場活性化対策事業費
効率的な生産システムの導入を促進 (H31拡充)	森の工場における搬出間伐の労働生産性	3.2㎡/人日 (H24-26平均)	3.6㎡/人日	3.6㎡/人日	C-3 木材安定供給推進事業費 C-8 森の工場活性化対策事業費 C-9 原木増産推進事業費 E-1-E-4 林道関係事業
皆伐の促進	皆伐事業による原木の生産性	28万㎡ (H26)	35万㎡	37.7万㎡ (H30次)	C-9 原木増産推進事業費
原木の安定供給システムの構築	協定取引による原木生産量	20万㎡ (H26)	24万㎡	28.0万㎡ (R元)	C-1 造林事業費 C-3 木材安定供給推進事業費補助金

② 1-2 持続可能な森林づくり

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
苗木の生産体制の強化	林業用苗木の生産量	76万本 (H26)	95万本	81万本 (R元)	C-6 優良種苗確保事業費
再造林への支援と低コスト育林の推進 (H31拡充)	再造林面積	220ha (H26)	400ha	250ha (R元)	C-1 造林事業費 C-2 森林資源再生支援事業費補助金
被害対策への支援	シカ被害対策の実施面積	60ha (H26)	196ha	189ha (R元)	C-1 造林事業費 C-2 森林資源再生支援事業費補助金
間伐の推進	間伐面積	5,259ha (H26)	8,000ha	4,693ha (R元)	C-1 造林事業費 C-3 木材安定供給推進事業費補助金 C-4 緊急間伐総合支援事業費補助金 C-5 みどりの環境整備支援事業費 A-2 木の文化圏構想推進事業費 A-4 県民参加の森づくり推進費
クレジット活用の促進	①クレジット販売量 ②高知県版J-クレジット制度のプロジェクト登録件数	①8,855t-C02 (H26) ②12件	①22,393t-C02 ②15件	①11,198t-C02 (R元) ②12件 (R元)	環境 オフセット・クレジット推進事業費

③ 1-3 再造林コストの縮減

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
苗木の生産体制の強化	林業用苗木の生産量	76万本 (H26)	95万本	81万本 (R元)	C-6 優良種苗確保事業費
再造林への支援と低コスト育林の推進 (H31拡充)	再造林面積	220ha (H26)	400ha	250ha (R元)	C-1 造林事業費 C-2 森林資源再生支援事業費補助金

④ 2-1 製材工場の強化

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
製材事業体の加工力強化 (H31拡充)	国産材の製材品出荷量	12.9万㎡ (H26)	17.0万㎡	14.6万㎡ (R元)	D-1 木材加工流通施設整備事業費 D-1 県産材加工力強化事業費
県内企業による協業化・大型化の検討 (H31拡充)	原木消費量3万㎡の製材工場数	2社 (H26)	3社	2社 (R元)	

⑤ 2-2 高次加工施設の整備

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
集材工場の整備	構造用集成材工場の工場数	— (H26)	1施設 (H28年)	1施設 (H28年)	D-1 木材加工流通施設整備事業費
C L T パネル工場の整備	C L T パネル工場の工場数	— (H26)	1社	0社 (R元)	

⑥ 2-3 林業・木材産業クラスターの形成

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
加工施設を中心としたクラスター	新規雇用者数(製材所・県計)	— (H26)	32人	10人 (R元)	※各種関連事業により対応

⑦ 2-4 付加価値の高い製品づくり

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
製材事業体の加工力強化 (H31拡充)	国産材の製材品出荷量	12.9万㎡ (H26)	17.0万㎡	14.6万㎡ (R元)	D-1 木材加工流通施設整備事業費 D-1 県産材加工力強化事業費

⑧ 3-1 流通の統合・効率化

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
県外流通拠点を活用した取引の拡大	県外流通拠点における県産製材品の取扱量	4.4千㎡ (H26)	5.7千㎡	8.2千㎡ (R元)	D-2 県産材外商推進対策事業費(販売拡大拠点設置事業費)
トレーラ等による低コスト・定期輸送の増加	トレーラ等による県産製材品の定期輸送量	— (H26)	3.2千㎡	3.7千㎡ (R元)	D-2 土佐材販売力強化事業費 D-2 新しい木材流通拠点整備事業費

⑨ 3-2 プッシュ型提案等による外商体制の強化

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
外商活動体制の抜本強化 (H31拡充)	県外販売窓口による県産製材品の県外出荷量	20.1千㎡ (H26)	22.2千㎡	23.9千㎡ (R元)	D-2 県産材外商推進対策事業費(県産材需要拡大サポート事業委託料) ※他事業とも連携

⑩ 3-3 販売先の拡大

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
県外での土佐材を使用した建築の促進	県外での土佐材を使用した住宅等の建築棟数	119棟 (H26)	180棟	159棟 (R元)	D-2 県産材外商推進対策事業費(土佐材の木の住まい普及推進事業費)
海外への販売促進	県産材製品の輸出货量	1.9千㎡ (H26)	3.0千㎡	1.9千㎡ (R元)	D-2 県産材輸出促進事業費

⑪ 4-1 住宅・低層非住宅建築物における木材利用の促進

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
公共事業や公共施設での県産材の率先利用と木製品の需要拡大	県有施設の木造化率	75% (H26)	100%	100% (R元)	D-6 木造公共施設等整備事業費
低層非住宅建築物の木造化の促進 (H31拡充)	低層非住宅の木造化率	26%	34%	45.1% (R元)	D-5 非住宅建築物木造化促進事業費 D-6 木の香るまちづくり推進事業費 D-6 木造公共施設等整備事業費
県産材を活用した木造住宅建築の促進	戸建て住宅の木造率	90.4% (H26)	現状値以上(全国平均以上)	92.9% (R元) 全国平均 90.3%	D-6 木造住宅総合推進事業費

⑫ 4-2 C L T等の普及促進

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
C L T 建築物の需要拡大	C L T 建築物の整備数	1棟 (H26)	24棟	26棟 (R元)	D-5 CLT建築促進事業費

⑬ 4-3 木質バイオマスの利用拡大

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
木質ペレット等の安定供給の促進	木質ペレットの県内自給率	40% (H26)	100%	80.9% (R元)	D-7 木質資源利用促進事業費
幅広い分野での木質バイオマスボイラー導入の拡大	木質バイオマスボイラー燃料利用量	2.1万トン (H26)	2.5万トン	2.7万トン (R元)	D-7 木質資源利用促進事業費
木質バイオマス発電の促進	木質バイオマス発電施設の整備量	2施設 (H26)	3施設	2施設 (R元)	D-7 木質資源利用促進事業費
燃焼灰の有効利用	燃焼灰の利用が広がっている	白ら利用の普及 (H26)	白ら利用に加え新たな利用が進んでいる	一部で自ら利用されている (R元)	D-7 木質資源利用促進事業費

⑭ 4-4 A材の需要拡大

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
製材事業体の加工力強化 (H31拡充)	国産材の製材品出荷量	12.9万㎡ (H26)	17.0万㎡	14.6万㎡ (R元)	D-1 木材加工流通施設整備事業費 D-1 県産材加工力強化事業費
低層非住宅建築物の木造化の促進 (H31拡充)	低層非住宅の木造化率	26% (H26)	34%	45.1% (R元)	D-5 非住宅建築物木造化促進事業費 D-6 木の香るまちづくり推進事業費 D-6 木造公共施設等整備事業費

⑮ 4-5 建築士の育成

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
外商活動体制の抜本強化 (H31拡充)	県外販売窓口による県産製材品の県外出荷量	20.1千㎡ (H26)	22.2千㎡	23.9千㎡ (R元)	D-2 県産材外商推進対策事業費 (県産材需要拡大サポート事業委託料) ※他事業とも連携
低層非住宅建築物の木造化の促進 (H31拡充)	低層非住宅の木造化率	26% (H26)	34%	45.1% (R元)	D-5 非住宅建築物木造化促進事業費 D-6 木の香るまちづくり推進事業費 D-6 木造公共施設等整備事業費

⑯ 4-6 経済同友会など各種団体との連携

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
外商活動体制の抜本強化 (H31拡充)	県外販売窓口による県産製材品の県外出荷量	20.1千㎡ (H26)	22.2千㎡	23.9千㎡ (R元)	D-2 県産材外商推進対策事業費 (県産材需要拡大サポート事業委託料) ※他事業とも連携
低層非住宅建築物の木造化の促進 (H31拡充)	低層非住宅の木造化率	26% (H26)	34%	45.1% (R元)	D-5 非住宅建築物木造化促進事業費 D-6 木の香るまちづくり推進事業費 D-6 木造公共施設等整備事業費

⑰ 5-1 林業大学の充実・強化

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
林業大学における人材育成 (H31拡充)	林業学校研修修了者数 (年平均)	— (H26)	27人	26人 (R元)	B-5 林業大学校運営費 B-5 林業大学校研修事業費
県内事業体等への就業促進・定着率の向上	林業学校研修修了生の県内就職者数 (年平均)	— (H26)	21人	17人 (R元)	B-5 林業大学校研修事業費 B-4 林業労働力確保支援センター事業費
開かれた大学づくりの促進	短期課程(リカレントコース等)の受講者数(延べ人数)	— (H26)	1,670人	1,947人 (R元)	B-5 林業大学校研修事業費

⑱ 5-2 きめ細かな担い手育成・確保の強化

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
林業労働力確保支援センターと連携した就業者の確保	新規就業者数 (年平均)	55人 (H26)	68人	62.5人 (R元)	B-3 森林研修センター研修館管理運営費 B-4 林業労働力確保支援センター事業費補助金 B-4 新規就業者職業紹介アドバイザー業務委託料 B-4 雇用管理改善推進アドバイザー業務委託料 B-7 森林林業活性化推進費
移住施策との連携による担い手の確保	林業分野へのU1ターン新規就業者数 (年平均)	6人 (H26)	6人以上	10人 (R元)	B-4 林業労働力確保支援センター事業費補助金 B-4 小規模林業推進事業費 B-5 林業大学校研修事業費
特用林産業新規就業者の支援	特用林産業における新規就業者数 (累計)	8人 (H24~H27)	20人 (H28~R元)	20人 (H28~R元)	B-4 特用林産業新規就業者支援事業費補助金 B-5 林業大学校研修事業費

⑲ 5-3 事業体の経営基盤の強化

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
林業事業体のマネジメント能力向上	林業施策プランナーがいる雇用改善計画認定事業体数	47事業体 (H26)	60事業体	48事業体 (R元)	B-2 森林組合育成強化事業費
林業事業体における労働環境の改善 (H31拡充)	雇用改善計画認定事業体数	96事業体 (H26)	100事業体	82事業体 (R元)	B-4 森林整備担い手確保育成対策事業費補助金 B-4 林業就労環境改善事業費

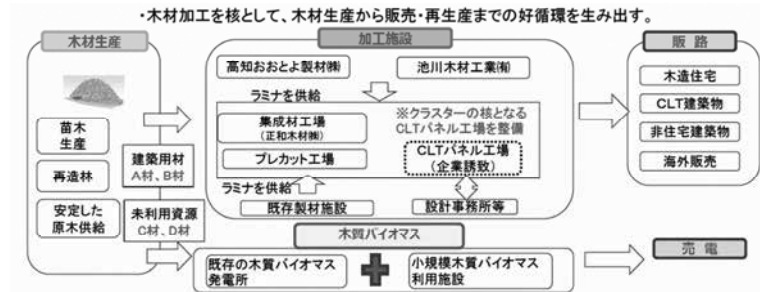
⑳ 5-4 小規模林業の推進

具体的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
小規模林業の活動を支援	小規模林業推進協議会の会員数	203人 (H26)	400人	553人 (R元)	B-4 小規模林業推進事業費 B-5 林業大学校研修事業費 C-4 緊急関係総合支援事業費 C-9 原木増産推進事業費

(3) 地域産業クラスタープロジェクト (林業) の概要

1) 林業・木材産業クラスタープロジェクト (県内一円)

①概要



②平成30年度までの取組状況

森林資源を余すことなく活用する川上から川下までの仕組みを生かした、原木生産の拡大、再造林の推進、建築物へのCLTやA材の利用促進

1次	森林組合支援WGによる作業システムの改善支援 (16組合) 一貫作業システム の調査及び指導 (5回) 製材事業者の事業戦略の実践 (H29策定2社) 及び新規策定 (3社) への支援 林業大学校による担い手の育成 (研修生: 40人)
2次	人工乾燥材、JAS製品の生産拡大に向けた県内製材工場との協議及び事業化の検討 新たな内装材等の開発 (1アイテム) ・改良 (3アイテム)
3次	TOSAZAIセンターを中心に県外流通拠点や県外パートナー企業等との連携を強化 (281社を訪問) CLT建築物 (完成8棟、構造・完成研修会8回) をはじめ非住宅建築物の木造化等の推進

③令和元年度の展開

【課題】

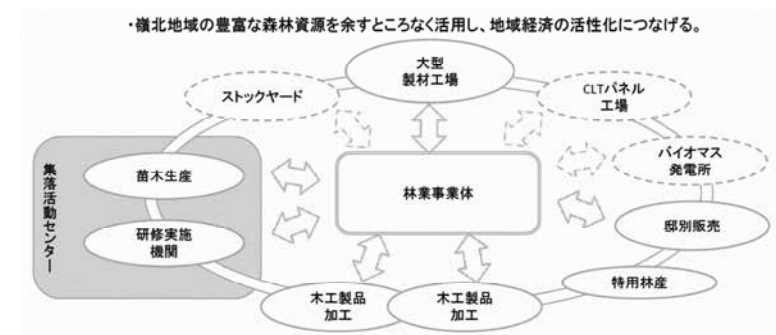
- ・再造林率の向上
- ・A材を活用した高付加価値製品の開発及び販路拡大
- ・木材需要の拡大、木造建築を担う建築士の育成

【令和元年度の主な取組】

1次	地域ぐるみの再造林推進体制の構築
2次	共同乾燥 (JAS) 施設等の整備の推進 内装材などの付加価値の高い製品開発の推進
3次	非住宅木造建築のプッシュ型提案 相談窓口の設置 林業大学校等における木造建築を担う建築士の育成 (リカレント教育の強化)

2) 嶺北地域の林業クラスターによる地域の活性化 (嶺北地域)

①概要



②平成30年度までの取組状況

原木の安定供給、嶺北材及び木工製品の販売促進活動、スギコンテナ苗出荷

1次～3次	嶺北広域原木安定供給協議会開催 (5月、2月)
1次	森林組合ほか素材生産事業者 (10事業者) との協議・支援、西峰スギコンテナ育苗ハウス整備 (2棟目: 5月) 及びスギコンテナ苗の移植 (40,000本)
2次	ストックヤード造成工事の継続
3次	商談会・フェア等への出展、県外への営業活動、集落活動センターいしはらの里における林業研修の実施 (5人)

③令和元年度の展開

【課題】

- ・原木の安定供給
- ・スギ苗の継続的な販売先の確保と栽培技術の向上
- ・嶺北材及木工製品の販売拡大

【令和元年度の主な取組】

1次～3次	嶺北広域原木安定供給協議会による素材流通等のICT化に伴う作業部会の運営、西峰スギコンテナ苗栽培に係る勉強会等の開催
1次	森林組合支援ワーキング等の開催
2次	ストックヤード造成工事の継続
3次	れいほくスケルトンの四国内(香川県中心)における販売活動販路拡大に向けた商品の開発

3) 佐川町で展開する自伐型林業での木材産業クラスター (佐川町)

①概要

・自伐型林業の取り組みを中心に、担い手の育成確保を含めた自伐型林業のビジネスモデルづくりのほか、町産材等を使ったモノづくりの人材育成や拠点整備、道の駅等の整備により町内の6次産業化を進める。



②平成30年度までの取組状況

森林長期施業管理契約締結の推進、地域おこし協力隊の採用・育成と自立化による自伐型林業のビジネスモデルづくり、地域おこし協力隊(ものづくり関連)の採用、学校教育、集落活動センター等との連携

1次	地域おこし協力隊の採用(2名) 地域おこし協力隊による任意団体への町事業委託 森林長期施業管理契約の締結(213ha 3月末見込)
2次・3次	地域おこし協力隊(ものづくり関連)の採用(4名)

学校教育、集落活動センター等と連携し、町産材を活用したWS等を開催  
モノづくりコンシェルジュ事業の開始  
町産材を活用した商品開発(植物模型)  
わんさかわっしょい体験博の開催(H31. 2. 2～3.10)

③令和元年度の展開

【課題】

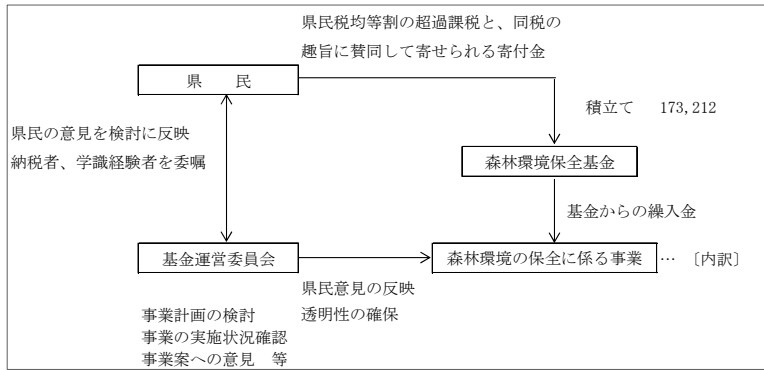
- ・山林の集約化
- ・自伐型林業ビジネスモデルの構築

【令和元年度の主な取組】

1次	森林長期施業管理契約締結の推進 地域おこし協力隊の採用・育成と自立化に向けた協議
2次	森林資源総合活用施設の整備検討
3次	道の駅の整備検討



(4) 県単独森林環境税の概要



(出典：令和元年度 森林・林業・環境行政の概要)

【分野】	【R元年度内訳】	【予算：千円】	No	【担当部課】
森林整備	公益林保全整備事業費補助金	28,000	1	林業振興・環境部 木材増産推進課
	みどりの環境整備支援交付金	25,150	2	林業振興・環境部 林業環境政策課
	予算計 67,028	53,150		
シカ被害対策	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金	13,878	3	林業振興・環境部 林業環境政策課
	シカ捕獲推進事業費補助金	28,200	4-1	中山間振興・交通部 鳥獣対策課
	指定管理鳥獣捕獲等事業委託料	2,585	4-2	
	シカ個体数調査委託料	1,538	4-3	
	予算計 41,892	34,401		
森林環境教育	希少野生植物食害防止対策(調査業務)委託料	2,151	5	林業振興・環境部 環境共生課
	希少野生植物食害防止対策(防護柵設置業務)委託料	2,149	5	
	希少野生植物食害防止対策(モニタリング調査業務)委託料	5,269	5	
	自然体験型学習事業	4,470	6	教育委員会事務局 生涯学習課
	予算計 29,175	14,039		
県民の主体的な活動	指導者派遣事業費	165	7	教育委員会事務局 高等学校課
	子ども地域学習推進事業	994	7	
	高校生森林環境理解事業	950	7	
	高校生後継者育成事業	579	7	
	山の学習支援事業費補助金	22,017	8	林業振興・環境部 林業環境政策課
	森林環境情報誌作成等委託料	5,967	10	
	森林環境学習フェア開催委託料	83	10	
	森林環境学習フェア開催委託料	9,082	11	林業振興・環境部 林業環境政策課
	森林環境学習フェア開催事務費	83	11	
	こうち山の日県民参加支援事業委託料	5,131	12	
	インターネットホームページ保守管理委託料	294	12	
	こうち山の日推進事業費補助金	7,840	13	
運営委員会開催等事務費	1,400	14		
林業大学校(短期課程)研修業務等委託料	705	15	林業振興・環境部 森づくり推進課	
予算計 30,585	22,217			
木材利用	木の香るまちづくり推進事業費補助金	34,375	16	林業振興・環境部 木材産業振興課
	事務費	279	16	
	予算計 35,479	34,654		
合計		204,159		

出典：令和元年度 森林・林業・環境行政の概要

上記の森林環境税を財源とした各種事業について、高知県森林環境保全基金運営委員会において評価を実施している。当該評価シートより、令和元年度の事業目標に対する実績の内容を抽出すると以下のとおりである。

森林環境税活用事業評価

No	事業	目標指標	R元目標	R元実績
1	緊急間伐総合支援事業	事業実施対象件数(件)	269	166
	緊急間伐総合支援事業	森林整備面積(ha)	350	196
	公益林保全整備事業	1ha当たりの事業コスト(間伐)(円)	80,000	80,000
2	みどりの環境整備支援事業	事業実施件数(件)	408	278
	みどりの環境整備支援事業	森林整備面積(ha)	802	675
	みどりの環境整備支援事業	1ha当たり事業コスト(円)	(除伐) 35,000 (保有間伐A) 35,000 (保有間伐B) 30,000 (保有間伐C) 23,000	(除伐) 35,000 (保有間伐A) 35,000 (保有間伐B) 30,000 (保有間伐C) 23,000
3	県民の森づくり推進費	事業実施団体数	60	51
	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金	森林整備面積(ha)	550	362.1
4-1	鳥獣被害対策事業費	配布くくりわな数(基)	4,700	4,077
	捕獲対策事業費	配布くくりわなによる捕獲実績(頭)	1,700	588
	シカ捕獲推進事業費補助金	1頭の捕獲に要する経費(円)	16,588	47,939
4-2	鳥獣被害対策事業費	捕獲日数(日)	140	129
	捕獲対策事業費	シカ捕獲頭数(頭)	30	37
	指定管理鳥獣捕獲等事業委託料	シカ1頭の捕獲に要する経費(円)	172,333	112,200
4-3	鳥獣被害対策事業費	専門家等との業務委託契約	9月	10月
	捕獲対策事業費	県内シカ生息数(H30年度末時点)の推定	3月	3月
	シカ個体数調査委託料	※H27年度末時点76,938頭 ABC管理ユニットごとの生息数を推定 ※H27年度末A35,872頭、B6,496頭、C34,570頭	3月	3月
5	希少動植物保護対策事業	食害拡大地域の現地調査箇所数(箇所)	5	7
	希少野生動植物保護対策事業	防護柵設置(柵延長距離)(m)	300	332
	希少野生動植物食害対策事業	植生回復状況(各調査地点1㎡当たりの植被率(%))の推移(%)	70%	77%
		防護柵新設により保護される希少植物優先度点数(点)	37	37
		防護柵1m設置に係る経費(円) 設置済防護柵1箇所当りモニタリング経費(円)	25,880 119,750	10,053 119,250
6	環境学習推進事業費	指導者派遣団体数	5	5
	環境学習推進事業費	自然体験型学習事業参加校	30	16
	指導者派遣事業費	指導者派遣事業 子どもの参加者数	100	182
7	環境学習推進事業費	自然体験型学習事業参加者数	600	372
	指導者派遣事業費	指導者派遣事業 子どもの参加者一人あたりのコスト	1,200	654
	自然体験型学習事業	自然体験型学習事業 参加者一人あたりのコスト	6,880	4,570
8	森林環境保全事業	取り組み回数(回)	56	48
	高校生森林環境理解事業	取り組み回数(回)	7	7
	高校生森林環境理解事業	参加人数(人)	68	38
9	森林環境保全事業	取り組み回数(回)	68	38
	高校生後継者育成事業	参加者一人あたりに要する経費(円)	8,515	8,679
	高校生後継者育成事業	参加者一人あたりに要する経費(円)	8,515	8,679
9	県民参加の森づくり推進費	学校数(校)	67	67
	山の学習支援事業費	事業回数(回)	100	76
	山の学習支援事業費補助金	県民参加人数(人)	11,000	9,605
		参加した県民一人当たりの経費(円)	2,002	1,750

No	事業	目標指標	R元目標	R元実績
10	県民参加の森づくり推進費 森づくりへの理解と参加を促す広報事業費 森林環境情報誌作成等実施委託料	発行部数(部) 発行回数(回) 読者アンケート回答者数(件) 発行一回当たりの経費(円) 一部当たりの経費(円)	140,000 2 1,000 2,983,500 42.8	140,000 2 716 2,983,420 42.6
11	県民参加の森づくり推進費 森づくりへの理解と参加を促す広報事業費 森林環境学習フェア開催委託料	フェア開催回数(回) 来場者数(人) 来場者一人当たりにかかる経費(円)	1 22,000 417	1 18,000 507
12	県民参加の森づくり推進費 こうち山の日推進事業費 こうち山の日県民参加支援事業委託料 ホームページ保守委託料	森林保全に関する活動回数(回) 森林環境保全体験ツアー開催回数(回) 県民参加人数(人) 当事業に参加した県民一人当たりにかかる経費(円)	23 2 550 7,591	28 1 486 8,591
13	県民参加の森づくり推進費 こうち山の日推進事業費 こうち山の日推進事業費補助金	事業回数(回) 県民参加人数(人) 参加した県民一人当たりの経費(円)	35 8,000 980	24 10,669 678
14	県民参加の森づくり推進費 運営委員会等開催費 事務費	委員会開催回数(回) 基金運営委員会・・・2回 延べ委員出席者数(人) 委員会一日一人当たりにかかる経費(円)	4 3 40 35,000	2 3 16 19,625
15	林業大学校研修事業費 短期課程研修事業費 林業大学校(短期課程)研修業務等委託料	作業安全研修、鳥獣被害対策講習(回)  受講者数(人)  当事業に参加した県民一人当たりにかかる経費(円)	5  65 10,846	5  35 16,049
16	県産材需要拡大対策事業費 木の香るまちづくり推進事業費 木の香るまちづくり推進事業	補助金投入金額(千円)  施設利用者数(人)  整備箇所数(箇所)  1人当たりPRコスト(円)  1箇所当たり整備コスト(円)	(公共) 10,000 (学校) 19,175 (屋外) 5,200 合計 34,654 (公共) 35,550 (学校) 2,589 (屋外) 8,600 (公共) 5 (学校) 28 (屋外) 5 (公共) 281 (学校) 7,406 (屋外) 605 (公共) 2,000,000 (学校) 684,821 (屋外) 1,040,000	(公共) 6,325 (学校) 23,433 (屋外) 3,902 合計 33,939 (公共) 1,969,850 (学校) 5,270 (屋外) 98,650 (公共) 44 (学校) 35 (屋外) 5 (公共) 4 (学校) 4,446 (屋外) 40 (公共) 143,750 (学校) 669,514 (屋外) 780,400
17	県産材需要拡大対策事業費 木育推進事業費 木育推進事業費補助金	補助金投入金額(千円) 玩具等配布人数(人) 1人当たりの配布コスト(円)	825 165 5,000	510 112 4,554

(5) 林業振興部署が担当する南海トラフ地震対策の概要

林業振興部署が担当する南海トラフ地震対策について、『南海トラフ地震対策行動計画(第4期 2019年度～2021年度、2020年3月改訂)』より、担当課が林業振興部署に該当する内容をまとめると以下のとおりである。

<p><b>【対応レベル】</b> 具体的な取組を進める上で念頭に置くべき地震の規模を記載 ・L2…最大クラスの地震・津波 →命を守る対策(避難場所の整備など)は最大クラスの地震・津波に備える ・L1…発生頻度の高い一定程度の地震・津波 →堤防などのハード対策は発生頻度の高い地震・津波に備える ・共通…レベルに関係なく対応 →避難所運営マニュアルの改訂など地震・津波のレベルに関係なく対応</p>	<p><b>【取組内容】</b> 取組の具体的な内容を記載 ※括弧内は2021年度までの目標を記載</p>
<p><b>【区分】</b> この取り組みが、自助、共助、公助のどこに効果があるものかを記載しています。 ・自助…住宅の耐震化など自らの命を自らで守るもの など ・共助…地域での支え合いや助け合いなど ・公助…社会基盤の整備や応急救助期間による救助・救出など公の取組 など</p>	<p><b>【取組タイプ】</b> 取組内容に合わせた進捗管理を実施するため、取組を3タイプに分け、記載 ・タイプA…最終目標及び達成予定年度が設定できる取組 ・タイプB…採取目標の達成はできるが、外的要素(国の補助金の内示率や県民の意識率など) ・タイプC…継続的に実施する取組であり、最終目標の設定ができない取組</p>

<b>目的</b>								
避難路の閉塞によって津波や火災からの避難に支障が出ることがないよう、避難路・避難場所そのものの安全対策などを進めるとともに、避難場所への資機材整備を進めます。								
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果 (アウトカム)	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名		
山地災害危険地に近接する避難路や避難場所の安全確保を行います。	安全な避難路の確保による円滑な避難活動の実施と、避難場所の安全を図ることによる被災者の減少	共通	公助	高知県強靱化計画 津波避難計画	県	治山林道課		
取組内容 (計画期間の当初目標)		取組タイプ	計画スケジュール				最終目標	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	目標(値)	達成予定
災害による山地崩壊等から、避難路・避難場所の安全確保(安全対策の実施 8箇所 (13/21箇所・62%)		A	5箇所実施 24% (5/21箇所)	2箇所実施	1箇所実施	3箇所実施	8箇所実施	21箇所実施 2024年度

目的						
地震による津波等から確実に県土を守るため、老朽化し機能が低下した既存防潮堤の機能回復・強化を進めます。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果 (アウトカム)	対応 レベル	区分	関連する計画	実施 団体等	担当課名
老朽化した既存防潮堤等を把握し、津波等への対策を進めます。	津波による浸水地域が縮減され、死傷者や家屋等の被害が減少	共通	公助	高知県強靱化計画	県	治山林道課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組 タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
防潮堤等の強靱化 (防潮堤の老朽化調査及び改修 計画の策定)	B	-	計画	調査・点検	・調査・点検 ・全体計画の策定	事業計画書 作成	工事の実施 (箇所数未 定)	強靱化 工事の 完了	-
			実績	2カ年間で調 査実施(当年度 計画分は完了)					

目的						
津波の浸水による被害軽減や避難時間の確保のため、海岸などの陸こう等（陸こう、管渠等の開口部）の常時閉鎖を進めます。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果 (アウトカム)	対応 レベル	区分	関連する計画	実施 団体等	担当課名
保安施設堤防の陸こうについて、地元の利用者等と協議し、必要に応じて階段の設置等を行い、常時閉鎖を進めます。	陸こう等の常時閉鎖箇所数を増加させることで、津波の浸水地域の縮減や避難時間の確保につながり、死傷者を抑え、家屋等の被害を減少	共通	公助	高知県強靱化計画 応急期懇談会提言	県	治山林道課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組 タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖 陸こう閉鎖 (12箇所 (56/69箇所・81%))	A	陸こう閉鎖44箇所 (44/69箇所・ 64%)	計画	4箇所閉鎖	4箇所閉鎖	4箇所閉鎖	13箇所 閉鎖	69箇所 閉鎖	2024 年度
			実績	6箇所施行中 (2020年度に完 成予定)					

目的						
津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、沿岸部での漂流物対策を進めます。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果 (アウトカム)	対応 レベル	区分	関連する計画	実施 団体等	担当課名
沿岸部に貯留する材木(丸太)の流出防止策について効果的な防止策を検討します。	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化	L1	自助	-	事業者	木材産業 振興課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組 タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
沿岸部に貯留する材木(丸太)の 流出防止策の検討	B	他県からの情報取 集(2県)	計画		須崎港で 実施実験		組織の 継続	丸太流 出措置 の完了	-
			実績	情報収集を実 施(効果的な 情報なし)					

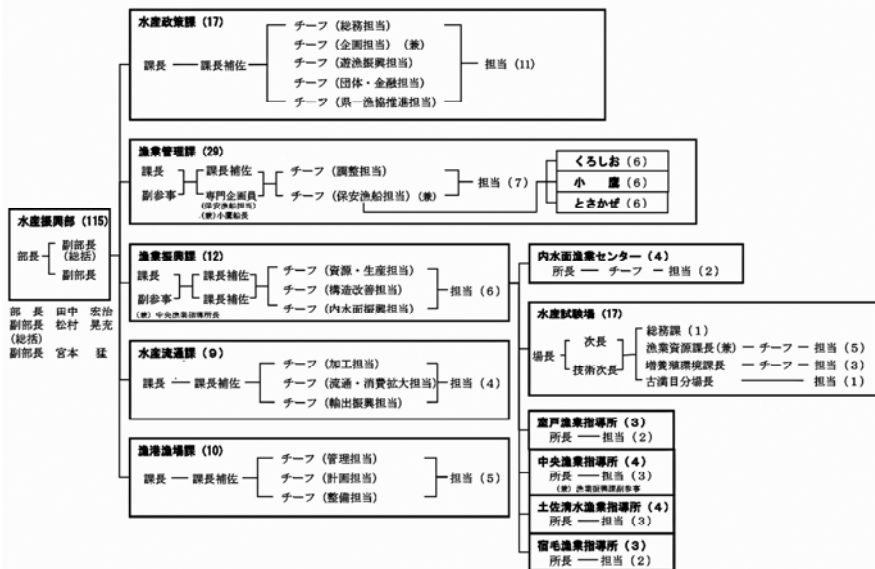
目的						
急傾斜地崩壊対策事業や地すべり対策事業の実施など、地震による土砂災害を未然に防ぐことで、人的・物的被害を軽減します。あわせて土砂災害のおそれのある箇所の周知や、防災学習等の実施により避難体制づくりを進めます。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果 (アウトカム)	対応 レベル	区分	関連する計画	実施 団体等	担当課名
山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	共通	公助	高知県強靱化計画 応急期懇談会提言 地震防災緊急事業 五箇年計画	県	治山林道課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組 タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
山地治山事業による地すべり対 策事業の実施 (1箇所概成 (12/16箇所・75%))	B	11箇所概成 (11/16箇所・69%)	計画	(対策事業実施 5箇所)	(対策事業実施 5箇所)	1箇所概成	4箇所 概成	16箇所 概成	-
			実績	5箇所対策中 ・発生工事 完成:2箇所 繰越:3箇所					

### 第4. 高知県における水産業行政の概要

#### 1. 水産振興の組織体系

##### (1) 組織図・人員数



(出典：平成31年度 高知県水産振興部行政要覧)

##### (2) 分掌事務

###### 水産政策課

1.	部の政策の総合的な企画及び調整に関すること。
2.	部内の予算、組織及び定数に関すること。
3.	部内の事務事業全般の見直しに関すること。
4.	部内の事務の総合調整に関すること。
5.	高知県漁業基本対策審議会に関すること。
6.	水産業の調査統計に関すること。
7.	水産業団体の検査及び育成指導に関すること。
8.	漁業協同組合の合併に関すること。
9.	漁業共済に関すること。
10.	漁業金融に関すること。
11.	漁業者の経営指導に関すること。
12.	遊漁振興に関すること。
13.	部内の他の課の主管に属しないこと。

###### 漁業管理課

1.	漁業の調整並びに漁業の免許及び許可に関すること。
2.	海区漁業調整委員会に関すること。
3.	内水面漁場管理委員会に関すること。
4.	遊漁船業者の登録及び指導に関すること。
5.	海洋資源の活用に関すること。
6.	漁業取締りに関すること。
7.	漁船建造の許認可並びに漁船の登録及び指導検査に関すること。
8.	漁船保険に関すること。
9.	海難防止に関すること。

###### 漁業振興課

1.	内水面漁業の振興に関すること。
2.	内水面漁業補償に関すること。
3.	海面漁業の振興に関すること。
4.	漁業施設の災害復旧に関すること。
5.	漁業の担い手に関すること。
6.	海面漁業補償に関すること (漁業管理課の主管に属する事項を除く。)
7.	漁場整備事業の計画に関すること。
8.	資源管理型漁業及び栽培漁業の振興に関すること。
9.	養殖漁業の振興に関すること。
10.	漁業補償対策事業に関すること。
11.	漁業経営安定対策に関すること。
12.	内水面漁業センターに関すること。
13.	水産試験場に関すること。
14.	漁業指導所に関すること。

水産流通課

1.	水産物の流通及び販売促進に関すること。
2.	水産物の加工に関すること。
3.	水産物を取り扱う卸売市場に係る卸売市場法に関すること。
4.	食品表示法に基づく品質事項に関すること(水産物に関するものに限る。)
5.	輸出水産物の振興に関する法律(昭和29年法律第154号)に基づく事業場の登録等に関すること。

漁港漁場課

1.	漁港の維持管理に関すること。
2.	漁港及び漁場の建設及び改良に関すること。
3.	漁港施設の災害復旧に関すること。
4.	漁港区域内の公有水面の埋立てに関すること。
5.	漁港管理者の指定に関すること。
6.	漁場の港勢調査に関すること。
7.	漁場整備事業に関すること(漁業振興課の主管に属する事項を除く。)
8.	前各号に掲げるもののほか、漁港漁場に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

(出典：高知県行政組織規則 平成31年4月1日改正)

2. 高知県における水産業の状況

(1) 全国に占める高知県水産業の地位

魚種別生産量の推移(海面) 全国と高知県の比較		単位：トン										
年(平成)		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H30/H21 比率
魚種	全国											
まぐろ・かじき類	全国	223,671	226,507	217,719	225,165	203,737	204,589	204,926	182,954	182,249	177,488	79.4%
	高知県	22,581	20,281	21,598	22,869	20,018	22,050	20,922	16,405	18,256	16,828	74.5%
	割合	10.1%	9.0%	9.9%	10.2%	9.8%	10.8%	10.2%	9.0%	10.0%	9.5%	
かつお	全国	268,525	302,851	262,135	287,777	281,735	253,027	248,314	227,946	218,977	247,716	92.3%
	高知県	16,114	20,646	18,390	16,714	21,340	14,101	14,893	14,104	14,548	17,926	111.2%
	割合	6.0%	6.8%	7.0%	5.8%	7.6%	5.6%	6.0%	6.2%	6.6%	7.2%	
そうだがつお類	全国	25,119	28,567	19,708	27,195	18,706	13,114	15,941	12,106	7,888	12,117	48.2%
	高知県	10,321	10,722	7,479	9,080	7,840	7,224	7,673	6,069	3,516	5,973	57.9%
	割合	41.1%	37.5%	37.9%	33.4%	41.9%	55.1%	48.1%	49.6%	44.6%	49.3%	
まいわし	全国	57,429	70,159	175,781	135,236	215,004	195,726	311,054	378,142	500,015	522,376	909.6%
	高知県	1,182	1,516	2,312	2,169	1,489	1,749	8,347	3,871	1,690	1,108	93.7%
	割合	2.1%	2.2%	1.3%	1.6%	0.7%	0.9%	2.7%	1.0%	0.3%	0.2%	
うるめいわし	全国	53,642	49,549	84,650	80,657	89,350	74,851	97,794	97,871	71,971	54,815	102.2%
	高知県	4,276	2,894	5,757	5,338	3,284	4,605	4,974	5,699	5,057	3,984	93.2%
	割合	8.0%	5.8%	6.8%	6.6%	3.7%	6.2%	5.1%	5.8%	7.0%	7.3%	
かたくいわし	全国	341,934	350,683	261,594	244,738	247,427	248,069	168,745	171,173	145,715	111,226	32.5%
	高知県	2,403	3,350	1,564	2,528	1,615	1,649	926	1,383	2,001	1,350	56.2%
	割合	0.7%	1.0%	0.6%	1.0%	0.7%	0.7%	0.5%	0.8%	1.4%	1.2%	
しらす	全国	56,962	71,843	48,084	65,882	59,160	60,515	64,772	63,180	50,855	50,509	88.7%
	高知県	1,537	2,362	2,423	2,382	1,840	2,113	2,797	1,857	2,391	2,711	176.4%
	割合	2.7%	3.3%	5.0%	3.6%	3.1%	3.5%	4.3%	2.9%	4.7%	5.4%	
まあじ	全国	165,166	159,440	168,417	134,014	150,884	145,767	151,706	125,416	145,215	117,751	71.3%
	高知県	3,278	1,539	2,778	2,435	2,217	1,889	1,718	1,484	1,998	3,596	109.7%
	割合	2.0%	1.0%	1.6%	1.8%	1.5%	1.3%	1.1%	1.2%	1.4%	3.1%	
むろあじ類	全国	26,956	25,065	25,057	23,994	24,206	16,481	14,837	27,105	19,515	17,392	64.5%
	高知県	908	1,556	1,275	1,972	1,741	1,091	1,057	1,554	1,622	808	89.0%
	割合	3.4%	6.2%	5.1%	8.2%	7.2%	6.6%	7.1%	5.7%	8.3%	4.6%	
さば類	全国	470,904	491,813	392,506	438,269	374,954	481,783	529,977	502,651	517,602	541,975	115.1%
	高知県	5,945	7,055	7,300	6,372	5,993	5,461	3,775	3,292	2,806	5,962	100.3%
	割合	1.3%	1.4%	1.9%	1.5%	1.6%	1.1%	0.7%	0.6%	0.5%	1.1%	
さんま	全国	310,744	207,488	215,353	221,470	149,853	228,647	116,243	113,828	83,803	128,929	41.5%
	高知県	291	33	54	20	31	65	81	1	1	2	0.7%
	割合	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
ぶり類	全国	78,334	106,890	110,917	101,842	117,175	125,153	122,641	106,756	117,761	99,933	127.6%
	高知県	2,290	3,254	3,443	3,237	2,486	2,386	3,841	2,186	2,956	4,622	201.8%
	割合	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	2.1%	1.9%	3.1%	2.0%	2.5%	4.6%	
にぎす類	全国	4,357	4,027	3,490	3,743	3,176	2,968	3,252	3,098	2,832	2,761	63.4%
	高知県	337	308	249	—	127	183	223	283	194	161	47.8%
	割合	7.7%	7.6%	7.1%	—	4.0%	6.2%	6.9%	9.1%	6.9%	5.8%	
たちうお	全国	11,891	10,081	9,734	9,125	8,388	8,253	6,953	7,188	6,331	6,493	54.6%
	高知県	111	65	56	76	84	85	48	51	46	94	84.7%
	割合	0.9%	0.6%	0.6%	0.8%	1.0%	1.0%	0.7%	0.7%	0.7%	1.4%	
まだい	全国	15,743	14,965	17,330	15,399	14,155	14,640	14,978	15,151	15,343	16,075	102.1%
	高知県	125	115	127	145	139	122	150	100	81	101	80.8%
	割合	0.8%	0.8%	0.7%	0.9%	1.0%	0.8%	1.0%	0.7%	0.5%	0.6%	
いさき	全国	4,986	3,826	4,323	4,184	4,496	3,736	4,149	3,938	3,796	3,988	80.0%
	高知県	172	117	118	156	129	214	212	211	111	93	54.1%
	割合	3.4%	3.1%	2.7%	3.7%	2.9%	5.7%	5.1%	5.4%	2.9%	2.3%	
あさり類	全国	31,655	27,185	28,793	27,300	23,049	19,449	13,810	8,967	0	7,072	7.3%
	高知県	116	94	55	7	0	0	0	0	0	0	—
	割合	0.4%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
するめいか	全国	218,658	199,832	242,262	168,207	180,089	172,688	128,838	70,197	63,734	47,712	21.8%
	高知県	794	569	563	545	818	507	396	204	139	82	6.5%
	割合	0.4%	0.3%	0.2%	0.3%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	
その他	全国	1,780,698	1,771,331	1,536,237	1,532,566	1,549,923	1,443,784	1,273,506	1,145,898	1,097,346	1,192,464	67.0%
	高知県	9,281	7,017	7,553	8,358	8,409	8,669	7,480	7,462	8,212	7,872	84.8%
	割合	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	
合計	全国	4,220,156	4,198,579	3,899,641	3,822,809	3,786,664	3,778,739	3,564,470	3,322,243	3,315,434	3,424,828	81.2%
	高知県	82,062	83,493	83,094	84,403	79,605	74,167	79,513	66,136	65,625	73,243	89.3%
	割合	1.9%	2.0%	2.1%	2.2%	2.1%	2.0%	2.2%	2.0%	2.0%	2.1%	

出典：農林水産省「海面漁業生産統計調査」、令和2年度 高知県水産振興部行政要覧、割合や比率は監査人による

注) 1 養殖生産物は含まない

2 「-」は、事実のないものまたは調査を欠くもの

高知県の漁業は、まぐろ・かじき類、かつお、そうだかつお類等の回遊魚の漁獲高が多い傾向にある。また、うるめいわしやむろあじ類についても一定の漁獲高がある。全体の漁獲高は全国の2%程度である。東西に長い海岸線を有しているものの、漁獲高はそれほど多くないといえる。漁業の効率化、大規模な漁港の整備、大規模消費地への販路拡大等、水産業行政においても県が果たす役割は非常に重要であるといえる。

(2) 高知県における漁業就業者数等の推移

1) 漁業種類別経営体数の推移

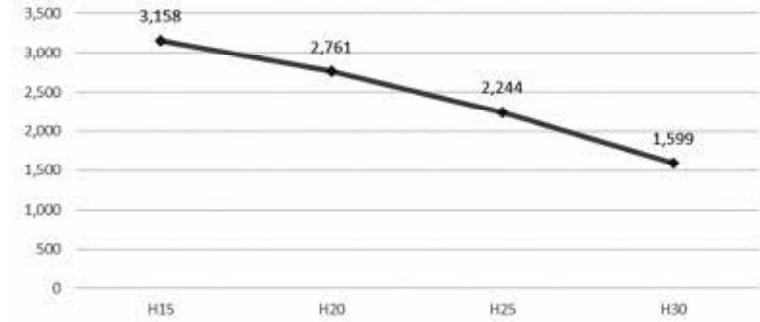
単位：経営体

年(平成)	H15	H20	H25	H30
種類				
ぶり類養殖	77	80	57	37
まだい養殖	127	116	86	52
その他の養殖	64	41	32	16
小計	268	237	175	105
釣り・はえ縄	1,812	1,487	1,083	732
ばっち網	115	101	87	76
定置網	86	81	66	50
その他の漁業	765	769	767	583
小計	2,778	2,438	2,003	1,441
沿岸漁業計	3,046	2,675	2,178	1,546
沖合底びき網	3	2	1	1
中型まき網	10	10	9	8
沖合漁業計	13	12	10	9
まぐろはえ縄	79	60	44	34
かつお一本釣り	20	14	12	10
遠洋近海漁業計	99	74	56	44
海面漁業計	3,158	2,761	2,244	1,599

出典：令和2年度 高知県水産振興部行政要覧

- 注) 1 年間の漁業の海上作業従事日数が29日以下の個人経営体は含まない。  
 2 経営体数の調査は平成18年で終了。平成20年、25年、30年は漁業センサスによる。

海面漁業経営体数



海面漁業経営体数は、近年減少傾向にあり、平成15年から平成30年までの15年間で、約半数まで減少しており、平成20年と平成30年との比較では42%減少している。海面漁業経営体数の減少に歯止めをかけるためにも、県の果たす役割は重要である。

2) 漁業就業者数の推移

男女・年齢別漁業就業者数の推移

単位：人

年	S63		H5		H10		H15		H20		H25		H30		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
男	15歳～24歳	422	4.1%	237	2.9%	153	2.2%	121	2.1%	87	1.8%	80	2.0%	99	3.0%
	25歳～39歳	2,033	20%	1,036	13%	676	10%	522	9%	553	11%	493	12%	420	13%
	40歳～59歳	4,991	49%	3,937	48%	3,210	46%	2,323	40%	1,665	34%	1,198	30%	926	28%
	60歳以上	2,086	20%	2,401	29%	2,522	36%	2,487	43%	2,307	47%	2,014	51%	1,715	52%
小計	9,532	93%	7,611	94%	6,561	93%	5,453	94%	4,612	94%	3,785	95%	3,160	96%	
女	695	7%	528	6%	465	7%	371	6%	293	6%	185	5%	135	4%	
合計	10,227	100%	8,139	100%	7,026	100%	5,824	100%	4,905	100%	3,970	100%	3,295	100%	

出典：令和2年度 高知県水産振興部行政要覧

漁業経営者数は減少傾向にあり、昭和63年と平成30年の30年間で68%減少している。平成20年間から平成30年の10年間でみても、33%減少しており、県が様々な就業支援対策をとっているにもかかわらず、減少に歯止めがかかっていない。

また、平成25年以降、就業者のうち過半数が60歳以上となっており、高齢化が進んでいることから、新規就業者が相当数増加しない限り、今後も就業者の減少傾向は続くと思われる。水産業における就業者支援策は重要な課題である。

### (3) 高知県における水産資源の状況

#### 1) 漁業種類別生産量の推移

単位：トン

年（平成）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30/20比
年（平成）												
ぶり類養殖	10,761	13,419	12,804	11,546	12,790	11,713	11,096	12,453	9,929	11,243	11,350	105.5%
まぐろ養殖	5,571	5,627	5,680	5,501	5,763	5,247	4,621	4,890	4,985	5,196	6,188	111.1%
くろまぐろ養殖				955	651	1,163	1,381	1,517	1,340	1,256	2,234	-
その他の養殖	584	1,025	1,246	640	978	800	861	628	646	530	622	106.5%
小計	16,916	20,071	19,730	18,642	20,182	18,923	17,959	19,488	16,900	18,225	20,394	120.6%
釣り・はえ縄	21,129	18,094	17,076	16,022	16,550	18,054	15,095	14,999	12,903	14,141	18,864	89.3%
ぼっち網	1,077	1,389	2,206	2,280	2,239	1,735	2,085	2,693	1,765	2,350	2,607	242.1%
定置網	17,719	16,859	16,256	16,543	17,898	16,723	12,689	13,666	11,606	10,491	12,957	73.1%
その他の養殖	3,582	2,703	1,947	2,009	2,311	1,707	1,871	1,498	1,597	1,101	841	23.5%
小計	43,507	39,045	37,485	36,854	38,998	38,219	31,740	32,856	27,871	28,083	35,269	81.1%
沿岸漁業計	60,423	59,116	57,215	55,496	59,180	57,142	49,699	52,344	44,771	46,308	55,663	92.1%
沖合底びき網	323	615	687	658	689	544	581	666	558	629	558	172.8%
中型まき網	13,703	10,204	11,145	12,936	13,083	9,782	11,480	15,975	12,901	11,140	11,865	86.6%
沖合漁業計	14,026	10,819	11,832	13,594	13,772	10,326	12,061	16,641	13,459	11,769	12,423	88.6%
まぐろはえ縄	18,336	15,760	16,406	15,866	16,234	14,537	16,317	16,786	13,748	14,891	14,151	77.2%
かつお一本釣	19,115	16,438	17,770	16,780	15,399	16,523	14,049	13,230	11,058	10,882	11,400	59.6%
遠洋・近海漁業計	37,451	32,198	34,176	32,646	31,633	31,060	30,366	30,016	24,806	25,773	25,551	68.2%
河川漁業計	284	410	242	224	196	201	173	186	172	175	158	55.6%
内水面養殖業計	921	822	716	610	467	530	409	543	356	823	442	48.0%
遠洋・近海漁業計	1,205	1,232	958	834	663	731	582	729	528	998	600	49.8%
海面漁業計	113,105	103,365	104,181	102,570	105,248	99,259	92,708	99,730	83,564	84,848	94,237	83.3%

出典：平成31年度 令和2年度 高知県水産振興部行政要覧 比率は監査人による。  
 注) 1 くろまぐろ養殖の調査は平成23年から開始  
 2 平成25年のぶり養殖はぶりとかんばちの合計

前頁のとおり、海面漁業経営体数は、平成20年から平成30年にかけて42%減少しているが、生産量（養殖を含む）は、17%の減少となっていることから、経営体の大規模化や漁業の効率化等により、一漁業経営体当りの生産量は増加している。

#### 一漁業経営体当り生産量

単位：トン、経営体

年（平成）	20	25	30
海面漁業生産量計	113,105	99,259	94,237
海面漁業経営体数	2,761	2,244	1,599
一漁業経営体当り生産量	41	44	59

出典：平成31年度 令和2年度 高知県水産振興部行政要覧

#### 2) 魚種別生産量の推移

単位：トン

年（平成）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30/20比
まぐろ・かじき類	23,414	22,581	20,281	21,598	22,869	20,018	22,050	20,922	16,405	18,256	16,828	71.9%
かつお	21,574	16,114	20,646	18,390	16,714	21,340	14,101	14,893	14,104	14,548	17,926	83.1%
そうだかつお類	12,414	10,321	10,722	7,479	9,080	7,840	7,224	7,673	6,009	3,516	5,973	48.1%
まいわし	3,686	1,182	1,516	2,312	2,169	1,489	1,749	8,347	3,871	1,690	1,108	30.1%
うるめいわし	5,329	4,276	2,894	5,757	5,338	3,284	4,605	4,974	5,699	5,057	3,984	74.8%
かたくちいわし	895	2,403	3,350	1,564	2,528	1,615	1,649	926	1,363	2,001	1,350	150.8%
しらす	1,100	1,537	2,362	2,423	2,382	1,840	2,113	2,797	1,857	2,391	2,711	246.5%
まあじ	3,166	3,278	1,539	2,778	2,435	2,217	1,889	1,718	1,484	1,998	3,596	113.6%
むろあじ類	1,949	908	1,556	1,275	1,972	1,741	1,091	1,057	1,554	1,622	808	41.5%
さば類	5,641	5,945	7,055	7,300	6,372	5,993	5,461	3,775	3,292	2,806	5,962	105.7%
さんま	208	291	33	54	20	31	65	81	1	1	2	1.0%
ぶり類	2,167	2,290	3,254	3,443	3,237	2,486	2,386	3,841	2,186	2,956	4,622	213.3%
にぎす類	334	337	308	249	...	127	183	223	283	194	161	48.2%
たちうお	152	111	65	56	76	84	85	48	51	46	94	61.8%
まがい	116	125	115	127	145	139	122	150	100	81	101	87.1%
いさき	140	172	117	118	156	129	214	212	211	111	93	66.4%
しいら類	1,051	755	574	1,301	1,134	1,225	1,180	887	820	620	700	66.6%
きびなご	1,768	1,010	1,010	930	916	889	961	758	595	718	626	35.4%
さんめだい	1,073	1,512	1,005	721	624	613	552	550	640	681	596	55.5%
あさり類	144	116	94	55	7	5	4	0	0	0	-	-
するめいか	1,222	794	569	563	545	818	507	396	204	139	52	4.3%
その他	7,441	6,004	4,428	4,601	5,684	5,682	5,976	5,285	5,407	6,193	5,950	80.0%
合計	94,984	82,062	83,493	83,094	84,403	79,605	74,167	79,513	66,136	65,625	73,243	77.1%

出典：平成31年度 令和2年度 高知県水産振興部行政要覧 比率は監査人による。  
 注) 1 養殖生産物は含まない  
 2 「…」は、事実不詳又は調査を欠くもの  
 3 「-」は、事実のないもの

魚種別にみると、毎年変動はあるものの、まぐろ・かじき類、そうだかつお類、かたくちいわし、さんめだい、するめいか等は減少傾向にある一方で、ぶり類は増加傾向にある。

#### 3) 加工種類別生産量の推移

単位：トン

年（平成）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
ねり製品	×	×	×	×	×	4,005	2,709	2,147	2,050	1,994	1,970
煮干し品	125	349	28	294	263	109	89	73	86	90	91
塩干品	3,442	3,039	3,148	2,453	2,752	3,107	2,170	2,028	2,108	1,738	1,473
煮干し品	894	1,862	1,892	1,762	1,753	1,019	1,565	1,138	716	858	1,010
節製品	2,862	3,671	3,085	3,122	2,617	3,373	1,923	1,621	1,479	2,630	2,349
冷凍食品	1,988	1,565	1,448	1,067	1,156	1,713	1,556	1,483	1,337	1,387	1,282
他の食用加工品	679	846	799	953	953	675	1,060	1,186	1,378	1,801	2,336
冷凍水産物	278	197	160	209	257	312	354	330	358	396	486

出典：平成31年度 令和2年度 高知県水産振興部行政要覧  
 注) 1 「×」は、秘密保護上統計数値を公表しないもの

ねり製品・塩干品・節製品は減少傾向にあるものの、これまでは重要性が低かった『他の食用加工品』が増加傾向にある。

4) 水産物取扱高の推移 (高知市公設水産物卸売市場)

単位：トン、百万円、円/kg

年(平成)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30/20比
生鮮	取扱量	14,523	13,626	13,164	13,192	12,676	12,493	11,612	10,817	9,856	8,963	59.9%
	取扱額	9,126	8,326	8,008	7,901	7,581	7,617	7,867	7,908	7,574	7,075	73.3%
	単価	628	611	608	599	598	610	677	731	769	789	769
冷凍	取扱量	6,280	6,427	6,061	4,831	3,663	4,364	3,704	4,313	2,176	2,072	32.8%
	取扱額	3,862	3,784	3,509	2,473	1,726	1,560	1,498	1,615	1,536	1,735	37.6%
	単価	615	589	579	512	471	357	404	374	706	837	705
加工	取扱量	1,211	892	1,013	885	886	710	633	569	549	444	31.5%
	取扱額	1,374	945	1,005	863	882	767	774	716	702	614	43.0%
	単価	1,135	1,059	991	975	996	1,079	1,222	1,258	1,278	1,381	1,553
合計	取扱量	22,015	20,945	20,238	18,908	17,225	17,567	15,949	15,699	12,581	11,480	50.6%
	取扱額	14,362	13,055	12,521	11,236	10,189	9,943	10,139	10,238	9,812	9,423	60.8%
	単価	652	623	619	594	592	566	636	652	780	821	784

出典：平成31年度 令和2年度 高知県水産振興部行政要覧、比率は監査人による  
 注) 高知市中央卸売市場水産物部は、平成26年3月31日より高知市公設水産物卸売市場として新たに開設

取扱量でみると、生鮮、冷凍、加工のすべてにおいて大きく減少傾向にあり、平成20年から平成30年にかけて約49%減少している。一方で、単価はこれらすべてにおいて上昇傾向にあることから、取扱額でみると平成20年から平成30年にかけて約39%の減少となっている。

(4) 沿海出資漁業協同組合の状況

1) 沿海出資漁業協同組合の状況

市町村	No	組合名		住所
		支所名		
高知県	1	高知県		高知市
		室戸統括		室戸市
		甲浦		東洋町
		佐喜浜町		室戸市
		稚名		室戸市
		三津		室戸市
		高岡		室戸市
		室戸岬		室戸市
		加領郷		奈半利町
		田野町		田野町
		安田町		安田町
		吉川統括		吉川町
		穴内		安芸市
		芸西		芸西村
		手結		香南市
		赤岡		香南市
		御畳瀬		高知市
		浦戸		高知市
		高知		高知市
		新居		土佐市
		宇佐統括		土佐市
		深浦		須崎市
		池ノ浦		須崎市
		久通		須崎市
		上ノ加江		中土佐町
		矢井賀		中土佐町
		志和		四万十町
		佐賀統括		黒潮町
		伊田		黒潮町
		上川口		黒潮町
		入野		黒潮町
		田野浦		黒潮町
		清水統括		土佐清水市
布		土佐清水市		
下ノ加江		土佐清水市		
以布利		土佐清水市		
窪津		土佐清水市		
下川口		土佐清水市		

出典：令和2年度 高知県水産振興部行政要覧

県内に19の沿海出資漁業協同組合(以下、「漁協」という。)が存在している。高知県1漁協構想の結果、37の支所が高知県漁協に入っている。また、宿毛湾において、14の支所がすくも湾漁協に入っている。

市町村	No	組合名		住所
		支所名		
東洋町	2	野根		東洋町
室戸市	3	吉良川町		室戸市
	4	羽根町		室戸市
奈半利町	5	奈半利町		奈半利町
安芸市	6	安芸		安芸市
南国市	7	浜改田		南国市
	8	十市		南国市
高知市	9	春野町		春野町
須崎市	10	大谷		須崎市
	11	野見		須崎市
	12	須崎釣		須崎市
	13	錦浦		須崎市
	14	須崎町		須崎市
	15	久礼		中土佐町
四万十市	16	下田		四万十市
大月町	17	橘浦		大月町
宿毛市	18	藻津		宿毛市
	19	すくも湾		宿毛市
		片島		宿毛市
		大海		宿毛市
		内外ノ浦		宿毛市
		栄喜		宿毛市
		龍ヶ迫		大月町
		沼浦		大月町
		大月町統括		大月町
		安満地		大月町
		一切		大月町
		粕島		大月町
月灘		大月町		
大浦		大月町		
小才角		大月町		
沖の島		宿毛市		



## 2) 高知県1漁協構想

本県では、漁獲高の大幅な減少に伴う漁業者の高齢化や減少に歯止めがかからないなか、組合員の負託に応えうる強靱な漁協を構築するため、平成17年に県漁連の臨時総会で高知県1漁協構想が組織決定され、漁協合併に取り組んでいる。その結果、平成20年に25漁協が合併して高知県漁業協同組合が設立されたが、未だ18漁協が合併に参加していない。

このような状況のもと、県では、平成29年に漁協関係者や有識者で組織する「高知県1漁協の将来像を考える委員会」を設置し、近い将来を見据えた県1漁協としてのあるべき姿が議論され、平成30年11月に「高知県1漁協の将来像に関する提言」がとりまとめられた。また、県では、提言の早期実現に向け、令和元年8月に「高知県1漁協構想推進委員会」を新たに設置し、当委員会が策定する実行計画や年度ごとのアクションプランに基づき、漁協合併や市場統合、人材育成の取り組みを強力に推進していくこととしている。

上記のとおり、高知県1漁協構想については、平成17年から協議されているものの、組合員の合意が得られないことから、未だ18の漁協が参加していない。今後も引き続き組合員への説得を行い、高知県1漁協の早期実現が望まれるところであり、このために県の果たす役割は大きいものがある。

## (5) 漁港の状況

### 1) 種類別漁港の状況

市町村名	県 管 理				市町村管理		合計
	4種	3種	2種	1種	2種	1種	
東洋町				野根			1
室戸市		室戸岬	椎名三津	高岡行当		清水, 日沖, 菜生, 元新村, 傍土, 吉良川, 羽根	13
奈半利市				加額郷			1
安田町						安田	1
安芸市			安芸			伊尾木, 穴内, 赤野	4
芸西村						西分	1
香南市				赤岡		吉川, 住吉	3
高知市						春野	1
土佐市		宇佐					1
須崎市					野見	深浦, 池ノ浦, 久通, 中ノ島新荘, 安和	7
中土佐町				上ノ加江		矢井賀	2
四万十町			浦分	小室		志和	3
黒潮町		佐賀	田野浦	伊田		鈴, 灘, 浮津, 入野	7
四万十市						双海, 平野, 名鹿	3
土佐清水市		清水	窪津	伊佐三崎下川口		立石, 布, 小浜, 津呂, 松尾大浜, 中ノ浜, 養老, 松崎竜串, 貝ノ川, 大津	17
大月町				古満目柏島泊浦		小才角, 尾浦, 西泊, 一切壱ノ浦, 周防形, 安満地橋浦, 竜ヶ迫	12
宿毛市	沖の島		大島田ノ浦		藻津	栄喜, 大海, 湊浦, 内外ノ浦大浦, 池島, 宇須々木	11
合計	1	4	8	14	2	59	88

出典：令和2年度 高知県水産振興部行政要覧

(注) 漁港の種類は以下のとおりである。

漁港の種類（法第5条）	指定権者（法第6条）	漁港管理者（法第25条）
第1種 利用範囲が地元の漁業を主とするもの	原則として市町村長	原則として市町村
第2種 利用範囲が第1種よりも広く、第3種に属しないもの	原則として都道府県知事	原則として都道府県
第3種 利用範囲が全国的なもの	農林水産大臣	原則として都道府県
第4種 離島等において漁場開発又は経路上特に必要なもの	農林水産大臣	原則として都道府県

出典：水産庁『漁港漁場整備法について（平成27年1月）』

現在、高知県には、上記のとおり88の漁港が存在している。原則として市町村が管理する第1種漁港のうち、14の漁港を県が管理しており、原則として県が管理する第1種漁港以外の漁港のうち、2つの漁港を市が管理している。土佐清水市から宿毛市の西のエリアで40、室戸市に13、須崎市と黒潮町にそれぞれ7つの漁港が存在している。

2) 漁港の規模及び県負担事業費の状況

県内の88箇所の漁港について、その利用状況と県が負担している事業費について、直近5年間の状況(平均値)をまとめると、以下のようになっている。網掛け部分は、県が管理している漁港である。

漁港	内容 単位	登録漁船数 5年平均 船	利用漁船数 5年平均 船	地区人口 5年平均 人	組合員数 5年平均 人	県負担事業費 5年平均 千円	県負担事業費/ 登録漁船数 千円	県負担事業費/ 利用漁船数 千円
1	野根	72	72	1,054	294	247,737	3,460	3,460
2	清水(室戸岬)	1	0	63	1	-	-	-
3	日沖	2	10	152	9	6	3	1
4	高岡	31	31	233	90	3,458	113	113
5	菜生	101	37	530	120	2,367	24	65
6	元	7	1	182	6	-	-	-
7	行当	43	34	379	44	48,435	1,126	1,433
8	新村	10	11	200	8	9	1	1
9	傍士	48	46	301	65	2,329	49	51
10	吉良川	26	29	337	40	-	-	-
11	羽根	58	58	1,012	201	28,665	494	494
12	加額郷	45	53	193	81	2,530	56	48
13	安田	48	49	895	55	133	3	3
14	伊尾木	32	32	905	50	-	-	-
15	穴内	14	0	148	10	-	-	-
16	赤野	5	3	199	4	-	-	-
17	西分	18	21	629	27	-	-	-
18	住吉	36	36	243	19	6,955	191	191
19	赤岡	74	74	2,265	76	17,060	231	231
20	吉川	98	97	1,730	128	21,231	216	218
21	春野	31	30	67,954	69	92,024	2,931	3,109
22	深浦	229	229	172	123	-	-	-
23	池ノ浦	56	56	128	47	2,214	40	40
24	久通	20	20	58	55	-	-	-
25	中ノ島	57	188	77	32	1,445	26	8
26	新庄	72	72	374	141	-	-	-
27	安和	0	1	99	0	-	-	-
28	上ノ加江	107	122	1,710	102	4,857	45	40
29	矢井賀	29	30	186	75	-	-	-
30	志和	28	28	138	74	-	-	-
31	小室	36	36	245	26	-	-	-
32	鈴	23	23	82	24	1,100	48	48
33	灘	24	24	44	17	-	-	-
34	伊田	44	63	386	200	519	12	8
35	浮津	0	0	158	0	-	-	-
36	入野	161	174	590	113	1,748	11	10
37	双海	5	5	248	11	-	-	-
38	平野	9	9	263	18	-	-	-
39	名鹿	21	21	126	15	-	-	-
40	立石	0	0	48	0	-	-	-
41	布	17	17	159	101	-	-	-
42	小浜	3	4	331	2	-	-	-
43	津呂	30	30	209	121	-	-	-
44	伊佐	40	40	602	207	9,058	225	225
45	松尾	28	28	378	113	-	-	-
46	大浜	21	21	224	33	1,415	67	67

漁港	内容 単位	登録漁船数 5年平均 船	利用漁船数 5年平均 船	地区人口 5年平均 人	組合員数 5年平均 人	県負担事業費 5年平均 千円	県負担事業費/ 登録漁船数 千円	県負担事業費/ 利用漁船数 千円
47	中ノ浜	46	46	573	85	5,075	111	111
48	養老	26	26	143	47	20	1	1
49	松崎	8	8	137	15	-	-	-
50	三崎	70	70	368	95	143	2	2
51	竜串	38	38	220	26	-	-	-
52	下川口	49	56	464	90	1,278	26	23
53	貝ノ川	8	8	181	79	-	-	-
54	大津	8	8	75	40	-	-	-
55	小才角	26	31	125	84	11	0	0
56	尾浦	17	17	158	55	-	-	-
57	西泊	29	35	154	61	-	-	-
58	樫ノ浦	16	15	159	56	-	-	-
59	周防形	35	35	167	41	-	-	-
60	吉満目	71	70	244	127	31,417	444	448
61	柏島	155	161	406	132	2,558	17	16
62	一切	41	54	102	50	3,143	77	58
63	安満地	101	102	198	93	657	6	6
64	橘浦	84	84	192	67	1,395	17	17
65	泊浦	48	48	86	36	20,336	422	422
66	竜ノ迫	15	15	64	26	-	-	-
67	栄喜	66	77	362	107	8,355	127	109
68	大海	74	99	316	76	-	-	-
69	湊浦	5	5	83	27	-	-	-
70	内外ノ浦	30	47	224	75	1,934	64	41
71	大浦	9	9	454	23	-	-	-
72	池島	20	20	108	24	-	-	-
73	宇須々木	37	37	287	41	1,246	33	33
74	椎名	35	35	356	180	6,665	188	189
75	三津	34	34	428	140	965	28	28
76	安芸	161	182	6,946	196	119,686	742	657
77	野見	289	347	1,034	426	3,308	11	10
78	浦分	56	56	269	38	15,875	282	282
79	田野浦	46	55	646	221	5,047	110	91
80	窪津	86	112	457	189	17,365	203	154
81	大島	83	258	524	100	-	-	-
82	藻津	106	118	272	71	3,180	30	27
83	田ノ浦	33	237	328	55	133,208	3,988	562
84	室戸岬	66	210	4,329	202	351,585	5,360	1,673
85	宇佐	389	610	6,231	434	59,627	153	98
86	清水(清水)	179	315	7,159	339	166,145	929	528
87	佐賀	275	332	2,118	412	46,943	171	141
88	沖の島	79	186	212	120	15,511	197	84
合計		4,906	6,270	123,998	7,846	1,499,741	306	239

出典：平成27年度～令和元年度 監査・決算審査資料、平成26年～平成30年 漁港港勢調査総括表  
 (注) 5年平均について、登録漁船数・利用漁船数・地区人口・組合員数はH26年～H30の平均値であり、県負担事業費(水産基盤ストックマネジメント事業を除く)はH27～R1の平均値である。

県が一定規模の事業費を負担している漁港について、利用状況が著しく低い漁港は見受けられなかった。

3. 水産業行政における事業及び予算の状況 (令和元年度)

(1) 水産政策課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				国庫支出金 特定財源	一般財源
A-1	漁業金融対策費	沿岸漁業者に対して低利資金を円滑に融通することにより、漁業経営の合理化や資本装備の高度化・近代化を支援する。 遠洋近海漁業者に対して低利な短期運転資金を円滑に融通することにより、漁業経営の維持安定を支援する。 かつお船の取得・建造等に必要な低利資金を円滑に融通することにより、本県の基幹産業であるかつお一本釣漁業を支援する。 遊漁船業者等に対して低利資金を円滑に融通することにより、遊漁振興を支援する。 経営改善計画を策定した漁協に対して計画の実行に必要な低利資金を円滑に融通することにより、漁協の経営改善を支援する。	61,301	47	61,254
A-2	水産政策総務費	水産政策に関する総務費。	7,189	77	7,102
A-3	水産業協同組合 検査指導費	水産業協同組合を検査・指導し、業務及び会計の適正な運営と経営の健全化の確保を図る。	1,786	1,786	
A-4	漁業経営安定特別 対策事業費	赤潮被害による漁業経営の悪化を緩和するため、共済契約の掛金の一部を補助する。	20,288		20,288
A-5	高知県1漁協支 援事業費	高知県漁協の財務改善を支援し、自立漁協への移行を図るとともに、産地市場における商品の品質向上に向けた取組を支援する。	730		730
A-6	高知県1漁協構 想推進事業費	「高知県1漁協の将来像に関する提言」を早期に実現するため、高知県漁協と合併不参加漁協との合併を推進するとともに、市場統合や漁協の人材育成の取組を支援する。	5,330		5,330
A-7	遊漁等振興事業 費	遊漁船業等では利用客の減少、固定化、小規模零細な経営が課題となっている。そこで、遊漁船業者等が行う新たな利用者の獲得に向けた旅行商品の開発・磨き上げ、情報発信や受け入れ体制の整備などの取り組みを支援する。 天皇洲におけるアサリ資源の回復を図る取り組みを推進し、交流人口の拡大による漁村活性化を目的とする。	15,806	2,488	13,318
A-8	沿岸漁業改善資 金助成事業特別 会計繰出金	沿岸漁業改善資金助成事業特別会計で行う沿岸漁業改善資金に係る事務取扱手数料及び管理指導費を特別会計へ繰り出す。	1,348		1,348
小計			113,778		113,778
A-9	沿岸漁業改善資 金助成事業(特 別会計)	平成30年度をもって本貸付事業は廃止。今後は償還に伴う貸付原資の国への償還と一般会計への繰り出し及び債権管理の業務を継続する。	452,196		452,196
合計			565,974		565,974

出典：平成31年度、令和2年度 高知県水産振興部行政要覧 (事業Noは、監査人が付与)

(2) 漁業管理課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				国庫支出金 特定財源	一般財源
B-1	漁業委員会費	漁業委員会運営費。	7,186	3,351	3,835
B-2	漁業調整費	適正な漁場の利用や持続的な資源の利用に向けた漁業調整に取り組みとともに、地元の合意に基づく漁業の規制緩和の推進、資源回復に向けた親うなぎの放流、大敷組合など沿岸漁業経営体の企業経営への移行等を支援する。また、未利用漁場を活用するための企業誘致の促進や新たな漁法の導入を進め、生産量の増大と雇用の場の確保を図る。	13,748	200	2,236
B-3	漁業取締活動費	主に漁業取締船を活用した漁業取締を実施し、漁業秩序の維持確立を図る。	127,799		6
B-4	安全操業対策事 業費	国内外で広く操業している高知県船籍漁船に対し、気象警報、航行警報、射撃訓練、海難事故等の操業・航行の安全に資する情報や漁業関連情報を提供する高知県無線漁業同組合の活動を支援する。また、津波等から漁業者の生命及び財産を守るため、操業中の漁船と24時間体制で通信できる沿岸漁業無線ネットワークの運用開始に向け、漁協の応急体制の整備や全ての漁船に情報が速やかに行き渡るソフトの仕組みを構築する。	23,137		23,137
B-5	漁船船舶対策費	漁業生産力の適正な発展のため、漁船の規模等の指導検査及びその勢力の把握を行うことで、船舶航行時等における安全・秩序等の維持及び管理を行う。	5,468		5,468
合計			177,338		177,338

出典：平成31年度、令和2年度 高知県水産振興部行政要覧 (事業Noは、監査人が付与)

(3) 漁業振興課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				財源 特定財源	一般財源
C-1	栽培漁業振興事業費	「高知県栽培漁業基本計画」に基づき栽培漁業を推進する。	4,060	145	3,915
C-2	養殖業振興対策事業費	養殖業の持続的発展を図るため、養殖指導、魚病発生時の防疫対策指導等を行うとともに、養殖業における民間事業者等の新規参入や規模拡大を促進する。また、県内マクロ養殖の生産安定に向けた、クロマグロ人工種苗生産の事業化を図るとともに、ブリ養殖の振興に向け、高品質な人工種苗の生産技術を確立する。	118,935	5,478	3,300
C-3	沿岸沖合漁業等振興事業費	カツオ、マグロなどの表層性回遊魚の効率的な漁獲を目的として設置された黒潮牧場ブイ及び中層型浮魚礁の保守管理を実施する。 黒潮牧場ブイからの海況情報、人工衛星による海水温情報、水産試験場が発表する漁海況速報等各種情報を、インターネットを通じて提供する。 漁業生産の安定的な維持・増大と雇用の場の確保を図るため、民間事業者による大型定置網や中型まき網漁業の新規参入や事業継承等を支援する。 遠洋近海かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、かつお資源に関する情報収集や、関係機関及び道県協議会と連携し、国に対して政策提言等を行う。 漁業の振興のため、外国人漁業研修生の陸上研修を支援する。 釣り漁業の確実性の向上及び効率化を図るために必要な土佐黒潮牧場への観測機器の設置試験等を行う。	85,026	8,542	4,359
C-4	漁業生産基盤整備事業費	リマ区域設定に伴う漁業への影響を緩和するため、関係漁協等が実施する生産基盤整備を支援する。 ロケット打ち上げに伴う漁業への影響を緩和するため、関係漁協が実施する共同利用施設設置事業等に対し支援する。 漁業活動の維持・向上等に必要なソフト及びハード事業を支援し、漁業の振興を図る。 漁業経営の効率化を促進するため、沿岸漁業における設備投資を支援する。 浜の活力再生プランの取組に位置づけられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能強化や防災・減災対策に必要な整備等を支援する。	464,278	85,563	225,398
C-5	漁場環境保全事業費	漁場環境の維持、保全のための調査や赤潮プランクトンの発生監視を行うとともに、二枚貝類の食品としての安全性確保のため、貝毒の発生監視を行う。あわせて、水産業及び漁村が有する地球環境の保全、国民の生命・財産の保全等の多面的機能の発揮に資する取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図る。	9,903	2,640	564
C-6	内水面漁業振興事業費	近年の内水面漁業や河川流域の抱える課題に対応するため、河川環境保全の取組とともに、河川資源増強のための事業を実施し、資源豊かな河川環境の復活を図る。あわせて、交流人口の拡大に必要な取組を実施することで、県内の内水面漁業の振興と中山間地域に賑わいを取戻すことを目的とする。	141,106	108,578	32,528
C-7	沿岸漁業担い手活動促進事業費	漁業指導所が担当事業を円滑に実施するための連絡調整、情報提供や漁業士の研修、漁協青年・女性部活動の支援等を行う。 沿岸漁業等の生産性の向上、経営の効率化及び新技術の導入を図るため、県下4漁業指導所が中心となって、漁業者に普及啓発指導を行う。 高齢化が進み、今後急激な減少が予想される漁業就業者を確保し、本県の沿岸漁業・養殖業を活性化するとともに、基幹産業としての維持・存続を図る。 漁業生産量の維持・増大と優秀な担い手の確保を図るため、民間企業や漁協を担い手育成団体に認定し、これらの団体が行う漁業の担い手育成を支援する。 漁業生産量の維持・増大と優秀な担い手の確保・育成を図るため、(一社)高知県漁業就業支援センターが実施する研修事業等を総合的に支援する。	63,268	12,167	51,101
合計			886,576	886,576	

出典：平成31年度、令和2年度 高知県水産振興部行政要覧（事業Noは、監査人が付与）

(4) 水産流通課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				財源 特定財源	一般財源
D-1	水産物地産地外販推進事業費	県内事業者と県外飲食店とのネットワークを活かし、商談会等のマッチング機会を活用した販促活動、水産業クラスターの形成を目指したプロモーション活動等により、県産水産物の地産地外販を推進する。	52,363	960	51,403
D-2	水産加工振興事業費	地域加工等の支援により活力ある漁村づくりを図る。また、加工施設の高度化や衛生管理体制の強化を進め、国内外の市場に対応できる産地加工体制を核とした水産業クラスターを形成するとともに、さらなる水産業の拡大再生産に向けて海外輸出を促進する。	384,759	9,614	375,145
D-3	水産物地産地消費推進事業費	食品表示の適正化及び水産物卸売市場の適正な運営等に関する指導監督を行うとともに、県産水産物の消費拡大を図るため、漁協等と連携した食育普及活動やインターネットを使った情報発信等を行う。	8,712	5	8,707
合計			445,834	445,834	

出典：平成31年度、令和2年度 高知県水産振興部行政要覧（事業Noは、監査人が付与）

(5) 漁港漁場課

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				財源	国庫支出金 特定財源 一般財源
E-1	漁港整備事業費	漁港整備長期計画に基づき、生産・流通や防災の拠点となる漁港へ重点投資し、効果的かつ効率的な整備を推進するとともに、漁港施設の長寿命化対策を実施する。	1,445,781		711,050 659,980 74,751
E-2	漁港単独改良費	県管理漁港（27港）における漁港機能の利便性の向上及び安全の確保のために、国庫補助事業で採択されない少額の施設改良や事業施行計画の策定に必要な委託業務を実施する。	58,000		28,000 30,000
E-3	漁港維持修繕費	県管理漁港（27港）の漁港施設を適正に維持するための保全工事等を行う。	44,485		44,485
E-4	漁港調査費	漁港の利用状況を把握し、漁業実施に対応した漁港整備を進めるため「港勢調査」（全88漁港）を実施するとともに、漁港背後の漁業集落における生活環境改善対策の基礎資料とするため「背後集落調査」（全106集落）を実施する。	3,633		3,633
E-5	漁港漁場機能高度化事業費	漁港における護岸等の生産基盤施設の総合的な整備を行うとともに、漁港背後の漁業集落において南海トラフ地震津波に備える避難路等の整備を支援する。	93,088		58,180 34,908
E-6	漁業集落環境整備事業費	漁港背後の漁業集落における生活環境の改善と併せて、南海トラフ地震津波に備える避難施設の整備を支援する。	118,600		89,000 29,600
E-7	漁港高度利用促進対策事業費	漁港機能の向上及び利用の円滑化に資する施設の整備を行う。	128,250		67,500 52,500 8,250
E-8	広域漁場整備事業費	カツオ・マグロ・シイラなどの表層性回遊魚を滞留させ、効果的に漁獲し沿岸漁業操業の効率化を図ることを目的に浮魚礁を設置する。	382,512		180,000 182,000 20,512
E-9	市町村事業指導監督事務費	市町村事業の適正な執行を指導監督する。	8,014		4,007 4,007
E-10	管理諸費	漁港機能を保全し、適正な維持管理を図る。	10,160		2,948 8,112
E-11	プレジャーボート対策事業費	漁船とプレジャーボートの棲み分けによる秩序ある漁港利用を推進し、漁業と調和した海洋性レクリエーションの振興・発展を図る。 事業実施予定漁港数 14漁港	13,030		13,030
E-12	漁港施設災害復旧事業費	異常な天然現象に起因する漁港施設災害に対し、県管理漁港では災害復旧事業を実施、市町村管理漁港では災害復旧事業の指導監督を行い、速やかな漁港機能の回復を図る。	229,813		151,875 77,000 938
合計			2,535,366		2,535,366

出典：平成31年度、令和2年度 高知県水産振興部行政要覧（事業Noは、監査人が付与）

(6) 内水面漁業センター

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				財源	国庫支出金 特定財源 一般財源
F-1	内水面漁業試験研究費	内水面漁業・養殖業の振興及び内水面域の環境保全を図るため、①資源・環境、②魚病対策、③増養殖技術に関する調査研究と技術開発を行う。	10,581		3,624 6,957
F-2	内水面漁業センター管理運営費	内水面漁業センターの管理・運営に要する経費及び事務事業推進のための共通経費	6,555		6,555
合計			17,136		17,136

出典：平成31年度、令和2年度 高知県水産振興部行政要覧（事業Noは、監査人が付与）

(7) 水産試験場

事業No	事業名	事業目的	R1年度 当初予算	単位：千円	
				財源	国庫支出金 特定財源 一般財源
G-1	水産業試験研究費	水産資源の評価、養殖技術の向上、海洋環境の保全等に関する調査、研究を行い、本県水産業の振興に資する。	44,730		4,491 16,838 23,401
G-2	水産試験場管理運営費	水産試験場の管理・運営、事務事業の推進、調査船（土佐海洋丸）の運航・維持管理及び施設等の整備に要する経費。	106,824		1,050 105,774
G-3	水産試験場施設整備費	水産業の振興に必要な技術開発、試験研究等の効率的推進のために、施設整備等を行う。	1,503		1,503
G-4	水産試験場古満目分場試験研究費	県西部の養殖振興に関する調査研究を行う。	1,935		968 967
G-5	水産試験場古満目分場管理運営費	水産試験場古満目分場の運営・管理、事務事業の推進に要する経費。	13,425		2,356 11,069
G-6	水産試験場古満目分場施設整備費	飼育水槽の改修、飼育設備の整備等によりハード面での充実を図り、技術開発を加速化する。	6,122		2,527 3,595
合計			174,539		174,539

出典：平成31年度、令和2年度 高知県水産振興部行政要覧（事業Noは、監査人が付与）

## 4. 高知県における水産業行政の取組

### (1) 水産業分野における施策の展開

水産業振興行政に関する施策の体系として、産業振興計画に該当するものとその他のものに大きく分けることができる。また、産業振興計画の施策については、5つの柱より成り立っている。

産業振興計画		その他
柱1	漁業生産の構造改革	南海トラフ地震対策
柱2	担い手の育成・確保	
柱3	市場対応力のある産地加工体制の確立	高知県1漁港構想の早期実現
柱4	流通・販売の強化	
柱5	活力ある漁村づくり	その他

### (2) 水産業分野における産業振興計画

#### 1) 分野目標・戦略の柱・戦略の方向性・戦略目標・取組方針

分野目標 (水産業)			
漁業生産額 (宝石サンゴを除く)			
水産加工出荷額			
		◎446億円 → ◎460億円 → ◎476億円 → ◎490億円	
		◎173億円 → ◎200億円 → ◎203億円 → ◎220億円	
戦略の柱	戦略の方向性	戦略目標	取組方針
(柱1) 漁業生産の構造改革	効率的な漁業生産体制への転換を進めるとともに、人口種苗量産体制の確立などにより養殖生産ビジネスの拡大を図る。また、漁業生産量の増大に向けて定置網漁業への企業誘致や新たな漁法の挿入に取り組む。	◎85億円→◎90億円以上 →◎92億円以上→◎95億円以上	1-1 効率的な沿岸漁業生産体制への転換
		人口種苗の供給尾数 ・カンパチ◎90尾→◎50万尾 →◎120万尾→◎300万尾 ・クロマダ◎0尾→◎1万尾 →◎3万尾→◎10万尾	1-2 日本一の種苗生産・中間育成拠点の形成
		新規就業数 (H24-26平均) 37名/年→◎50名/年 →◎50名/年→◎50名/年	1-3 新規漁場の開拓
(柱2) 担い手の育成・確保	漁業就業支援センターの設置により就業希望者の就業相談から就業後の経営安定に向けたフォローアップまで、担い手の育成・確保に向けた総合的な支援に取り組む。	新規就業数 (H24-26平均) 37名/年→◎50名/年 →◎50名/年→◎50名/年	2-1 担い手の育成 2-2 就業時における支援
(柱3) 市場対応力のある産地加工体制の確立	国内外の市場に対応できる産地加工体制を確立し、生産の拡大により雇用の場の創出を図る。	衛生管理の高度化に対応した加工場の割合 ◎24%→◎100%→◎100%→◎100%	3-1 高度加工ビジネスへのステップアップ
		◎0件→◎3件→◎4件→◎5件 養殖魚の前処理加工 ・出荷額◎5億円→◎29億円 →◎32億円→◎36億円 ・雇員数 ◎58名→◎120名→◎125名→◎130名	3-2 加工関連ビジネスの展開
		◎0.2億円→◎4億円→◎13億円→◎16億円	3-3 輸出の促進
(柱4) 流通・販売の強化	少量多品種の特性を活かした外商の拡大や消費地市場とのネットワークの強化を図るとともに、国外への販路を開拓することで、本県水産物の販売力の向上を図る。	「応援の店」県内参画事業者の出荷額 ◎1億円→◎4億円→◎5億円→◎6億円	4-1 外商ビジネスの拡大
		◎33市場→◎28市場→◎23市場→◎15市場	4-2 産地市場の機能強化
		◎0.2億円→◎4億円→◎13億円→◎16億円	4-3 輸出の促進【再掲】
(柱5) 活力ある漁村づくり	漁村の資源を活用した活動を支援し、地域での暮らしを支える。	高齢者等に対応した漁港漁場づくり ◎0か所→◎5か所→◎7か所→◎10か所	5-1 高齢者や女性の活躍の場づくり
			5-2 交流人口の拡大

### 2) 分野目標及び戦略目標における実績値

分野目標及び戦略目標に関する令和元年度の目標値及び実績値は以下のとおりである。

区分	目標	H26 出発点	R元 目標値	実績	
分野目標	漁業生産額 (宝石サンゴを除く)	446億円 (H25)	460億円	497億円	
	水産加工出荷額	173億円 (H25)	200億円	233億円	
戦略目標	鮮魚の県内市場取扱額	85億円	90億円以上	82億円	
	人口種苗の供給・カンパチ尾数 ・クロマダ	0尾 0尾	50万尾 1万尾	0尾 600尾	
	新規就業者数	37名/年 (H24-26平均)	50名/年	39名/年	
	衛生管理の高度化に対応した加工場の割合	24%	100%	64%	
	・海外HACCP対応型の加工場	0件	3件	1件	
	養殖魚の 前処理加工	・出荷額 ・雇員数	5億円 58名 (H27)	29億円 120名	23億円 116名
	「応援の店」県内参画事業者の出荷額	1億円 (H27)	4億円	4.2億円	
	産地市場の集約化	33市場 (H27)	28市場	31市場	
	水産物の輸出	0.2億円	4億円	4.1億円	
	高齢者等に対応した漁港漁場づくり	0か所 (H27)	5か所	6か所	

### 3) 各取組方針に関する具体的な取組・目標値・実績・具体的事業

水産業分野における産業振興計画については、上記のとおり、13の取組方針が定められている。各取組方針について、具体的な取組・目標値・実績値・具体的事業についてまとめると以下のとおりとなる。なお、下記のデータは、産業振興計画を取りまとめた資料に加え、県の水産政策課より提出を受けた資料に基づいて作成している (具体的事業の番号は、96頁～101頁において監査人が付与した番号である)。

① 1-1 効率的な沿岸漁業生産体制への転換

Table with 6 columns: 具体的な数値, 指標, 出発点, R元目標値, 実績, 具体的事業. Rows include: 漁業経営の効率化(新規漁業者等の設備投資への支援), 漁業経営の効率化(黒潮牧場15基体制の維持), 漁場経営の効率化(カツオ船へのイワシ活餌の安定供給体制), 漁業経営の効率化(近海カツオ一本釣り漁業の経営安定対策等の強化), 漁業経営の効率化(生産工程の改善による生産性の向上), 高知マリンノベーションの推進による漁業の効率化, 漁業経営の効率化(定置網漁業の安定的な経営体制の確立), 漁業経営の効率化(養殖マダイの振興), 大数組合など漁業経営体の法人化, 法人等の生産現場への参入の促進.

② 1-2 日本一の種苗生産・中間育成拠点の形成

Table with 6 columns: 具体的な数値, 指標, 出発点, R元目標値, 実績, 具体的事業. Rows include: 人口種苗量産体制の確立, ①クロマグロ沖だし尾数, ②カンパチ種苗生産体制, ③ブリ種苗生産体制, 試験研究機能の充実・強化, 中間育成漁場の開拓.

③ 1-3 新規漁場の開拓

Table with 6 columns: 具体的な数値, 指標, 出発点, R元目標値, 実績, 具体的事業. Rows include: 企業誘致の促進や新たな漁法の導入による生産量の増大(B31新規), 沖合漁場の開拓.

④ 2-1 担い手の育成

Table with 6 columns: 具体的な数値, 指標, 出発点, R元目標値, 実績, 具体的事業. Rows include: 新規漁業者の育成, 担い手の育成, 新規漁業者の育成, 担い手の育成, 新規漁業者の育成, 担い手の育成.

⑤ 2-2 就業時における支援

Table with 6 columns: 具体的な数値, 指標, 出発点, R元目標値, 実績, 具体的事業. Rows include: 就業時の設備投資、資金調達への支援, 新規漁業者が参入しやすい環境づくり.

⑥ 3-1 高度加工ビジネスへのステップアップ

Table with 6 columns: 具体的な数値, 指標, 出発点, R元目標値, 実績, 具体的事業. Rows include: 既存加工施設の高体化, 既存加工施設の衛生管理体制の強化, HACCPに対応した加工施設の立地促進.

⑦ 3-2 加工関連ビジネスの展開

Table with 6 columns: 具体的な数値, 指標, 出発点, R元目標値, 実績, 具体的事業. Rows include: 狭さい加工ビジネスの再構築, 冷凍保管ビジネスの事業化.

⑧ 3-3 輸出の促進

Table with 6 columns: 具体的な数値, 指標, 出発点, R元目標値, 実績, 具体的事業. Rows include: HACCPに対応した加工施設の立地促進, 水産物の輸出の本格展開(B31拡充).

⑨ 4-1 外商ビジネスの拡大

長期的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
「定域の店」や「小さな量高加家」を拠点とした外商活動の一層の強化 (R1拡充)	「高知家の魚応援の店」の登録店舗数	374店舗 (R26)	1000店舗	1,000店舗 (R元)	D-1 水産物都市圏外商ネットワーク強化事業委託料 D-1 水産物外商活動支援事業委託料 D-1 水産物地産外商推進事業費(事務費) D-1 関連：見本市出展事業委託料 D-1 水産物地産外商推進事業費補助金
県内産地の対応力の強化	「高知家の魚応援の店」1店舗あたり、年100万円以上の取引をとする県内事業者数	15事業者 (R26)	40事業者	36事業者 (R元)	D-1 水産物外商活動支援事業委託料
消費地市場と連携した外商活動の展開	県外消費地市場地区の量販店での水産物フェア等の開催店舗数	218店舗 (R27)	累計100店舗	累計218店舗 (R元)	D-1 消費地市場連携強化事業費 D-1 水産物地産外商推進事業費(事務費)
販売の拡大を背景とした新たな物流システムの構築	新たな物流に取り組み地区	- (R27)	3地区	3地区 (R元)	D-1 水産物都市圏外商ネットワーク強化事業委託料 D-1 水産物地産外商推進事業費

⑩ 4-2 産地市場の機能強化

長期的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
市場統合による拠点市場の水揚げの集約化	合意形成に向けた協議会開催回数(定→)	0回/年 (R27)	4回/年	3回/年 (R元)	A-6 第1漁協構想推進事業費 A-6 第1漁協構想推進事業費補助金
商標機能や衛生管理体制の強化	計7市場 計3市場 計4市場	計7市場 (R27)	計4市場	3市場 (R元)	A-5 第1漁協支援事業費 A-5 産地高品質化推進事業費(事務費)

⑪ 4-3 輸出の促進 (再掲)

長期的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
水産物の輸出の本格展開 (R1拡充)	国際見本市への出展	(R27)	7回/年間	5回/年間 (R元)	D-2 水産物輸出促進事業費補助金 D-2 水産物輸出施設拡大大事業費 D-2 水産物輸出促進事業費(事務費) D-2 水産加工業高度化事業費補助金

⑫ 5-1 高齢者や女性の活躍の場づくり

長期的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
高齢者等に対応した漁場づくり(漁港)	漁港の泊地等を活用し新たな漁場が整備された漁港数	0漁港 (R27)	1漁港	2漁港 (R元)	C-5 水産多面的機能発揮対策事業費
高齢者等に対応した漁場づくり(漁場)	高齢者等に対応した漁場の整備	0漁場 (R27)	4漁場	4漁場 (R元)	C-4 種子島周辺漁業対策事業費補助金
「地域加工」の支援	活動している地域加工グループ	9グループ (R27)	9グループ以上	9グループ (R元)	D-2 水産物前処理加工等育成支援事業費

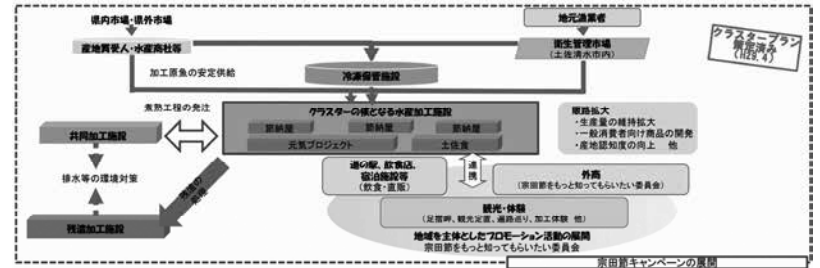
⑬ 5-2 交流人口の拡大

長期的な取組	指標	出発点	R元目標値	実績	具体的事業
漁油や体験漁業の振興(遊漁船業等の振興(遊漁船業等の振興) (R30拡充)	漁油や体験漁業の旅行商品化・着き上げをした数	- (R27)	10件 (R30, R元累計)	10件 (R30, R元累計)	A-9 遊漁等振興事業費
漁油や体験漁業の振興(遊漁船業等の振興(漁港等の整備)	整備対象施設における機能や安全性の確保等に関する対策項目数	0項目 (R27)	10項目	6項目 (R元)	E-11 プレジャーボート対策事業費
漁油や体験漁業の振興(遊漁船業等の振興(規制緩和)	都市からの来訪者を受け入れるための環境整備がされた漁村地区数	0地区 (R27)	1地区	1地区 (R元)	漁港環境整備事業費
漁油や体験漁業の振興(遊漁船業等の振興(規制緩和)	高知県漁業調整規則の改正	- (R27)	遊漁者のまき餌的及びひき網の制限を解除	まき餌的の解除 すずり網の制限を解除 (R元)	B-2 漁業調整費
漁油や体験漁業の振興(遊漁船業等の振興(びりりの増殖)	食害対策としてのかぶせ網の敷設面積	1,600㎡ (R26)	30,000㎡	28,150㎡ (R元)	A-9 アサリ資源回復対策事業費
にぎわいのある河川づくり	・種苗放流や産卵場造成などの人工的対策実施 ・自然再生による資源増殖につながる取り組みの実施	(R27)	種苗放流や産卵場造成など人工的な対策により資源の維持が図られている状態	アユ種苗の生産・放流量 35.5リ(R元) 6.6リ(R元) アユ産卵場造成面積 15,160㎡ (R元)	C-6 内水面漁業資源保全事業費 あゆ等放流用種苗育成生産事業費 漁業生産基盤維持向上事業費

(3) 地域産業クラスタープロジェクト (水産業) の概要

1) 土佐清水メジカ産業クラスタープロジェクト (土佐清水市)

①概要



②平成30年度までの取組状況

宗田節関連産業の維持・拡大に向け、必要となる施設の計画的な整備及び宗田節の認知度向上と地域への誘客を図る

全体	「土佐清水メジカ産業プロジェクト推進協議会」でクラスタープランを更新
1次	担い手育成団体支援事業で土佐清水元気プロジェクトに1名が就職、1名が研修中、新規漁業就業者支援事業で2名が研修中
2次	冷凍保管施設が完成(2月)、残渣加工施設の実施設設計完了、共同加工施設の基本計画策定、節納屋が衛生管理体制の高度化を目指し県版HACCP認証の取得に向けた勉強会を開催
3次	「宗田節ロード2019」を展開、県外の飲食店で宗田節フェアを展開、各種イベントで宗田節をPR、宗田節新商品を開発

③令和元年度の展開

【課題】

- ・担い手の確保・衛生管理体制の高度化
- ・宗田節を活用した新商品開発

【令和元年度の主な取組】

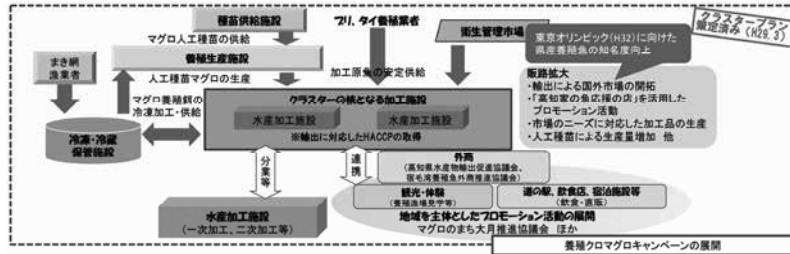
全体	「土佐清水メジカ産業クラスタープロジェクト」の進捗管理
1次	担い手育成団体支援事業による支援、(一社)高知県漁業就業支援センター



	による就業相談から就職後までの一括支援
2次	残渣加工施設の本体工事 (R1～R2年度予定) 共同加工施設の実施設計 (R2年度完成予定) 節納屋の県版HACCP認証取得推進 宗田節新商品(スープブロス)製造設備の整備
3次	「宗田節ロード2019」を継続 (R1.12月末まで)、各種イベントで宗田節をPR、宗田節新商品(スープブロス)の販売

### 2) 宿毛・大月養殖ビジネス高度化プロジェクト (宿毛市、大月町)

#### ①概要



#### ②平成30年度までの取組状況

クラスターの核となる大型水産加工施設を整備し、既存加工施設と養殖魚の前処理加工や輸出に取り組み、併せて養殖魚のプロモーション活動を実施し、産地知名度の向上と地域への誘客促進を図る

全体	「宿毛・大月養殖ビジネス高度化プロジェクト推進協議会」がクラスタープランを更新
1次	クロマグロ人工種苗生産で、合計5,500尾を冲出したが、斃死が止まらず中間育成中止
2次	榑高知水道の大型水産加工施設が完成(3月)、既存加工施設等が養殖前処理加工を展開、加工事業者が輸出に向けた取組を推進(対米HACCP取得に向けたコンサルティング等)
3次	県外の飲食店や量販店、県内外のイベント等で「大月産本マグロ」のPR、地域でマグロ祭りや、モニターツアーを開催⇒四国内の旅行会社のツアーメニューに採用

### ③令和元年度の展開

#### 【課題】

- ・生産拡大に向けた人工種苗の導入
- ・安定的な販路の確保・加工施設従業員の確保

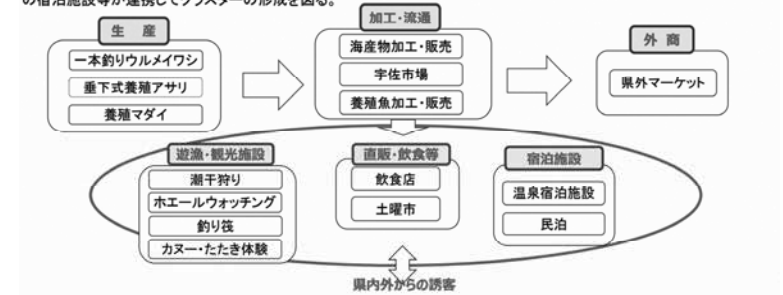
#### 【令和元年度の主な取組】

1次	クロマグロ受精卵生産委託事業を継続、クロマグロ人工種苗生産委託事業を継続
2次	榑高知水道の操業開始(7/1予定)、高知水道を含め加工事業者の輸出の本格展開(中国・米国) (対米HACCP取得に向けたコンサルティング等)
3次	県外の飲食店や量販店、県内外のイベント等で「大月産本マグロ」をPR、「大月産本マグロ」のPR用販促資材の作成 ツアーメニューのブラッシュアップ

### 3) 宇佐・浦内水産資源活用クラスタープロジェクト (土佐市、須崎市)

#### ①概要

・ウルメイワシ、アサリ、養殖マダイ等の水産資源を活用した飲食や加工業、ホエールウォッチング、釣り筏等の遊漁、周辺の宿泊施設等が連携してクラスターの形成を図る。



#### ②平成30年度までの取組状況

海洋資源を活用した、体験型・滞在型観光の推進を支援

1次	潮干狩り復活に向けた大規模被せ網を継続 天皇洲での潮干狩りを試験的に部分開放 アサリ垂下式養殖の検証試験を実施
----	---

2次	浦ノ内地区地域住民自主組織が地域食材等を活用した弁当事業の拡大 海洋高校がウルメイワシ加工品のレシピを開発し、量販店での販売が開始
3次	浦ノ内釣筏渡船振興会が修学旅行生等を受入れ (24組、299名) 高知県漁協が団体客の受入れを目的とした新たな釣筏整備 スポーツ合宿(カヌー競技)の受入

③令和元年度の展開

【課題】

- ・観光資源の磨き上げと効果的なプロモーション
- ・土佐市及び須崎市の連携強化

【令和元年度の主な取組】

全体	観光資源をさらに磨き上げるとともに、事業者間の連携により観光商品としての売込みに着手
1次	潮干狩りの部分開放や養殖等、アサリの多面的利用の促進
2次	地域食材等を活用した弁当事業の拡大 ウルメイワシ加工品等のブランド化、販売促進
3次	釣筏やホエールウォッチング等の集客拡大に向けた磨き上げ 観光・飲食関連事業間の連携による観光商品としての売込み スポーツ合宿の誘致の推進 海洋スポーツを活かした交流人口の拡大

(4) 水産振興部が担当する南海トラフ地震対策の概要

水産振興部が担当する南海トラフ地震対策について、『南海トラフ地震対策行動計画 (第4期 2019年度～2021年度、2020年3月改訂)』より、担当課が水産振興部に該当する内容をまとめると以下のとおりである。

<p>【対応レベル】</p> <p>具体的な取組を進める上で念頭に置くべき地震の規模を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・L2…最大クラスの地震・津波 →命を守る対策(避難場所の整備など)は最大クラスの地震・津波に備える</li> <li>・L1…発生頻度の高い一定程度の地震・津波 →堤防などのハード対策は発生頻度の高い地震・津波に備える</li> <li>・共通…レベルに関係なく対応 →避難所運営マニュアルの改訂など地震・津波のレベルに関係なく対応</li> </ul>
---

<p>【取組内容】</p> <p>取組の具体的な内容を記載</p> <p>※括弧内は2021年度までの目標を記載</p>
--

<p>【取組タイプ】</p> <p>取組内容に合わせた進捗管理を実施するため、取組を3タイプに分け、記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプA…最終目標及び達成予定年度が設定できる取組</li> <li>・タイプB…採取目標の達成はできるが、外的要素(国の補助金の内示率や県民の意識率など)</li> <li>・タイプC…継続的に実施する取組であり、最終目標の設定ができない取組</li> </ul>
--

<p>【区分】</p> <p>この取り組みが、自助、共助、公助のどこに効果があるものかを記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助…住宅の耐震化など自らの命を自らで守るもの など</li> <li>・共助…地域での支え合いや助け合いなど</li> <li>・公助…社会基盤の整備や応急救助期間による救助・救出など公の取組 など</li> </ul>
--

目的						
地震により倒壊等の危険性が高いとされる県の建築物等の耐震化を進め、来庁者や職員の安全を確保します。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果(アウトカム)	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
内水面漁業センター・水産試験場の耐震化を進めます。	水産物防疫事業の早期再開	共通	自助	高知県強靱化計画	県	漁業振興課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(額)	達成 予定	
施設耐震化工事の実施 (内水面漁業センター高架水槽棟及び機械棟改修工事了完了(100%) (水産試験場ポンプ室耐震化工事了完了(100%))	A	内水面漁業センター高架水槽棟及び機械棟改修工事了完了	計画			・内水面漁業センター高架水槽及び機械棟改修完了 ・水産試験場ポンプ室耐震化工事設計委託完了	水産試験場ポンプ室耐震化工事了完了	耐震化完了	2021年度
			実績	※2020年度当初予算化ができなかったため、工期に遅れ					

目的						
沿岸地域において、津波から安全に避難できるよう避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう津波避難計画の見直しや避難方法の周知、避難訓練などを行います。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果 (アウトカム)	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
漁業関係者への防災意識の向上を図るために、研修会の開催や訓練の実施を促進します。また、操業船に対して24時間本県の全海域をカバーする地震津波災害時の緊急通報体制を構築します。	漁協職員、漁業者など漁業関係者の防災意識が向上し、円滑な避難行動に寄与することによる、漁業関係者や地域住民の人命の安全の確保	共通	自助 共助	高知県強靱化計画 応急期懇談会提言	漁業協同組合 県 市町村等	漁業管理課 漁業振興課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度までの実績	計画スケジュール				最終目標	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	目標(値)	達成予定
沿岸漁業無線ネットワークシステムの整備・運営 (沿岸漁業無線ネットワークシステムの整備、高知県漁協による運用開始)	A	沿岸漁業無線ネットワークの整備・運営方針を決定し、電波伝搬調査及びシステム設計を実施	計画 システム整備	運用開始	取組の継続	取組の継続	沿岸漁業無線ネットワークの整備及び高知県漁協による運用開始	2020年度
漁協等が作成する地震・津波防災マニュアルの改訂	C	マニュアル整備100%	計画 課題の整理や専門家の意見等を踏まえた防災マニュアルの改訂	実績 マニュアルの改訂48% (26/55漁協・支所)		取組の継続		-
漁協職員等が参加する避難訓練の実施 (訓練への参加率 100%(55/55漁協・支所))	C	訓練への参加率100% (55/55漁協・支所)	計画 避難訓練1回以上実施	実績 避難訓練1回以上実施	避難訓練1回以上実施	取組の継続		-

目的						
津波から安全に避難できるよう津波避難計画をもとに、市町村(一部は県、事業者)が国の事業や県の補助金を活用して避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、施設利用者のための避難場所についても整備を行います。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果 (アウトカム)	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
漁村地域において市町村が行う避難施設等の整備を支援します。	津波からの県民の生命の確保	L2	公助	高知県強靱化計画 津波避難計画 地震防災緊急事業 五箇年計画 漁港漁場整備長期計画	市町村	漁港漁場課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度までの実績	計画スケジュール				最終目標	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	目標(値)	達成予定
漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援 (1地区整備 (13/13地区・100%))	B	12地区整備 92% (12/13)	計画 1地区整備 (田野浦)	実績 1地区整備中 (田野浦) (2020年度完了予定)			13地区整備完了	2020年度

目的						
津波による漂流物をもたらす被害を軽減するため、沿岸部での漂流物対策を進めます。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
県管理漁港において、津波の際に漂流物となる、放置船(沈没船等)と港湾・漁港の早期啓閉、復旧の迅速化	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓閉、復旧の迅速化	共通	公助	プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画(2013年5月国土交通省・水産庁)	県	漁港漁場課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度までの実績	計画スケジュール			最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	目標(値)	達成予定
県管理漁港における沈没船の処分 (沈没船 270隻処分 (651/756隻・86%))	B	381隻処分済 (381/756隻・50%)	計画 90隻処分	実績 22隻処分	90隻処分	105隻処分	756隻処分	2024年度

目的						
津波による漂流物をもたらす被害を軽減するため、沿岸部での漂流物対策を進めます。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
市町村管理漁港において、津波の際に漂流物となる、放置船(沈没船等)の処分を促進するため、所有者不明船の放置状態の解消に向けた包括的な指導を行います。	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓閉、復旧の迅速化	共通	公助	プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画(2013年5月国土交通省・水産庁)	市町村	漁港漁場課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度までの実績	計画スケジュール				最終目標	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	目標(値)	達成予定
市町村管理漁港における沈没船の処分支援 (沈没船99隻処分 (144/275隻・52%))	B	45隻処分済 (45/275隻・16%)	計画 33隻処分	実績 9隻処分	33隻処分	40隻処分	275隻処分	-

目的						
地震や津波による燃料タンク・高圧ガス施設等の転倒・流出による、火災の発生などの二次被害を防止するため、事前の安全対策を進めます。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果 (アウトカム)	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
漁業用屋外燃油タンクの撤去、地下タンク化等の対策への支援を行います。	津波火災の原因となる燃油流出リスクの軽減により地域住民の安全や人命の確保	L2	自助	-	漁業協同組合等	漁業振興課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度までの実績	計画スケジュール			最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度以降	目標(値)	達成予定
漁業用屋外燃油タンクの撤去 (撤去する燃料タンク7基 (32/34基・94%))	A	撤去済タンク 25基 (25/34・74%)	計画 3基撤去	実績 3基撤去	1基撤去	4基撤去	34基撤去	2024年度

目的						
地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、海上輸送機能を確保します。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
防災拠点漁港での岸壁の耐震強化、防波堤等の粘り強い構造への整備を行います。	震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開	共通	公助	高知県強化計画 地震防災緊急事業5箇年計画 漁港漁場整備長期計画	県	漁港漁場課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
防災拠点漁港での耐震強化岸壁等の整備 (防波堤の粘り強い構造化 3港完了 (5/6港・83%) )	A	耐震強化岸壁整備率 100%(6/6港) 防波堤の粘り強い構造化 2港完了 (2/6港・33%)	計画	1港完了	2港完了	1港完了	1港完了	防災拠点漁港6港完了	2022年度
			実績	1港整備中 (2020年度完了予定)					

目的						
地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、海上輸送機能を確保します。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
漁船による緊急輸送活動を円滑かつ速やかに実施するためにマニュアルの点検、見直しや体制整備に取り組みます。	災害時の漁船等小型船舶による円滑な緊急輸送活動	共通	公助	高知県強化計画 地震防災緊急事業5箇年計画 漁港漁場整備長期計画	県	漁業管理課 漁港漁場課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
防災拠点漁港啓開計画の検証と見直し	C	防災拠点漁港啓開計画の策定	計画	-	検証と必要に応じた見直し		取組の継続	-	-
			実績	-					
漁村での緊急支援助物資受け入れ体制の整備 (物資受け入れ可能保留施設の明示)	C	物資受け入れ可能保留施設の選定	計画	防災拠点漁港 1港完了	防災拠点漁港 2港完了	防災拠点漁港 2港完了	孤立漁業集落への取組の継続	100% (防災拠点漁港整備率 100%)	2021年度
			実績	防災拠点漁港 1港整備中 (2020年度完了予定)					
海上保安部、水難救済会主催の訓練への参加 (水難救済会支所単位での1年に1箇所以上の訓練に参加)	C	2012年以降、毎年訓練に参加	計画	訓練参加 1回	訓練参加 1回	訓練参加 1回	取組の継続	-	-
			実績	訓練中止 (台風のため)					

目的						
地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、海上輸送機能を確保します。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
啓開作業船の早期導入に向けた作業船位置・回航情報システムの効率的かつ効果的な活用に向けて、関係機関・団体との運用調整(システムの本格運用)を目指します。	震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開	共通	公助	高知県強化計画 漁港漁場整備長期計画	県 市町村 建設協会	漁港漁場課 港湾・海岸課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
作業船位置・回航情報システムの効率的かつ効果的な活用に向けた、関係機関・団体との運用調整(システムの本格運用)	B	作業船位置・回航情報システムの構築	計画	試行運用		本格運用	取組の継続	本格運用開始	2021年度
			実績	試行運用開始 (2019.4~)					

目的						
地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、海上輸送機能を確保します。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
地震・津波による漁港施設の被災後、迅速かつ効果的に施設を復旧し、水産業を早期に復興するため、漁港施設情報の集約・電子化を行います。	震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開	共通	公助	高知県強化計画 漁港漁場整備長期計画	県 市町村	漁港漁場課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
ICTを活用した漁港施設管理情報の集約・電子化	A	-	計画	-	防災拠点漁港6港の施設管理情報の集約・電子化の実施	本格運用	取組の継続	漁業管理課27港の施設管理情報の集約・電子化率 100%	2023年度
			実績	-					

目的						
地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に水産業の復興ができるよう、事前準備を行います。						
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等	担当課名
漁協の事業継続計画 (BCP) の検証・見直しを支援します。	水産物の生産・流通活動の早期再開	共通	自助	高知県強化計画	漁業協同組合	漁港漁場課

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標			
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定		
漁業協同組合の事業継続計画 (BCP) の見直し支援 (水産業BCPの実効性向上のための継続的な運用・改善)	C	BCP策定率 100%(25/25) ※25漁協・支所	計画	点検・訓練に基づく既存BCPの見直し支援				取組の継続	-	-
			実績	点検・訓練に基づく既存BCPの見直し支援						

目的					
地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に水産業の復興ができるよう、事前準備を行います。					
県の具体的な取組の概要	目標達成によって得られる効果	対応レベル	区分	関連する計画	実施団体等
漁業地域における水産業の生産・流通に関する事業継続計画（BCP）の策定を支援します。	水産物の生産・流通活動の早期再開	共通	自助 公助	高知県強化計画 漁港漁場整備長期計画	漁業協同組合 市場関係者 水産加工業者 県 市町村等
担当課名 漁港漁場課					

取組内容 (計画期間の当初目標)	取組タイプ	2018年度 までの実績	計画スケジュール				最終目標		
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 以降	目標(値)	達成 予定	
流通拠点漁港を中心とする漁業地域BCPの策定 (漁業地域BCP 2地区策定 100% 3/3)	C	漁業地域BCP 1地区 (田ノ浦) 策定 100%(1/3)	計画	1地区(清水) 策定	1地区(佐賀) 策定	点検・訓練に基づき 既存BCPの見直し	取組の 継続	-	-
			実績	1地区(清水) 策定					

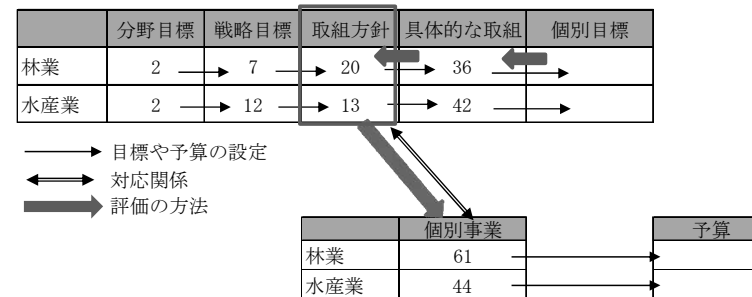
## 第5. 包括外部監査の結果及び意見

### 1. 全般的事項に関する結果及び意見

#### (1) 個別事業の評価方法について（意見）

令和元年度において、林業振興分野においては61の事業（61頁～65頁参照）が、水産業振興分野においては44の事業（96頁～101頁参照）が設定されており、各事業に対して予算が割り振られている。なお、これらの事業について、さらに細かく事業が設定されているものもある。これら具体的に予算が割り振られた事業に対して、目標となる指標（KPI）が明確にされていないことから、個別事業の評価が適切に実施されているか質問により確認した。なお、68頁～71頁及び104頁～106頁において産業振興計画の具体的な目標に対応する個別事業を記載しているが、当該対応関係は、監査人から問い合わせを行い、提出を受けた資料に基づいて作成しており、元々対応関係が明確にされた資料が作成されていたものではない。

確認の結果、個別事業の評価は以下のとおりであった。すなわち、まず、予算編成における財政課に対する説明資料を作成する段階で、個別事業の評価を実施している。当該評価については、様式が定められているものではなく資料にコメントを記載する等で対応していることもある等、様々であることから、本監査においては書面での確認はできなかった。次に、産業振興計画のフォローアップ委員会等において、個別目標に対する達成状況の評価しているが、当該評価の結果、取組方針の評価が実施されている。一方で、各取組方針に対応する個別事業が施策体系表により明確にされていることから、当該取組方針の評価に基づいて、対応する個別事業の評価が実施されているとのことである。後者の評価の流れを図示すると、以下のとおりとなる。



後者の評価の方法について、林業及び水産業における1-1の取組方針について、取組方針に紐づけられている事業と取組方針に対応する目標との状況を確認した結果、以下のとおりであった。

なお、上記図のとおり、取組方針は林業で20、水産業で13設定されている。

【林業】1-1 生産性向上による原木の増産

施策体系表により、取組方針に紐づけられている事業

Table with 2 columns: 細目事業名, 細々目事業名. Lists forestry activities like forest management, timber supply, and road improvement.

取組方針に対応する目標

Table with 2 columns: 目標指標, 目標値. Lists targets like forest area, labor productivity, and timber production.

【水産業】1-1 効率的な沿岸漁業体制への転換

施策体系表により、取組方針に紐づけられている事業

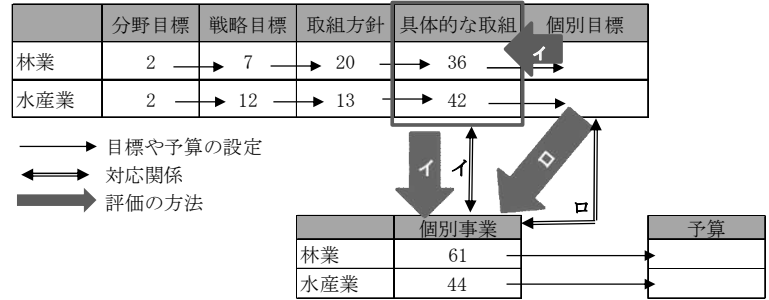
Table with 2 columns: 細目事業名, 細々目事業名. Lists aquaculture activities like financial support, equipment investment, and technology adoption.

取組方針に対応する目標

Table with 2 columns: 目標指標, 目標値. Lists targets like efficiency, production volume, and technology adoption.

上記のとおり、個別事業の評価は実施されており、後述2.(1)1)①に記載のように、評価結果事業の見直しが行われていることから、実効性の観点からは問題はないと考える。しかし、個別目標と個別事業の対応関係は、上記のとおり複数対複数となり、評価の過程が複雑であると思われる。個別事業の評価をより単純な形にすることで評価の負担減につながる可能性があることから、今後は、以下の方法を検討することが望まれる。

- イ) 個別事業と具体的な取組の対応関係を明確にしたうえで、個別目標の達成状況より具体的な取組の評価を実施することで個別事業の評価を実施する。
ロ) 個別事業に関する個別目標 (KPI) を明確にし、目標値と実績値を比較することで個別事業の評価を実施する。



(2) 分野目標と戦略目標の実績と評価の開示について (意見)

林業分野と水産業分野の分野目標と戦略目標は、以下のとおりである。

【林業】

Table with 2 columns: Target/Strategy and Values. Includes '分野目標' (Sector Targets) and '戦略目標' (Strategic Targets) for forestry.

【水産業】

Table with 2 columns: Target/Strategy and Values. Includes '分野目標' (Sector Targets) and '戦略目標' (Strategic Targets) for aquaculture.

(注) ○の数値は平成の年度を表している。

上記1) のとおり、戦略目標に対して、取組方針及び具体的な取組が設定され、具体的な取組に対して個別目標が設定されている。

分野目標と戦略目標については、年数回、県内部で達成状況の検証が行われており、その際に作成された資料をフォローアップ委員会に提出して説明していることから、これらについてフォローアップ委員会です十分な検証が行われているとのことである。

フォローアップ委員会において検討された個別目標の達成状況は以下のとおり総括されている。数値目標を達成したA+は、林業で43.2%、水産業で58.8%となつて

おり、Aの割合も勘案すると、満足な結果と評価できる。

林業分野

Table showing evaluation results for forestry: A+, A, A-, B, Total.

水産業分野

Table showing evaluation results for aquaculture: A+, A, A-, B, Total.

Table mapping evaluation grades (A+, A, A-, B) to their respective numerical target achievement rates.

出典：産業成長戦略 総括シート

一方で分野目標と戦略目標に関する達成状況について、一覽で作成されていなかったことから、県より情報を入手し、監査人が取りまとめた結果、以下のとおりであった。

【林業】

Table comparing targets and actual performance for forestry across various metrics like production volume and employment.

【水産業】

区分	目標	H26 出発点	R元 目標値 ①	実績 ②	②/①	評価
分野 目標	漁業生産額（宝石サンゴを除く）	446億円 (H25)	460億円	497億円	108.0%	A+
	水産加工出荷額	173億円 (H25)	200億円	233億円	116.5%	A+
戦略 目標	鮮魚の県内市場取扱額	85億円	90億円以上	82億円	91.1%	A
	人口種苗の供給 ・カンパチ ・クロマグロ	0尾 0尾	50万尾 1万尾	0尾 600尾	0.0% 6.0%	B A-
	新規就業者数	37名/年 (H24-26平均)	50名/年	39名/年	78.0%	A
	衛生管理の高度化に対応した加工場の割合	24%	100%	64%	64.0%	A
	・海外HACCP対応型の加工場	0件	3件	1件	33.3%	A-
	養殖魚の ・出荷額 前処理加工 ・雇用者数	5億円 58名(H27)	29億円 120名	23億円 116名	79.3% 96.7%	A A
	「応援の店」県内参画事業者の 出荷額	1億円 (H27)	4億円	4.2億円	105.0%	A+
	産地市場の集約化	33市場 (H27)	28市場	31市場	40.0%	A-
	水産物の輸出	0.2億円	4億円	4.1億円	102.5%	A+
	高齢者等に対応した漁港漁場づくり	0か所 (H27)	5か所	6か所	120.0%	A+

上記のとおり、分野目標と戦略目標について、目標値を達成した項目は、林業はゼロ（A+の割合は全体の0%）であり、水産業は5項目（A+の割合は全体の35.7%）、となっている。

分野目標と戦略目標について、高めに設定することで各担当者に緊張感を与えることができ、より高みを目指すことができるという考え方は理解できるが、分野目標と戦略目標について、目標と実績を比較した一覧表が作成されておらず県民にとって解りづらい状況であることから、分野目標と戦略目標の達成状況は低いものの、個別目標の達成状況は高いという結果では、産業振興計画の目標に対する実績の評価が正しく行えない可能性がある。

分野目標と戦略目標について、目標と実績比較し、どのように評価されたか、またその結果どのような対応を行うことにしたのか解りやすくまとめ開示することが望まれる。

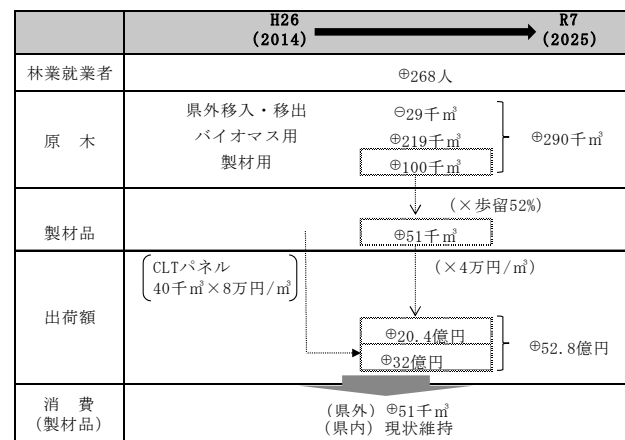
2. 林業行政に関する結果及び意見

(1) 全般的事項

1) 産業振興計画

①木材利用拡大施策（川下施策）の強化について（意見）

第3期の産業振興計画の内容をまとめると以下のようになっている。



平成26（2014）年から令和7（2025）年の9年間において、製材として利用される原木生産量が+100千㎡計画されており、製材品への歩留率が約52%と見込まれた結果、製材品の増加は+51千㎡と計画されている。一方で当該期間における県外への製材品出荷は+51千㎡と見込まれていることから、増加が見込まれている製材品はすべて県外への出荷として計画されているといえる。また、このことから、県内の製材品の消費は現状維持と計画されていることがわかる。実際に政策担当者に確認した結果、上記の理解で問題ないとのことであった。

以上より、林業分野における産業振興計画は、県外への製材品出荷の増加及び県内の製材品消費の現状維持がベースとなっており、木材利用拡大施策（川下施策）が重要となっている。この点、第3期の産業振興計画における各戦略目標について、令和元年度の計画に対する実績の状況は以下のとおりであり、県産製材品の出荷量の令和元年度の実績は23.0万㎡と平成26年度の出発点の23.3万㎡より減少している（約1.3%減少）。



県産製材品の出荷量が増加しなかった点について、全国の製材品の出荷量の減少幅が大きい中で (H26 : 9,595千 $m^3$ →R1 : 9,032千 $m^3$  約6%減少)、県の産業振興計画の取り組みの結果、県産材出荷量は現状維持に近い形で維持できたものの、目標達成に向けて更なる取り組みが必要であるとの評価であった。そのため、第4期産業振興計画においては、木材利用拡大施策 (川下施策) をより充実させる形に改定がなされている。

区分	目標	第3期 産振計画			第4期 産振計画		
		H26 出発点	R元 目標値	実績	H30 出発点	R5 目標値	
分野 目標	木材・木製品製造業出荷額等	204億	220億円	214億円 (H30)	214億	228億円	
	原木生産量	61万 $m^3$	78万 $m^3$	67.1万 $m^3$ (R元)	61.7万 $m^3$	79万 $m^3$	
戦略 目標	森の工場からの原木生産量 (間伐)の拡大	10.9万 $m^3$	15.1万 $m^3$	10.7万 $m^3$ (R元)			
	民有林の原木生産量				46.6万 $m^3$	59万 $m^3$	
	民有林の再造林面積				263ha	630ha	
	県産製材品の出荷量の増加	23.3万 $m^3$	27.4万 $m^3$	23.0万 $m^3$ (R元)			
	県産製材品の出荷量の増加 (外材ベースの製材品除く)				13.5万 $m^3$	16.9万 $m^3$	
	県産製材品の県 外出荷量の増加	一般製材品	16.1万 $m^3$	20.1万 $m^3$	16.5万 $m^3$ (H30)		
		高次加工品	0.0万 $m^3$	0.1万 $m^3$	0.03万 $m^3$ (H30)		
	県内非住宅建築物の木造率 (床面積ベース) 向上				17.1%	20%	
	木質バイオマス利用量の増加	35.6万 $t$	57.3万 $t$	42.9万 $t$ (R元)			
	林業就業者数の増加	1,602人	1,747人	1,589人 (H30)	1,589人	1,670人	
	新規雇用者数の増加 (川下・累計)	32人 (R元)	58人 (R3)	32人 (R元)			

全国の木材出荷量が直近5年間で約6%減少している環境下において、県産製材品の出荷量を伸ばす (13.5万 $m^3$ →16.9万 $m^3$  : 25%増) ことは、容易なことではない。林業分野における第4期の産業振興計画を確実に達成するためには、前頁に記載のとおり、川下施策が特に重要と考えられることから、川下施策について、適切な事業設計とPDCAの実行を行うとともに、確実に達成する体制づくりが必要である。

② 産業振興計画 (林業分野) の長期的な視点について (意見)

産業振興計画の計画期間は10年程度とされ、数年ごとに見直しが行われている。林業分野においても同様であり、直近の状況を見据えて適宜見直しが行われている。

林業分野においては、植林から伐採まで50年前後要することから、他の分野以上に長期的な視点が必要である。この点、50年等の長期的な計画については不確定要素が多いことから策定は困難であり、したがって10年の期間で産業振興計画が策定されているのであるが、産業振興計画の林業分野においては、人口減少などの長期的な視点を踏まえ、販路拡大に向けた取り組み (地産外商による県外への販売促進や非住宅建築物への木材利用推進等) や人材育成等に注力して策定されているとのことである。

現在、森林施策の推進や雇用促進を積極的に図っており、国の補助金も含め手厚い補助が行われているが、将来の人口推移・木材需要・技術革新等の環境変化によっては、林業分野における労働需要が大きく縮小することも考えられる。我が国の労働環境は、戦後において終身雇用が前提とされてきたことから、中高年になってからの転職は依然として厳しい状況にあると考えられる。林業においては、他の分野以上に長期的な視点が重要になることから、今後も、長期的な展望を十分意識した慎重な計画の立案を期待する。

2) その他

① ホームページの公表資料について (結果)

県のホームページに公表されている『令和元年度 森林・林業・環境行政の概要』について、掲載されていない事業 (森林経営管理制度推進事業費)、予算額の相違 (木材増産推進事業費、森林林業活性化推進費、木材産業構造改善事業費、県産材需要拡大対策事業費)などが認識された。森林経営管理制度推進事業費については、製本された印刷物にも掲載されていなかった。

公表資料については、最終的な資料であるか、開示内容に漏れはないかの確認は慎重に行う必要がある。

② 産業振興計画の進捗状況の報告についての効率化 (意見)

県の農林業の振興を目的とし、農林業基本対策に関する重要事項について審議するため、「高知県農林業基本対策審議会」が設置され、「こうち農業・農村振興指針」及び「木の産業づくりと森の再生プラン」について審議されていた。

平成24年度に「こうち農業・農村振興指針」及び「木の産業づくりと森の再生プラン」は「高知県産業振興計画」に一本化されているが、「高知県農林業基本対策審議会」に対して産業振興計画の進捗状況について引き続き報告されている。一方で、「産業振興計画フォローアップ委員会」が別途設置されており、産業振興計画の進捗状況が審議されている。このように、両会議体において重複している業務が見受けられる。

今後は、「高知県農林業基本対策審議会」と「産業振興計画フォローアップ委員会」で実施している業務を棚卸し、重複している業務についてはどちらかに統一することで業務の効率化を図ることが望まれる。

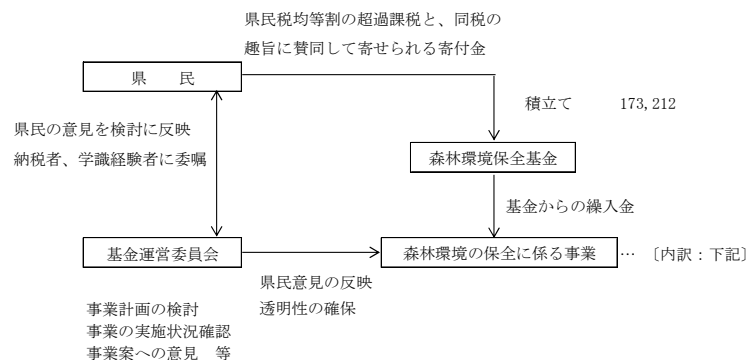
(2) 林業環境政策課

1) 森林環境保全基金積立金

① 概要

単位：千円

事業名		森林環境保全基金積立金		
令和元年度 予算額	173,212	財源	国庫支出金	
			特定財源	212
			一般財源	173,000
目的	県民税均等割の超過課税 (森林環境税) と、同税の趣旨に賛同して寄せられる寄付金相当額を財源に、森づくりへの理解と参加の促進及び公益的機能を発揮できる森林保全のための事業を計画的、効率的に実施するため基金を積み立てる。			



県は、平成15年4月より、森づくりへの理解と参加の促進及び公益的機能を発揮できる森林保全のための事業を計画的、効率的に実施するため、「森林環境税」として、県民・法人に対して、県民税均等割りに年額500円付加する形で課税している (以下、「県の森林環境税」という。)。県の森林環境税の令和元年度の用途は、以下のとおりであり、森林整備・シカ被害対策・木材利用・森林環境教育や県民の主体的な活動等の木材の普及啓発活動など、多岐にわたっている。なお、県の森林環境税は5年を一期として更新されており、現在は第四期であり平成30 (2018) 年度から令和4 (2022) 年度となっている。

一方で、令和6 (2024) 年度から国の「森林環境税」が課税される (以下、「国の森林環境税」という。)。これは、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものである。なお、国の森林環境税を財源とし

た国から市町村や都道府県に対して譲与される「森林環境譲与税」は、令和元(2019)年度から実施されている(国の森林環境税が課税される令和6年度までの期間は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金で財源とされている。)。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。

令和元年度における県の森林環境税の予算の内容

〔分野〕	〔R元年度内訳〕	〔予算：千円〕	〔担当部課〕
森林整備	公益林保全整備事業費補助金	28,000	林業振興・環境部 木材増産推進課
	みどりの環境整備交付金	25,150	
	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金	13,878	
予算計	67,028		林業振興・環境部 林業環境政策課
シカ被害対策	シカ捕獲推進事業費補助金	28,200	中山間振興・交通部 鳥獣対策課
	指定管理鳥獣捕獲等事業委託料	2,585	
	シカ個体数調査委託料	1,538	林業振興・環境部 環境共生課
	希少野生植物食害防止対策(調査業務)委託料	2,151	
	希少野生植物食害防止対策(防護柵設置業務)委託料	2,149	
予算計	41,892		
森林環境教育	自然体験型学習事業	4,470	教育委員会事務局 生涯学習課
	指導者派遣事業費	165	
	子ども地域学習推進事業	994	教育委員会事務局 高等学校課
	高校生森林環境理解事業	950	
	高校生後継者育成事業	579	
予算計	29,175		林業振興・環境部 林業環境政策課
県民の主体的な活動	山の学習支援事業費補助金	22,017	林業振興・環境部 林業環境政策課
	森林環境情報誌作成等委託料	5,967	
	森林環境情報誌作成等事務費	83	
	森林環境学習フェア開催委託料	9,082	
	森林環境学習フェア開催事務費	83	
	こうち山の県民参加支援事業委託料	5,131	
	インターネットホームページ保守管理委託料	294	
	こうち山の日推進事業費補助金	7,840	
	運営委員会開催等事務費	1,400	
	予算計	30,585	
木材利用	林業大学校(短期課程)研修業務等委託料	705	林業振興・環境部 森づくり推進課
	木の香るまちづくり推進事業費補助金	34,375	
予算計	35,479		林業振興・環境部 木材産業振興課
合計		204,159	

出典：令和元年度 森林・林業・環境行政の概要  
 〇：今回の包括外部監査の対象

なお、高知県を含む他の地方公共団体(37府県1市)の森林整備に係る超過課税の実施状況は以下のとおりである。

団体名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	超過課税(府県民税等均等割)の税率	
				個人	法人
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	1,000円/年	均等割額の10%増
宮城県	みやぎ森林環境税	H23.4	H22.3	1,200円/年	均等割額の10%増
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	800円/年	均等割額の8%増
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	1,000円/年	均等割額の10%増
福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	1,000円/年	均等割額の10%増
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	1,000円/年	均等割額の10%増
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	700円/年	均等割額の7%増
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	700円/年	均等割額の7%増
神奈川県	水環境確保全税	H19.4	H17.10	均等割：300円/年※	なし
富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	500円/年	均等割額の5～12.5%増
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	500円/年	均等割額の5%増
長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	1,000円/年	均等割額の10%増
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	400円/年	均等割額の5%増
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	500円/年	均等割額の5%増
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	1,000円/年	均等割額の10%増
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	800円/年	均等割額の11%増
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	600円/年	なし
大阪府	森林環境税	H28.4	H27.10	300円/年	なし
兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	800円/年	均等割額の10%増
奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	500円/年	均等割額の5%増
鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	500円/年	均等割額の5%増
島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	500円/年	均等割額の5%増
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	500円/年	均等割額の5%増
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	700円/年	均等割額の7%増
高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	500円/年	500円/年
福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	500円/年	均等割額の5%増
長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	500円/年	均等割額の5%増
熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
大分県	大分県森林環境税	H18.4	H17.3	500円/年	均等割額の5%増
宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	500円/年	均等割額の5%増
鹿児島県	みんなの森づくり県民税	H17.4	H16.6	500円/年	均等割額の5%増
横浜市	横浜みどり税	H21.4	H20.12	900円/年	均等割額の9%増

※神奈川県は、県民税の均等割に加えて所得割への上乗せ(0.025%)を実施している。  
 ※富山県は、資本金等の額に応じて定額で課税。  
 ※超過課税を導入した府県の多くは5年間の措置としているが、全ての導入県において期限到来時に延長を行っている。  
 ※各都道府県から聞き取りによる。(令和2年4月1日時点)  
 出典：林業振興・環境部 林業環境政策課

② 県単独の森林環境税の今後の対応について (意見)

上記のとおり、県の森林環境税は令和4年度までとなっており、令和6年度から国の森林環境税が課税されることから、令和5年度以降、県の森林環境税を延長するか、延長するのであればどのような形で延長するのが問題となる。

この点について、県は、令和3年度より県民の意見を聴取し、第四期の森林環境税活用事業の成果(案)のとりまとめを行うとともに、県庁内に関係部局で横断的なプロジェクトチームを設置のうえ、必要に応じてパブリックコメントを経て(予定)、議会に上程するとしている。したがって、現時点では、具体的な内容は明確になっていない。

現在は、森林環境税活用事業の個別の要綱で国の森林環境税と使途が重複しないように規定し、県の森林環境税を活用する事業と国の森林環境税を活用する事業とが区分されている。しかし、名目がいずれも「森林環境税」であり、徴収した税の使途として『木材利用の促進や普及啓発』という同じ目的があることから、二重課税との誤解が生じる可能性がある。県の森林環境税と国の森林環境税が同じ事業で活用されているという誤解をなくすためには、県の森林環境税を廃止することも考えられるが、県の森林環境税を廃止してしまうと、国の森林環境税を活用できない森林整備やシカ被害対策等、必要な事業の予算措置ができなくなることから、県政運営に支障をきたすおそれがある。したがって、今後は以下の点を考慮し、県の森林環境税の目的を踏まえ、必要な事業を明確にしたうえで、県民の理解を得て必要な事業が実施できるよう延長することが望まれる。

第一に、県の森林環境税の趣旨にそった必要な事業を明確にするとともに、第四期の県の森林環境税を財源とした事業の効果を検証し、効果の低い事業については、縮小もしくは廃止を検討する必要がある。

第二に、『木材利用の促進や普及啓発』という同じ目的の事業については、国の森林環境税を財源とした事業と重複することがないよう、県の森林環境税と国の森林環境税を財源とした事業で引き続き使途の整理を行う必要がある。

第三に、これらの事業の整理を行うことで、県の森林環境税と国の森林環境税の目的が明確に異なるものとなることから、二重課税であるという誤解を生じさせないために、名称の変更を検討することが望まれる。なお、上記のとおり、他の地方公共団体における森林整備に係る超過課税の名称はさまざまであり、当県においても、実態を反映した県民に受け入れられやすい名称にすることが望まれる。

第四に、現在の県の森林環境税の課税方法を継続すると、個人に対する課税が国の森林環境税と重複することから、県民の負担の在り方について検討することが望まれる。その際には、他の地方公共団体の在り方も参考とし、検討されたい。

第五に、上記の検討・対応を行ったうえで、県の森林環境税の内容について、県民の理解を得るための説明を真摯に行う必要がある。

2) 県民参加の森づくり推進費

① 概要

単位：千円

事業名		県民参加の森づくり推進費	
令和元年度 予算額	65,775	財 源	国庫支出金
			特定財源 65,775
			一般財源
目 的	森林環境税を活用して、森林の持つ役割や森林・林業の現状、それらに関わる営みの場である山村の現状などについて県民の理解を促すとともに、それぞれの立場で参加できる森づくりの取り組みを県民に分かりやすく伝えることで、県民参加による森林保全の活動を推進する。		

(令和元年度予算内訳)

I	森づくりへの理解と参加を促す広報事業費	15,215	
	(1) 森林環境情報誌作成等委託料		5,967
	(2) 森林環境学習フェア開催委託料		9,082
	(3) 事務費		166
II	こうち山の日推進事業費	13,265	
	(1) こうち山の日県民参加支援事業委託料		5,131
	(2) こうち山の日推進事業費補助金		7,840
	(3) インターネットホームページ保守管理委託料		294
III	山の学習支援事業費	22,017	
	(1) 山の学習支援事業費補助金		16,500
	(2) 山の一日先生推進事業		3,750
	(3) 附帯事務費		1,767
IV	森林環境保全基金運営委員会等開催費	1,400	
V	森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費	13,878	

## ② 監査の結果及び意見

## ア) 実施結果の公表 (結果)

こうち山の日推進事業について、実施結果を県のホームページに公表しているものの、平成25年度までの情報しか掲載しておらず、平成26年度から令和元年度の実施結果は補助先の公益社団法人高知県森と緑の会のホームページで公表しているが、県としては公表されていなかった。

県は平成15年に全国一の森林率を誇る森林県として、11月11日を以下のとおり「こうち山の日」と宣言しており、当該日を県民に浸透させるために事業を実施している。このため、県としても普及のための効果が期待できるホームページでの公表を行うことは重要である。

## 【こうち山の日について】

この豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって、山を守り育て、次代へと引き継ぐため、ここに「こうち山の日」を宣言し、次のことを誓います。

一、県土をまもり、水をたくわえ、空気をきれいにし、動物や植物の生きる場所を与えるなど、安全で、豊かな、そして潤いのある暮らしを育む森林と森林の恵みに私たちは感謝します。

一、森林を守ることの大切さを私たちは理解するとともに、今まで、森林を守り育ててきた先人の努力に私たちは敬意を表します。

一、豊かな森林をつくり、次の世代に引き継いでいくため、私たちは自分ができることは何かを考え、できることからすぐに実行します。

(出典：高知県ホームページ)

こうち山の日推進事業として、令和元年度は13百万円の予算が付されたうえでさまざまな活動が行われている。これらの活動内容を県のホームページに公表することは、「こうち山の日」の認知度の向上に寄与すると考えられるため、今後事業の活動内容を適宜公表することが必要である。

## イ) こうち山の日県民参加支援事業の精算報告書の受領と内容の精査 (結果)

こうち山の日県民参加支援事業について、県は業務を以内契約 (実費弁償方式による契約) として外部に委託している。この委託料の中に森林保全体験ツアー実施経費の「運営に伴う手数料」が含まれているが、その他の経費の合計の30%以内の実費を精算額として報告を受けていた。

(単位：円)

科目	予算額	精算額	差額
(3)			
謝金	651,000	4,500	646,500
賃金	281,800	94,500	187,300
借上費	480,000	204,370	275,630
保険料	100,000	4,400	95,600
消耗品費	160,000	73,476	86,524
広報費	610,000	1,485,550	△875,550
振込手数料	0	3,520	△3,520
計	2,282,800	1,870,316	412,484
運営に伴う手数料 (30%以内)	684,840	561,000	123,840
③小計	2,967,640	2,431,316	536,324

(出典：「平成31年度こうち山の日県民参加支援事業委託業務精算報告書」の抜粋)

県は委託業者に対する確認により、「運営に伴う手数料」の支出額がその他の経費の合計の30%を超える支出であったことを確認しているが、具体的な支出額についてその全体を把握していなかった。

実際の支出が精算報告書で報告を受けている金額を超えているにもかかわらず、事業費の30%以内の金額しか報告を受けていないため、県は当該業務にかかるすべての事業費を認識できていないことになる。特に、当該業務は以内契約のため、委託業者は利益を獲得することができないばかりではなく、超過分については自己負担となることから、委託業者に過度な負担を強いている可能性もある。

県が本来実施すべき業務を継続的に外部に委託していくためには、今後、森林保全体験ツアー実施経費の「運営に伴う手数料」も含め、実費全額の報告を受けることにより、事業全体にかかる収支状況を把握することが必要である。

## ウ) こうち山の日推進事業費補助金の補助対象経費の見積もり（意見）

県はこうち山の日推進事業費補助金の補助対象経費を要綱で定めており、このうち附帯事務費について、対象となる勘定科目を定めているが、科目の内容・金額的な水準について明確に定められていなかった。

この結果、補助事業者から提出を受けている補助金予算の内訳では、共済費として人件費の30%が見積もられていたが、協会けんぽのホームページの高知県では15%前後（介護保険第2号被保険者の該当の有無により変動）であり、補助事業者から精算書における共済費は約14%となっている。予算が合理的に見積もられていたか疑問が残る。

また、使用料及び賃借料について、補助金予算85,680円に対して精算額は242,004円となっており、大幅に予算を上回っている。精算額の内訳として、事務所賃借料100,000円、公用車リース料36,072円、印刷機リース料34,560円、コピー機リース料31,104円など、予算策定時に見積ることができる項目が多く含まれている。上記同様、予算の合理性に疑問が残る。

今後、勘定科目の内容について詳細を決めておき、補助対象事業とは関係のない経費が含まれないようにする必要がある。また、補助対象者に正確な予算書を作成させるとともに、補助金の交付申請があった際に、補助事業者から提出された予算書と申請内容を照合する等により、補助金額の適切性を担保することが必要である。

## 3) 林業試験研究費及び管理運営費

## ① 概要

単位：千円

事業名		林業試験研究費及び管理運営費	
令和元年度 予算額	52,472	財 源	国庫支出金
			特定財源
			9,598
			42,874
目 的	中山間地域の振興及び森林環境の保全と森林・木材関連産業の発展に向けて、森づくりから資源の有効な利活用に係る研究開発及び依頼分析試験を行う。 また、試験研究が円滑に実施できるよう、森林技術センターの管理・運営等を行う。		

(令和元年度予算内訳)

I 林業試験研究費	21,090
(1) 依頼分析試験費	3,508
(2) 研究費	16,674
(3) 技術支援費	908
II 森林技術センター管理運営費	31,382
(1) 清掃等委託料（警備、電話設備、横内維持管理費等）	8,412
(2) 試験機器保守点検等委託料（法定点検等）	6,046
(3) 全国林業試験研究機関連絡協議会等分担金	74
(4) 安全運転管理者協議会等負担金	17
(5) 技能講習会負担金	137
(6) 学会等負担金	35
(7) その他管理運営事務費	16,661

## 森林技術センター事務分担

平成31年4月1日現在

事務分担	職名	勤務年数	現所属 勤務年数	採用	
総務課	総務課長(兼務) 出納員、物品管理主任	35.0	7.0	一般	
	チーフ(総務担当) 経理員	26.8	0.0	一般	
	専門員、経理員 (短時間)	3.0	3.0	一般	
企画支援課	企画支援課長 兼チーフ	31.0	0.0	一般	
	林業普及指導員	11.0	2.0	一般	
	専門員 (短時間)	3.0	3.0	一般	
	専門員 (短時間)	1.0	1.0	一般	
森林経営課	森林経営課長	36.0	16.0	一般	
	チーフ	33.0	14.0	一般	
	主任研究員	22.4	3.0	一般	
	主任研究員	19.6	19.0	選考	
	主任研究員	20.1	5.0	一般	
資源利用課	主任研究員	7.0	3.0	一般	
	資源利用課長	31.0	14.0	一般	
	マテリアル 利用	チーフ (マテリアル利用担当)	16.0	16.0	選考
		研究員	2.0	0.0	一般
	エネルギー 利用	研究員	3.0	1.0	一般
		チーフ (エネルギー利用担当)	30.0	15.0	一般
研究員		30.0	1.0	一般	
	研究員	3.0	3.0	一般	

出典：森林技術センター 監査資料1 (監査執行日 令和元年10月25日)

## ② 監査の結果及び意見

## ア) 物品の管理 (結果)

森林技術センターで物品を実査したところ、物品管理台帳に登録されていないパソコンが保管されていた。



当該パソコンは前任研究者の私物であり、部品交換用に保管していたとのことであるが、私物パソコンの持ち込みは不適切であるため、前任研究者に返却するとともに、職員に対して私物のパソコンを持ち込まないよう周知徹底する必要がある。

なお、県の調査により、当該パソコンについてパソコン本来の利用や記録用に使用しようとしたものではないことを確認している。

## イ) 森林技術センターにおける選考採用職員の増員 (意見)

森林技術センターにおける研究や調査の内容は多岐にわたっており、かつ高度な専門性が要求されるものが多い。このような専門性の高い多くの研究や調査に対して、13名の職員が当たっているのであるが、選考採用職員<sup>1</sup>は2名のみとなっている。また、13名の職員うち6名は、平成31年4月1日現在において現所属勤務年数3年以下となっている。このように選考採用職員が少ない結果、現所属勤務年数が短い職員が多くなっており、職務の効率性の観点より問題があると考えられる。

選考採用職員を増員することにより、職員の専門性を高めることができ、専門性の高い調査・研究を効果的かつ効率的に実施することができる。また、一般職として採用されて森林・林業の研究・調査に配属された職員と比較して、選考採用の職員の方が、一般的に、より長期的かつ専門的に研究・調査を行うことができると考えられることから、林業分野の研究の充実のために、一般職の職員の適性や希望を踏まえた配置の工夫とともに、選考職員の増員の検討が望まれる。

<sup>1</sup> 職種を特定したうえで、それにふさわしい能力の人物として採用した職員。したがって、原則として部門間の異動は行われない。

(3) 森づくり推進課

1) 森林整備公社助成事業費

① 概要

単位：千円

事業名		森林整備公社助成事業費	
令和元年度 予算額	527,904	財源	
		国庫支出金	99,464
		特定財源	
		一般財源	428,440
目的	森林資源の造成と公益的機能の確保及び山村経済の振興に資するため、一般社団法人高知県森林整備公社が行う森林整備事業等に対して助成する。		

(令和元年度予算内訳)

I 森林整備公社助成事業費	360,559
(1) 森林整備法人全国協議会負担金	10
(2) 森林整備公社利子助成補助金	112,015
(3) 森林整備公社経営改善事業費補助金	3,456
(4) 森林整備公社貸付金	244,222
(5) その他の事業費	856
II 森林整備公社造林事業費	167,345
(1) 森林整備公社造林事業実施確認業務委託	3,139
(2) 森林整備公社造林事業費補助金	164,206

② 高知県森林整備公社の経営改革プラン

昭和36年に、高知県森林整備公社（以下、「公社」という。）の前身として社団法人高知県林業公社が設立されている。公社の目的は、造林・育林等による森林及び林業に関する事業を実施することにより、森林資源の保続培養及び森林の公益的機能の維持増進を図り、もって農山村経済の振興及び人的能力の開発向上に寄与すること、とされている。

公社の事業は、分収林の伐採・販売によって収益を得るものであることから、木材が伐採期になるまでの期間はまとまった収益がなく借入金に頼らざるを得ない状況が続くとともに、昭和55年頃からの木材価格の下落とその長期低迷により採算性が悪化し、分収林事業をそのまま継続することは困難な状況となった。このため、平成21年11月に公社経営検討委員会が設置され、平成24年2月に高知県森林整備公社の経営改革プラン（以下、「経営改革プラン」という。）が策定されている。経営改革プランの内容をまとめると以下のとおりである。

1. 森林資産の査定（再精査）による区分の明確化と区分ごとの経営方針

区分		内 容
A	採算林	既往の投資額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地
B	不採算林	既往の投資額の50%以上の額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、A以外の団地
C		既往の投資額の25%以上の額及び将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、AからB以外の団地
D		将来の投資額の全額の回収が見込まれる団地であって、AからC以外の団地
E	非経済林	AからD以外の団地

- ・ 経済林については、単年度収支の黒字額の範囲内で森林整備事業を行う。
- ・ 国、県の有利な補助事業導入により、公費負担が伴わない事業を積極的に導入し事業経費の節減につなげる。
- ・ 非経済林については、無償譲渡又はその立木の時価評価等で造林地所有者に返還することを検討する。
- ・ 経済性・採算性を最優先して事業を行うが、公益性・公共性が認められると判断される場合はこのかぎりではない。

2. 事業手法の見直し

① 不採算林を中心とした分離・分割の推進

分離・分割の手法として、以下がある。

- (1) 契約解除
- (2) 造林地所有者の土地及び森林所有権（おおむね40%）の買取り等
- (3) 経営移管（※有力な手法であるが、繰上償還が可能となることが前提である。）

② 民間林業事業者への分収林管理委託の推進

分離・分割が困難な分収林について、県が先行して実施している公募型プロポーザル方式等による事業方法を可能な限り導入し、森林組合等の民間林業事業者に対して一定期間、分収林の管理を委託することにより、事業費及び人件費の圧縮・削減に努める。

3. 分収割合の見直し

将来投資額の造林地所有者負担についても併せて検討する必要がある。

4. 人件費の圧縮・削減

5. 若手プロパー職員の採用

6. 経営責任体制の明確化

理事については、高知県、関係市町、森林組合連合会等の責任ある立場の役員が就任しているが、実質的には、形式的な就任になっている懸念があり、この解消が喫緊の課題である。

最高責任者である理事長については、長期的な視点を持った経営感覚を有する人材を配置することが望まれることから、公募等による民間からの選任を検討すべきである。また、理事等についても外部有識者や造林地所有者代表等の



就任について検討すべきである。

7. モニタリング経営の実施

会社の経営改善計画や進捗管理がこれまで以上に重要になることから、経営の進捗状況についてモニタリングの実施が必要である。モニタリングを行うためには、KGI (Key Goal Indicator) とKPI (Key Performance Indicator) の設定が必要となる。

8. 有利子負債の早期圧縮及び将来的な解消策

今後も金融機関の理解を得て繰上償還を実行し、分離・分割する森林についても繰上償還を行い、支払利子の軽減に努める必要がある。

他府県と連携を図りながら国に対し、利子負担の軽減対策、特別地方交付税の拡充などこれまで以上に支援要請をしていく必要がある。

9. 全国統一の新会計基準適用による財務状況の透明性確保

10. 新公益法人への移行

公益社団法人は財務状況の健全性等が求められる一方、一般社団法人については、県がこれまでどおり公社に人的、財政的支援をしていくための説明責任が求められる。

11. 他府県と連携を強化し、国にその責任を求めていく。

出典：『高知県森林整備公社の経営改革プラン』27頁～44頁の内容を監査人が要約

③ 経営改革プラン策定後の正味財産増減計算書及び補助金受給の状況

Table with columns for fiscal years (H25.3期 to R2.3期) and 8-year totals. It details '正味財産増減計算書' (Net Asset Increase/Decrease Statement) and '補助金受給の状況' (Status of Subsidy Receipt). Rows include categories like '一般正味財産増減の部' (General Net Asset Increase/Decrease), '経常増減の部' (Regular Increase/Decrease), and '経常外増減の部' (Extraordinary Increase/Decrease).

経営改革プラン策定後の正味財産増減計算書の推移は上記のとおりとなっている。補助金を収益として計上したとしても、当期経常増減額の8年間の合計は△530百万円であり、販売用資産評価損を含めた当期経常外増減額の8年間の合計は△1,493百万円となっている。なお、補助金の内訳は以下のとおりである。

Table titled '高知県森林整備公社に対する補助金の状況' (Status of Subsidies for Takahiko Forest Management Corporation). It lists various subsidy items such as '造林補助金' (Afforestation Subsidy), 'みどりの環境整備支援交付金' (Green Environment Improvement Support Grant), and '経営改善事業費補助金' (Business Improvement Expense Subsidy) across fiscal years H25.3期 to R2.3期.

出典：森林整備公社 事業報告書・決算報告書 (平成24年度～令和元年度)

④ 事業計画達成状況

経営改革プラン策定後、5年ごとの事業計画を策定し、公社の運営管理を行っている。平成24年度～平成28年度が第10期事業計画であり、平成29年～令和3年度が第11期事業計画である。各事業年度における主な指標について、計画と実績を比較すると、以下のとおりである。平成24年度～令和元年度の8年間の合計でみると、主伐や利用間伐の面積は計画を下回っているものの、事業活動の収支は計画を上回っている。

Table with columns for years H24, H25, H26 and rows for Utilization Thinning, Main Harvest, etc.

Table with columns for years H27, H28 and 第10期事業計画合計 (10th Period Total) and rows for Utilization Thinning, Main Harvest, etc.

Table with columns for years H29, H30 and R1 and rows for Utilization Thinning, Main Harvest, etc.

Table for H29~R1 計 (Total) with columns for plan, actual, and difference.

Table for H24~R1 合計 (Total) with columns for plan, actual, and difference.

出典：森林整備公社 理事会資料（平成24年度～令和元年度）

また、上記のうち、主伐の実績は以下のとおりであり、E、D、Cランクの順に主伐が行われており、非経済林を中心とした不採算林の処分が進められている。

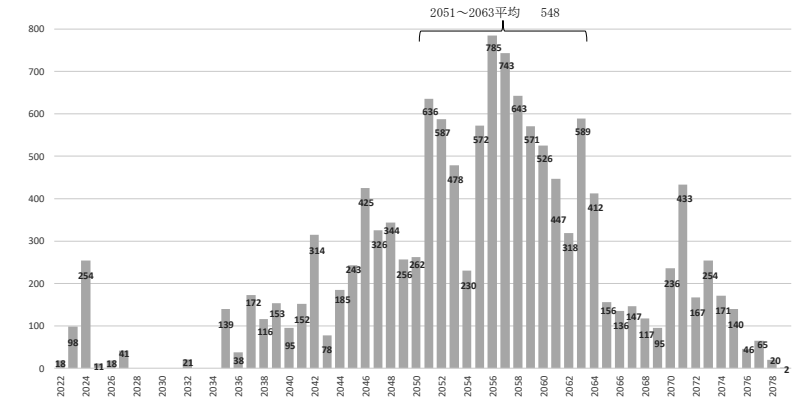
Table titled '主伐実績' (Main Harvest Actuals) with columns for ranks H24, H25, H26, H27, H28 and rows for A, B, C, D, E ranks.

Table titled '主伐実績' (Main Harvest Actuals) with columns for years H29, H30, R1 and rows for A, B, C, D, E ranks.

Table titled '主伐実績' (Main Harvest Actuals) with columns for H24~R1 計 and rows for A, B, C, D, E ranks.

出典：森づくり推進課より入手した資料

なお、経営改革プラン策定時における公社営林事業（公社有林を除く）契約終了年度別面積（ha）は、以下のとおりである（2022年以降、出典：森林整備公社の経営改革プラン）。ピークは令和38（2056）年度の785haであり、長期の契約が多く残っている。



## ⑤ 監査の結果及び意見

### ア) 経営計画プラン全体に関するモニタリング資料の作成 (結果)

上記④は、公社の理事会資料より抜粋したものであり、理事会において各事業年度の計画に対する実績を確認し、次年度以降の対応が検討されている。したがって、事業計画に対してはPDCAを回すことで、改善が図られていると考える。

一方で、経営改革プランの内容のうち、経営責任体制の明確化や有利子負債の早期圧縮及び将来的な解消策については、経営改革プランで求められた内容が達成できていない。経営責任体制の明確化については、「理事長については、長期的な視点を持った経営感覚を有する人材を配置することが望まれることから、公募等による民間からの選任を検討すべきである。」とされているが、公社の事業内容に精通したマネジメント能力の高い人材を民間から受け入れることは、報酬との兼ね合いや経営が悪化した公社の状況を勘案すると適切な人材が応募してくれることは難しく、未達成の状況が続いている。また、有利子負債の早期圧縮及び将来的な解消策については、「金融機関の理解を得て繰上償還を実行し(後略)」とされているが、日本政策金融公庫からの借入は契約上繰上償還できなくなっていることから、『理解を得る』ことは難しく、未達成の状況が続いている。これらの状況を勘案すると、これらの項目については、今後も達成できる見込みは低いものと思われる。

上記の状況であったとしても、経営改革プランの内容を網羅的に挙げ、毎期の実績を一覧としてまとめる形でモニタリングを実施することが必要である。そもそも、経営改革プランのモニタリングのあるべき姿として、経営改革プランとして挙げられたすべての項目について実績を確認する必要がある。また、経営改革プランの内容のうち達成が難しい項目を明確にすることで、公社以外の関係者の意見や力添えを得ることもでき、より達成に向けた対応につながっていくと考えられる。

### イ) これまでの経験をベースとした長期的視点に立った事業計画の策定 (意見)

上記④事業計画達成状況のとおり、事業活動の収支は計画を上回っているものの、主伐面積は、8年間の合計で計画969haに対して実績686haと、計画の71%にとどまっている(年平均85.75ha)。公社及び県の関係者が鋭意努力されているものの、全国的にみて木材の需要が伸び悩んでいることもあり、主伐が計画通りに進んでいない。現在のペースでいくと、令和2年3月末時点で約12,800haの森林を有していることから、主伐としてすべての森林を処分し終えるまでに相当長期間を要することになる。また、上記のとおり、令和33(2051)年度～令和45(2063)年度に年平均548haの分収林契約が終了することになるが、契約の終了間際ですべて主伐による処分を行うことは現在の進捗状況から判断すると不可能と思われることから、計画的な事業の実施が求められるところである。

平成24年2月に経営改革プランが策定され、令和2年3月末で8年間経過している。この間、公社及び県の関係者の努力により、厳しい経営環境下でありながら、計画を上回る事業活動の収支を計上している。一方で、上記ア)に記載したとおり、経営改革プランのうち一部の項目については達成が難しいものがあるとともに、主伐実績も計画に届かないなど、不採算林の処分については最善を尽くしたとしても実行可能な水準が明らかになってきたといえる。

公社の経営に対して多額の税金が投入されている現在の状況を踏まえ、現状の検証を行いながら今後も改革を進めて行くべきであり、この点に関しては県の意見も同様である。有識者による経営改革プラン策定後、それらを達成すべく最善の努力を払ってきたという実績・経験があるからこそ、それらの実績・経験をベースにした事業計画を策定することが必要と考える。現行の第11期経営計画は令和3年度末が終期となっており、令和4年度からは次期計画に沿って公社経営を行っていくこととなる。このため経営改革プランの検証を含め、次期経営計画策定にあたっては、これまでの実績の検証と現状や課題の把握を十分に行い、県内に存する貴重な森林資源の有効活用と県民の将来負担をできる限り少なくするという命題を踏まえたうえで、長期的視点に立った経営計画を策定し、今後も引き続き改革を進めていくことが望まれる。

## 2) 森林研修センター研修館管理運営費

## ① 概要

単位：千円

事業名		森林研修センター研修館管理運営費	
令和元年度 予算額	17,124	財 源	国庫支出金
			特定財源
			一般財源
目的	森林や林業・木材産業等に関する情報の収集及び提供、研修等を行う森林研修センター研修館の業務を効率的かつ効果的に実施するため、指定管理者に業務を代行させる。		

(令和元年度予算内訳)

I 管理運営委託料	9,204
II その他事務費	7,920

## ② 監査の結果及び意見

## ア) 物品の管理（結果）

物品の管理状況を実査したところ、使用されていないVHSのビデオデッキとパソコン20台が見受けられた。



VHSのビデオデッキは再生ソフトも無いことから今後使用することは無いものと想定される。パソコン20台についてもOSのサポート期間が終了しているものもあり、セキュリティの面からも今後の使用が見込めないものである。使用可能な状態にある不要物品は、県庁内の他の所管課等において転用できないかの調査を行い、他の有効活用の方法を模索することが必要である。そのうえで、他に転用見込みのない不要物品については、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。

## イ) 施設の有効活用の検討（意見）

研修館は2室の研修室と浴室、宿泊室（和室）、20室の宿泊室（洋室）、その他会議室等を有する施設であるが、本来の林業の研修目的にしか使用されておらず、積極的な有効活用ができていない。

## 【施設マップ】



(出典：森林研修センターパンフレット)

項目	利用料
研修室A	1時間460円（休館日は580円）
研修室B	1時間570円（休館日は700円）
宿泊室（洋室）	1人1泊2,780円（休館日は3,460円）
宿泊室（和室）	1人1泊1,330円（休館日は1,670円）

林業に関する研修は年間150日程度であり、1年の半分も利用されておらず、休館日である土日祝日を除く開館日は年間240日程度であり、これに対する利用率は約65%となっており、特に3月及び休館日の利用率が低い。20名程度の宿泊が可能であり、研修室も有することから、中小企業の宿泊研修や塾の宿泊を伴う短期講座、学生のゼミや短期研修などの利用が想定できる。採算面や実施体制も考慮したうえで、林業の研修以外の利用を促進することはできないか、施設の積極的な有効活用を検討することが望まれる。

## 3) 人づくり推進事業費

## ① 概要

単位：千円

事業名	人づくり推進事業費	
令和元年度 予算額	99,684	財源
		国庫支出金
		特定財源
		一般財源
目的	森林整備の担い手の育成や林業就業者の労働条件の向上を図り、林業就業者の定着を進め、林業の振興と森林の適正な保全管理につなげる。	

(令和元年度予算内訳)

I 森林整備担い手確保育成対策事業費	27,240
II 林業労働力確保支援センター事業費	42,253
(1) 林業労働力確保支援センター事業費補助金	29,303
(2) 新規就業者職業紹介アドバイザー業務委託料	4,155
(3) 雇用管理改善推進アドバイザー業務委託料	8,795
III 林業就労環境改善事業費	14,415
(1) 林業労働安全衛生対策事業費補助金	11,861
(2) その他事務費	2,554
IV 小規模林業推進事業費	15,776
(1) 小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金	6,124
(2) 小規模林業総合支援事業費補助金	3,782
(3) インターネットホームページ運用保守等委託料	2,355
(4) 健康診断委託料	4
(5) その他事務費	3,511

## ② 監査の結果及び意見

## ア) 補助対象者の年齢の交付要綱での明確化（結果）

森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の補助率について、林業事業者が負担する林業退職金共済制度の掛け金に対し、補助対象者が40歳未満の場合3分の1、40歳以上の場合5分の1と交付要綱で定めているものの、いつ時点で40歳であるかが明記されていなかった。

補助金の交付を受ける年度内に40歳になる補助対象者がいる場合、40歳未満と40歳以上の両方に含めて補助金額を算定することが必要となるが、県が定める事業実績書の様式は上記に対応したものとなっていない。また、年度内の途中で40歳になる補助対象者の掛け金の集計が煩雑となる。

この点、県は補助金対象期間の開始の日である4月1日時点で判定しており、この理由は、交付要綱第5条において補助対象者を「当該事業年度の開始時期（4月

1日時点）に65歳未満の者」と記載しており、この条文を準用した解釈とのことである。事務手続の簡素化や補助事業者の救済の観点から4月1日時点の判定で問題はないものの、いつ時点で40歳であるかの記載が交付要綱に記載がないため、取り扱いが不明確な状況となっている。

今後、交付要綱において、上記の点を明確にすることが必要である。

## イ) 事業別の補助金の交付（意見）

県は林業労働力確保支援センター事業費補助金として、補助対象事業に4つの項目が含まれている。補助対象者である公益財団法人高知県山村林業振興基金に対して、4つの項目に対して1つの交付要綱を作成し、予算の範囲内で補助金を交付することとしているが、項目別にみた場合、林業技術者養成研修事業とフォレストスクール等受入強化事業については、交付決定額を上回る事業費であったにもかかわらず、4つの項目の合計では交付決定額の範囲内であったことから、県は報告を受けた金額と同額を交付している。

(単位：円)

項目	交付決定額(A)	報告事業費(B)	(B)-(A)
林業技術者養成研修事業	9,477,000	9,505,666	28,666
雇用情報ネットワーク推進事業	966,000	604,135	△361,865
高校生等技術研修・職場体験事業	1,908,000	1,676,343	△231,657
フォレストスクール等受入強化事業	16,952,000	17,515,331	563,331
合計	29,303,000	29,301,475	△1,525

当該事業は同一の交付先に対して補助金を交付していることから交付要綱を1つとすることで、補助金の申請や実績報告などを1回で終わらせることができるといった事務処理の簡素化の点は理解できるものの、交付要綱上、補助対象事業に含まれる4つの項目がそれぞれ別であるように記載されていることから、4つの項目の総額が予算額を超えているか否かではなく、項目別に判断することが望まれる。

#### ウ) 補助対象経費とする附帯事務費の明確化 (意見)

森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の附帯事務費について、補助事業者である高知県森林組合連合会が林業退職金共済制度への加入促進にかかる事務費に対して補助金を交付しているが、交付要綱の別表第1において補助対象経費は「林業退職金共済制度加入促進支援事業実施に要する経費」、補助率及び補助限度額については「定額」のみの記載となっており、明確な定めがなかった。

補助対象経費について、人件費単価や(共済費を含めるのか、賞与や退職給付費用を含めるのか)、作業場の賃料や減価償却費の配賦をどうするかなどが交付要綱上不明確であるとともに、所要日数の標準的な基準が不明確である。

実績報告書によると附帯事務費は以下のとおり463,614円であり、交付決定額493,000円の約94%となっていた。

区分	事業費	摘要
賃金	447,000円	30日×14,900円=447,000円
役務費	16,614円	切手代 85円×1回×36事業体=3,060円
		切手代 76円×1回×29事業体=2,204円
		振込手数料 100円×1事業体=100円
		振込手数料 300円×21事業体=6,300円
		振込手数料 500円×7事業体=3,500円
		電話代 10円×5回×29事業体=1,450円
計	463,614円	

上記によると、賃金の1日あたりの単価が14,900円となっているが、これは、農林水産省の定める「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を準用して算出された補助事業先の担当者単価であり、所要日数についても担当者が事業実施に要した実務日数となっている。また、賃金以外の補助対象経費については直接経費である切手代等の役務費のみを対象としている。

このように、実務上の取り扱いがあるものの、交付要綱上では不明瞭であることから、今後は要綱に補助対象経費の範囲について明記されることが望まれる。

#### 4) 森林計画事業費

##### ① 概要

事業名		森林計画事業費		単位: 千円
令和元年度 予算額	149,511	財 源	国庫支出金	54,694
			特定財源	5
			一般財源	94,812
目的	民有林の適正な管理を目的として、森林法第5条の規定に基づき地域森林計画を策定する。また、市町村森林整備計画や森林経営計画の策定指導、森林情報管理システム及び林地台帳の整備を進める。			

(令和元年度予算内訳)

I 森林計画策定事業費	85,415	
(1) 高知県森林審議会の開催		189
(2) 森林情報管理システム保守委託料		10,876
(3) 森林情報管理システム改修委託料		49,797
(4) 森林計画データ入力委託料		3,558
(5) 森林計画図修正委託料		4,338
(6) 事務費等		16,657
II 森林情報活用促進事業費	64,096	
(1) 森林情報整備業務委託料		29,128
(2) 森林情報活用促進事業費補助金		34,968

##### ② 閲覧可能データの公表 (意見)

県は森林情報管理システムを保有しており、システム内に森林簿や森林計画図、保安林図、施業履歴図、等高線図などのデータを多数保有しているが、これらがインターネットで閲覧できる状況ではなく、県庁でのみ閲覧できる状況となっている。

インターネットで開示しない理由は、容量が大きいことや個人情報の掲載などの問題であることから、即座に対応できないとのことである。しかし、県が保有しているデータには林業事業者の有益となる情報が多数存在することから、これらを公開することは重要である。

県は今後、インターネットで開示できるように進めるとともに、県庁で閲覧できるデータの内容を公表することが望まれる。

## 5) 林業大学校運営費

## ① 概要

単位：千円

事業名		林業大学校運営費		
令和元年度 予算額	65,154	財 源	国庫支出金	
			特定財源	161
			一般財源	64,993
目 的	林業、木材産業等の振興を図るため、林業、木材産業等への就業並びに森林及び林業等に関する知識及び技術の習得を希望する者に対し研修教育を行う林業大学校を運営する。			

(令和元年度予算内訳)

I 広報等委託料	13,778	
II その他	51,376	
(1) 健康診断委託料		4
(2) 清掃等委託料		3,461
(3) 職員研修等負担金		306
(4) 報酬		15101
(5) 賃金		1,954
(6) 共済費		2,699
(7) 報償費		1,642
(8) その他事務費		26,209

## ② 物品台帳の記載方法 (結果)

物品台帳の記載内容を確認したところ、物品台帳に、「品質形状」を記載する欄があるが、『別添仕様書のとおり』とのみ記載されており、型番などの物品を特定できる情報が記載されていないものが多数存在した。物品台帳は物品管理のための帳簿として必要な情報を正確に登録する必要がある。

また、ノートパソコンについて「ノート型パソコン」や「コンピュータ」で登録するなど、同じ物品であっても異なる名称で登録されていた。物品台帳の記載内容については、統一した記載方法によることが望まれる。

## (4) 木材産業振興課

## 1) 木材産業構造改善事業

## ① 概要

単位：千円

事業名		木材産業構造改善事業費		
令和元年度 予算額	86,457	財 源	国庫支出金	40,035
			特定財源	437
			一般財源	45,985
目 的	競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給体制の整備等を行うために必要な調査を実施する。			

(令和元年度予算内訳)

I 林業・木材産業構造改革事業費	2,063	
II 木材加工流通施設整備事業費	40,035	
III 県産材加工力強化事業費	42,000	
(1) 事業戦略策定支援業務委託料		8,250
(2) 事業戦略実践支援業務委託料		13,750
(3) 県産材加工力強化事業費補助金		20,000
IV 木材産業構造改善事業費事務費	2,359	
(1) 職員研修負担金		12
(2) その他事務費		2,347

② 過年度の包括外部監査の意見に対する措置の実施（結果）

県産材加工力強化事業費補助金の補助事業者の要件を、実施要領に「直近の決算書において、債務超過（貸借対照表の負債の部の合計が資産の部合計を上回っている状態）でないこと。ただし、債務超過であっても、税引前当期利益が黒字の場合は要件を満たすものとする。」と規定している点について、平成28年度の県に対する包括外部監査の意見として指摘されており、県は包括外部監査の結果に対する措置を以下のとおり公表しているものの、実施要領の変更がされていなかった。

監査の意見	措置の内容
<p>(26) 県産材加工力強化事業費補助金 2) 監査の結果及び意見 ① 補助事業者の要件について（意見） 交付先の1つであるA社の財政状態は債務超過が継続しているものの、直近年度（平成25年度）の税引前当期純利益は黒字であり、補助事業者の要件を満たしていることから、審査の結果、県は補助金交付先として選定している。 しかし、主な黒字要因は前期損益修正益であり、その内容は、税務調査により指摘を受け、修正申告を行ったことに伴う決算修正とのことであった。なお、修正申告の原因となった具体的な事項について、県では把握されていなかった。 <u>税引前当期利益には上述のように、臨時的な要因により生じた特別損益項目が含まれていることから、債務超過の場合の特例要件を設ける場合、税引前当期利益ではなく、主たる営業活動の成果を示す営業利益や、経常的な活動成果を示す経常利益で判断することが望まれる。</u></p>	<p>(26) 県産材加工力強化事業費補助金【木材産業振興課】 ① 補助事業者の要件について 単年度利益の計上により事業採択を行う場合は、補助事業者の経営状況や将来性を検証したうえで、事業採択を行うか否か検討を行うこととしています。 また、債務超過ではなく単年度損失を計上している補助事業者についても経営改善の計画等を確認し、事業採択を行うこととしました。 なお、平成29年度については、債務超過及び直近の決算において損失を計上している交付先はありません。</p>

措置内容として記載されている内容にしたがって、該当する実施要領を変更することが必要である。

2) 県産材外商推進対策事業費

① 概要

単位：千円

事業名	県産材外商推進対策事業費		
令和元年度 予算額	109,369	財源	国庫支出金 45,649
			特定財源 5
			一般財源 63,715
目的	本県の豊富にある木材資源を活用するためには、県外への販路拡大が不可欠である。 このため、市場における土佐材の知名度向上、県外工務店や木材流通業者等とのネットワーク形成などの取り組みを通じて、販売を促進する。		

(令和元年度予算内訳)

I 県産材外商推進対策事業費	94,870	
(1) 土佐の木の住まい普及推進事業費		11,270
(2) 土佐の木販売促進事業費		8,621
(3) 県産材需要拡大サポート事業委託料		55,146
(4) 販売拡大拠点設置事業費		12,262
(5) 県外展示会負担金		120
(6) 健康診断委託料		4
(7) 事務費		7,447
II 新しい木材流通拠点整備事業費	3,371	
III 土佐材販売力技術強化事業費	7,128	
IV 県産材輸出促進事業費	4,000	



## ② 目標値の正しい検証（結果）

県は産業振興計画において、取組方針「県外での土佐材を使用した建築の促進」のため、令和元年度の目標を「県外での土佐材を使用した住宅等の建築棟数180棟」とした。

この目標は、県外での土佐材を使用した建築に対して助成する土佐の木の住まい普及促進事業の交付件数について設定されたものであるが、その記載が「県外での土佐材を使用した住宅等」の全数と誤解を招くおそれのある表現となっていた。

県民にとってわかりやすい表現としたためということであるが、その記載は「土佐の木の住まい普及事業を活用した建築棟数」であることが明らかになる表現にすることが必要であった。ただし、令和2年度からの第4期産業振興計画において当該取組方針がないため上記の対応は不要となるが、今後同様の事例が生じないよう、目標値については、実態に合った表現とすることが必要である。

なお、県は第3期産業振興計画において、戦略目標「県産製材品の県外出荷量の増加」に対する指標「県産製材品の県外出荷量（一般製材品・高次加工品）」、具体的な取組「県外流通拠点を活用した取引の拡大」に対する指標「県外流通拠点における県産製材品の取扱量」及び具体的な取組「外商活動体制の抜本強化」に対する指標「県外販売窓口による県産製材品の県外出荷量」により土佐材の使用状況を把握している。

## 3) 県産材用途拡大事業費

### ① 概要

単位：千円

事業名		県産材用途拡大事業費		
令和元年度 予算額	63,797	財源	国庫支出金	6,559
			特定財源	
			一般財源	57,238
目的	新素材であるCLTを活用した木造建築を推進するため、普及・技術取得及びCLTを活用したCLT建築物の設計に係る経費に対し支援する。			

（令和元年度予算内訳）

I	CLT建築促進事業費	38,269	
	(1) CLT普及促進事業費補助金		18,269
	(2) CLT建築促進事業費補助金		20,000
II	非住宅建築物木造化促進事業費	21,814	
III	事務費	3,714	

（注）CLTについては、34頁参照

県は、72頁のとおり林業・木材産業クラスタープロジェクトを計画しており、クラスターの核となるCLTパネル工場を県内に誘致するとともに、CLTの普及により県産材の使用量を増加させることを目的としていた。令和元年度においても、CLTパネル工場の誘致は企業との協議を継続しているところである。

しかし、令和2年度の第4期産業振興計画において県下一円における林業・木材産業クラスタープロジェクトは削除され、林業振興・環境部の産業成長戦略の取り組みとして推進されている。

## ② 監査の結果及び意見

## ア) 県産材の使用要件（意見）

## 【CLT建築促進事業費補助金】

事業区分	内容	補助対象経費	補助率等
CLT等を用いた建築物の実証等	・ 建築物の設計	設計費	2分の1 ただし、補助限度額は1棟あたり5,000千円

CLT建築促進事業費補助金は、事業者が県内に整備する非住宅建築物等の設計費に対し、1棟あたり5,000千円を上限として2分の1以内の補助金を県が交付する事業であるが、補助金を交付する要件として、構造用として一定量のCLTを使用することを求めているものの、県産材の使用を求めていなかった。

県がCLTを普及させる目的は、CLTの実証等を通じて林業・木材産業の成長産業化及び木材需要の拡大を図ることであり、将来的に県産材の需要拡大につながることを期待している。現段階では県はCLT利用の拡大のため、CLT建築を推進することに主眼を置き、CLTに携わる建築士の育成に注力している。将来、交付要件として県産材の使用を条件に含むことが望まれる。

## イ) 実績報告の検証（意見）

非住宅建築物木造化促進事業費補助金は、一定量の県産材の使用を要件として、事業者が県内に整備する非住宅建築物等の設計費に対し、1棟あたり3,000千円を上限として2分の1以内の補助金を県が交付する事業であるが、県産材の使用の有無について調査できていなかった。

当該補助金はあくまで設計費を補助対象経費としており、設計書に一定の県産材の使用が明記されていればそのように建築（使用）されていると考えられること、及び設計業務が終わった年度内において補助金を交付することから、実際に建築物の施行時期と年度が相違する場合もあり、県産材の使用を確認したうえで補助金を交付することができないことがその理由とのことである。

なお、当該補助金の交付要綱において、補助金交付後に木材の産地の分かる資料を入手する仕様となっておらず、事後的にも確認ができない状況となっている。

補助金の交付要件を設計書のみで確認している点については、今後、補助金の交付後に県産材の使用のわかる資料の提出を求めるように交付要綱を改善することが望まれる。

## (5) 治山林道課

## 1) 林道開設事業費

## ① 概要

単位：千円

事業名	林道開設事業費			
令和元年度 予算額	788,613	財源	国庫支出金	459,470
			特定財源	271,943
			一般財源	57,200
目的	民有林林道を整備し、森林整備基盤の充実と山村農林業の振興を図る。			

(令和元年度予算内訳)

I 県営林道開設事業	320,884
(1) 森林基幹道等開設事業	181,612
(2) 森林管理道開設事業	139,272
II 県営山のみち幹線林道開設事業	342,629
III 補助営林道開設事業	125,100

## ② 高知県林道網整備基本計画の目標値の誤った記載について（結果）

県は、国の森林・林業基本計画の考え方にに基づき、令和21年度末までに林内の路網密度を50m/haとすることを高知県林道網整備基本計画（以下、「林道網整備計画」という。）に掲げる目標値としていたが、平成23年7月の閣議決定により国の森林・林業基本計画において林道網を整備する目安の数値がなくなっており、現在では、林道網整備計画を廃止している。しかし、県が公表する他の資料（「高知県の森林・林業・木材産業」）において林道網整備計画を前提とした目標値が誤って記載されていた。

この点について県に確認したところ、林道網整備計画を廃止したが、令和21年度末時点に林内の路網密度を50m/haとする点について、目標値ではないものの、事業を実行していく上で県が管理している数値であったため、誤って記載していたとのことである。

廃止した林道網整備計画が現時点でも実行中であるといった誤った認識を与えることとなるため、公表資料に記載されている誤った情報について、修正するとともに、今後、誤った情報を記載しないよう留意する必要がある。

### 3. 水産業行政に関する包括外部監査の結果及び意見

#### (1) 水産政策課

##### 1) 漁業金融対策費

###### ①概要

単位：千円

事業名		漁業金融対策費	
令和元年度 予算額	61,301	財源	国庫支出金
			特定財源 47
			一般財源 61,254
目的	沿岸漁業者に対して低利資金を円滑に融通することにより、漁業経営の合理化や資本装備の高度化・近代化を支援する。		

(令和元年度予算内訳)

I	沿岸漁業等金融対策費	50,303	
	(1) 漁業近代化資金利子補給金		39,747
	(2) 沿岸漁業等経営育成資金利子補給金		819
	(3) 漁業災害対策資金利子補給補助金		612
	(4) 室戸急潮漁業災害対策特別資金利子補給補助金(廃止)		2,617
	(5) 室戸急潮漁業災害対策特別資金保証料補給補助金(廃止)		977
	(6) 沿岸漁業経営再建特別資金利子補給金		463
	(7) 漁業経営維持安定資金利子補給金		4,610
	(8) 沿岸漁業改善資金利子補給金		203
	(9) 沿岸漁業改善資金保証料補給金		92
	(10) 事務費		163
II	遠洋近海漁業金融対策費	6,189	
	(1) かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金		5,505
	(2) 漁業経営改善促進資金利子補給金		684
III	近海かつお一本釣漁業振興対策事業費(廃止)	114	
	(1) 造船建造等特別資金利子補給金		94
	(2) 造船建造等特別資金保証料補給金		20
IV	かつお一本釣漁業振興対策事業費	2,981	
	(1) かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給金		2,446
	(2) かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給金		535
V	遊漁船業等振興対策事業費	184	
	(1) 遊漁船業等振興資金利子補給金		184
VI	漁協経営改善対策事業費	1,530	
	(1) 漁協経営改善資金利子補給金		874
	(2) 漁協経営改善資金保証料補給金		656

#### ②かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金の交付について (結果)

高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給について、同要綱上の目的は以下のように規定されている。

##### 第2条(目的)

本補給金は、かつお・まぐろ漁業を取り巻く厳しい情勢に鑑み、経営不振に陥っているかつお漁業者及びまぐろ漁業者に低利の経営資金を融通する事業(以下「融資事業」という。)を行う融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の安定を図ることを目的とする。

申請者は、融資機関に借入の申込みを行い、融資機関から県に利子補給承認申請が行われている。融資機関から県に申請がなされる際に、申請者が融資機関に提出した申込書が添付されている。当該申込書に過去3年の収支実績が添付されており、過去の収支の実績を確認したうえで利子補給が決定されている。当該申込み資料より、申請者の業績の状況を確認すると、次頁のとおり、収支が毎期黒字の漁業者にも利子補給金が交付されている。

当該利子補給金は、その目的によると『経営不振に陥っている(中略)事業』に対する利子補給金とされているが、毎期黒字を計上している漁業者へも利子補給金が交付されていたことから、その理由を確認した結果、交付にあたっての判断基準は以下のとおりであった。

すなわち、「かつお・まぐろ漁業は燃料費・食料費・餌代等として多額の資金(運転資金)が必要となるとともに、漁獲高を確保できるか不確実なものである(利益計上の不確実性が高い)。さらに近年においては、燃料費の高止まりのほか、外国人件費の高騰が見込まれており、利益計上の不確実性がますます増大している。また、毎期黒字を計上している漁業者においても、水揚げの状況によっては、月ごとの資金繰りに余裕がなくなるケースがある。かつお・まぐろ漁業が当該環境にあることを勘案して、毎期黒字の事業者に対しても当該利子補給金を交付することで、安心してかつお・まぐろ漁に出航してもらうという支援策の一つ」とのことであった。

上記のとおり、当該利子補給金の交付の実態は、『振興支援』であり、経営不振に陥っている事業者への支援となっているか不明確な状況である。今後、同様の判断基準にて当利子補給金の交付を続けるのであれば、実態と合った形に要綱を修正する必要がある。

金額単位：千円

H29年度						
年度	収入	支出	損益	借入額 (A)	利子補給率 (B)	利子補給額 (A)×(B)
26	49,753	45,147	4,606			
27	29,988	27,841	2,147			
28	30,900	26,656	4,244			
3年平均	36,880	33,214	3,665	2,000	0.7%	14
25	836,445	816,787	19,658			
26	1,182,470	1,174,966	7,504			
27	1,153,785	1,037,458	116,327			
3年平均	1,057,567	1,009,737	47,830	50,000	0.7%	350
27	101,115	92,383	8,732			
28	96,142	92,642	3,500			
29見込	95,165	90,850	4,315			
3年平均	97,474	91,958	5,516	7,000	0.7%	49
25	836,445	816,787	19,658			
26	1,182,470	1,174,966	7,504			
27	1,153,785	1,037,458	116,327			
3年平均	1,057,567	1,009,737	47,830	50,000	0.7%	350
26	1,226,008	1,194,397	31,611			
27	287,538	201,385	86,153			
28	1,153,785	1,028,840	124,945			
3年平均	889,110	808,207	80,903	50,000	0.7%	350
26	220,936	220,785	151			
27	262,049	246,669	15,380			
28	282,532	278,732	3,800			
3年平均	255,172	248,728	6,443	10,000	0.7%	70
27	91,838	81,492	10,346			
28	82,887	79,882	3,005			
29	89,549	82,862	6,687			
3年平均	88,091	81,412	6,679	5,000	0.7%	35
H30年度						
年度	収入	支出	損益	借入額 (A)	利子補給率 (B)	利子補給額 (A)×(B)
27	1,182,470	1,174,966	7,504			
28	1,153,785	1,037,458	116,327			
29	979,550	953,872	25,678			
3年平均	1,105,268	1,055,432	49,836	50,000	0.6%	300
27	1,182,470	1,174,966	7,504			
28	1,153,785	1,037,458	116,327			
29	979,550	953,872	25,678			
3年平均	1,105,268	1,055,432	49,836	50,000	0.6%	300
27	262,049	246,669	15,380			
28	282,532	278,732	3,800			
29	248,642	236,061	12,581			
3年平均	264,408	253,821	10,587	10,000	0.6%	60
27	134,083	92,472	41,611			
28	111,546	94,311	17,235			
29	107,993	96,073	11,920			
3年平均	117,874	94,285	23,589	6,000	0.6%	36
R1年度						
年度	収入	支出	損益	借入額 (A)	利子補給率 (B)	利子補給額 (A)×(B)
28	30,900	26,656	4,244			
29	52,870	44,769	8,101			
30	41,430	36,951	4,479			
3年平均	41,733	36,125	5,608	2,000	0.5%	10
28	1,153,785	1,037,458	116,327			
29	979,550	953,872	25,678			
30	882,794	848,334	34,460			
3年平均	1,005,376	946,555	58,822	50,000	0.5%	250
28	71,298	47,904	23,394			
29	66,368	48,662	17,706			
30	71,527	53,034	18,493			
3年平均	69,731	49,867	19,864	2,000	0.5%	10
28	1,153,785	1,058,471	95,312			
29	979,550	958,041	21,508			
30	882,794	856,326	26,467			
3年平均	1,005,376	957,613	47,762	50,000	0.5%	250
28	1,153,785	1,037,458	116,327			
29	979,550	953,872	25,678			
30	882,794	848,334	34,460			
3年平均	1,005,376	946,555	58,822	50,000	0.5%	250
28	133,755	114,807	18,948			
29	137,207	134,914	2,293			
30	135,192	133,806	1,386			
3年平均	135,384	127,842	7,542	10,000	0.5%	50
29	89,549	82,862	6,687			
30	67,513	65,190	2,323			
1	92,243	83,045	9,198			
3年平均	83,101	77,032	6,069	5,000	0.5%	25

2) 水産業協同組合の検査指導費

①概要

単位：千円

事業名		水産業協同組合検査指導費	
令和元年度 予算額	1,786	財源	国庫支出金
			特定財源
			一般財源
			1,786
目的	水産業協同組合を検査・指導し、業務及び会計の適正な運営と経営の健全化の確保を図る。		

②法令等

ア) 水産業協同組合法

水産業協同組合法（以下、「法」という。）の検査に関する規定は以下のとおりである。

【水産業協同組合法】  
 （業務又は会計状況の検査）  
 第123条  
 4 行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。

以下、法第123条4項に定める検査を「常例検査」という。

法律用語辞典によると、常例とは、『通常(\*)の例の意味であって、場合によっては、その例によらないことも可能であること。』とされている。したがって、県は水産業協同組合に対し、通常は毎年1回の検査をしなければならないが、特別な事情があれば、毎年1回の検査をする必要はないと法解釈できると考える。

(\*)通常とは、特別な事情に基づかず行われること。普通（の場合）。対義語は、特別・臨時。（新明解国語辞典 第二版（三省堂）より）

イ) 水産業協同組合検査実施要領

法に基づく常例検査の実施に関し、必要な事項を定めるため、県は水産業協同組合検査実施要領（以下、「要領」という。）を定めている。

平成31（令和元）年度の実施要領は以下のとおりである。

平成31年度水産業協同組合検査実施要領  
 第1 趣旨  
 この要領は、水産業協同組合法（以下「法」という。）第123条に基づく平成31年度の水産業協同組合（以下「組合」という。）検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 検査の目的

検査は、合法性、合理性及び合目的性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって組合の正常な事業運営を促進し、水産業の健全な発達に資することを目的とする。

第3 検査の実施

1 実施方法

- (1) 法第123条第4項の規定に基づく常例検査を基本とし、組合の組織、管理運営状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について違法性の有無の確認、会計の誤りの有無の確認等を行う。
- (2) 常例検査は、下記のいずれかにより実施する。
  - ア 検査対象組合の全部門について行う全面検査
  - イ あらかじめ特定した事項について検査する部分検査
  - ウ 指摘事項の改善状況を確認する必要がある組合に対し、検査実施後の一定期間内に検査する確認検査
- (3) 検査に際しては、原則として現物検査及び本検査を行う。
- (4) 検査方法は、帳簿検査を主体とした現地検査の方法を基本とし、組合の規模に応じて集合検査等の便法を併用する。

2 年間計画の樹立

- (1) 計画的検査の実施
 

年間検査計画は、年度当初に策定する。(検査・指導実績(過去9年)及び計画表のとおり。)
- (2) 検査の対象とする組合
 

原則として、2年以上受検していない組合を対象とし、そのうちから次の基準により選定する。

ただし、上記以外にも財務や運営上の課題がある組合については、随時対象とする。

  - ア 法令遵守態勢等、組合の業務執行体制に懸念がある組合
  - イ 経理処理に問題があり、継続的な指導を要する組合
  - ウ 漁協合併後適正な業務執行体制等が確立されているか確認する必要がある組合

3～9 省略

10 検査結果の報告

検査職員は、検査終了後、原則として1カ月以内に、検査報告書を検査主任者に提出するものとする。指摘事項については、十分な検討、協議のうえ、検査主任者がこれを取りまとめ、知事に提出しなければならない。

以下、省略。

③監査の結果及び意見

ア) 令和元年度の年間検査計画と実績について (結果)

県は令和元年度の年間検査計画において、高知県漁業協同組合(以下、「県漁協」という。)を含む全46組合並びに県漁協の37支所及びびすくも湾漁協の14支所のうち、検査対象として18組合及び4支所、指導対象として3組合を選定していた。

年間検査計画に対する実績を確認したところ、検査の実績は13組合及び3支所、指導の実績はゼロであり、計画に対する実績率は72%であった。また、令和2年度の年間検査計画を確認したところ、令和元年度の年間検査計画で選定していたが、検査を実施できなかった5組合2支所が検査対象に選定されておらず、指導対象に2組合が選定されているのみであった。

要領によれば、検査対象は、法令遵守態勢等、組合の業務執行体制に懸念がある場合や経理処理に問題があり、継続的な指導を要する組合を選定しているのだから、計画に対する実績率が72%であるのは問題と考える。また、当年度に検査を実施できなかった組合については、翌年度の検査対象に選定すべきと考える。

イ) 指摘事項に対するフォローアップについて (結果)

令和元年度に実施された常例検査13組合及び県漁協の3支所について、要領の第3の10で定めている知事への報告書(常例検査結果報告書)を閲覧したところ、すべての組合及び支所に対し、指摘事項が挙げられていた。これらの指摘事項を確認した結果、数年前に実施された前回の検査の指摘事項が改善されていない組合が複数見受けられた。

事例として、ある一つの組合に対する指摘事項を以下に記載する。当該組合に対しては、令和元年度の検査の前は平成27年度に検査が実施されているが、以下のとおり同様の指摘が繰り返されており、改善されていない。

(預り金について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
H27	財務管理	預り金について	金額の把握ができていない。信用書を廃止しているにもかかわらず貯金をしている。
R元	財務管理	預り金について	実質的に貯金と判断される多額の預り金あり。帳簿なし。現段階での正確な金額不明。

(組合員資格審査会について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
H27	組織制度	組合員資格審査について	組合員資格審査会の未開催
R元	組織制度	組合員資格審査について	資格審査未実施

(現金について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
H27	財務管理	現金について	現金出納簿の記帳がされていない。
R元	財務管理	現金について	現金残高の確認できず。

(出資金について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
H27	財務管理	出資金について	組合員の加入・脱退に伴う出資金の整理がされていない。
R元	組織制度	出資金及び組合員名簿について	組合員の加入・脱退に伴う出資金の整理が行われていない。組合員名簿未整理

(役員選任について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
H27	組織制度	役員を選任について	規程どおり選任されていない。
R元	組織制度	役員を選任について	規程どおり実施されていない。

(分類債権について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
H27	財務管理	分類債権について	分類債権あり、自己査定マニュアルが未作成、査定未実施
R元	財務管理	分類債権について	分類債権あり、自己査定マニュアルが未作成、査定未実施

(貸付金、固定資産台帳について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
H27	財務管理	台帳等の整備について	貸付金及び固定資産台帳無し。
R元	財務管理	貸付金について	短期貸付金の残高や個人別の貸付金額を確認できる帳簿なし。
R元	財務管理	固定資産台帳について	台帳未整備。減価償却累計額の内訳や土地の帳簿価額の確認できず。

また、令和元年度の当該組合に対する検査の結果、新たな指摘が以下のとおりされている。

(外部出資について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
R元	財務管理	外部出資について	出資証券が確認できなかった。

(仮受金について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
R元	財務管理	仮受金について	数年前から動きのない仮受金2,214,101円あり。原因不明

(総会決議について)

年度	指摘区分	指摘事項	内容
R元	組織制度	総会の書面議決書について	議決権のない員外者の氏名で提出されたものが1件認められた。

当該組合については、平成28年度から平成30年度までの3年間、検査も指導もされおらず、令和2年度の年間検査計画では、検査・指導ともに選定されていない。このように前回検査と同じ指摘が繰り返されており、かつ新たな指摘がされている組合は他にもあるが、同様に3年～4年の間隔でしか検査は実施されていない。

前回の指摘事項が改善されおらず新たな指摘事項も認識されているこれらの組合は、要領の第3の2の(2)で定めている「財務や運営上の課題がある組合については、随時対象とする」に該当すると考える。したがって、このような組合に対しては、検査を実施した翌年もフォローアップとして継続的に検査又は指導を行うことにより改善を図る等、実効性のある計画を立てるべきと考える。

ウ) リスクに応じた効果的な検査・指導について (意見)

県の過去10年間の検査実績を見ると、検査対象組合の全部門について行う全面検査のみ実施されており、あらかじめ特定した事項について検査する部分検査や指摘事項の改善状況を確認する確認検査は実施されていない。また、各組合に対する検査の周期は概ね3～4年に1回であった。

県が検査対象としている水産業協同組合の中でも、指摘事項数の多少、指摘内容の重要性の大小もあると考える。指摘に対して真摯に改善に取り組む態勢がある組合もあれば、そうではない組合もあると考える。検査に従事する県の職員の人員数や検査に割ける日数など、検査資源は有限である。常例検査は、必ずしも全面検査による必要はないことから、各組合のリスクの程度に応じて部分検査や確認検査を実施したり、フォローアップのために翌年も検査を実施するなど、効果的かつ効率的な検査となるよう、リスクに応じた効果的な検査を実施する必要がある。

また、県では、法に基づく常例検査の他、検査指摘に対する改善状況の検証や検査指導に対する理事会等での情報共有状況の確認等を行うための事後指導を実施しており、改善されない場合は、法第122条の報告徴収及び法第124条の必要措置命令等により、迅速な是正を図るとしている。しかし、上記イ)のように迅速な是正が図られているとは言えない組合が現存している状況を踏まえると、指導方法の見直しも検討すべきと考える。

さらに、現在の常例検査に従事する県の職員数や検査・指導日数などの限りある検査資源の配分を工夫し、指導方法の見直しを行っても、指摘事項に対する組合の迅速な改善が見られず、指摘事項の数も減少しないようであれば、通常は毎年1回の検査をしなければならないと規定している法の趣旨も踏まえ、検査・指導の回数増加やそれに伴う検査体制の拡充の必要性も検討すべきと考える。

**エ) 常例検査の実効性確保について (意見)**

県では、漁獲高の大幅な減少に伴う漁業者の高齢化や減少に歯止めがかからないなか、組合員の負託に応える強靱な組織体制を構築するため、平成17年に県漁連の臨時総会で高知県1漁協構想が組織決定され、漁協合併に取り組んできた。その結果、平成20年に25漁協が合併して高知県漁業協同組合が設立されたが、18漁協は未だ合併に参加していない状況である。このような状況のもと、県は、平成29年に漁協関係者や有識者で組織する「高知県1漁協の将来像を考える委員会」を設置し、平成30年11月に「高知県1漁協の将来像に関する提言」がとりまとめられた。また、県では、提言の早期実現に向け、令和元年8月に「高知県1漁協構想推進委員会」を新たに設置し、当委員会が策定する実行計画や年度ごとのアクションプランに基づき、漁協合併や市場統合、人材育成の取り組みを強力に推進していくこととしている。

平成20年以降、組合の合併は十分に進んでいない状況であるが、組合のガバナンス向上、不正防止といった効果も期待できると考えられるため、これらのメリットも丁寧に説明することで、県1漁協構想の実現に向けた更なる取組みを進めることが望まれる。

水産業協同組合の常例検査の観点から見ても、県1漁協構想が進展し、漁協の合併が進むとともに、支所の統廃合が進めば、検査対象が減少すること、また、組合組織の大規模化が進めば、県による内部統制の構築指導、組合の内部監査部門との連携などにより、効果的かつ効率的な常例検査の実現が期待できると考える。

**オ) 財務と経理の職務分掌の指導の徹底について (意見)**

水産業協同組合は零細なところが多く、合併した漁協の支所においても管理担当者が1名のところが少なくない。管理担当者が1名の場合、チェック機能が働かないことから一般的に不正(横領)につながりやすいといわれている。高知県においても、近年だけでも以下のような資金の横領事件が発生している。

事例①	2017年4月～10月までの期間において、60代の男性嘱託職員が、氷の販売代金の着服を繰り返していた。 (被害総額:約15万円)
事例②	2017年6月～2018年6月までの約1年間において、20代男性職員が、銀行口座から資金を着服していた。 (被害総額:約260万円)
事例③	2017年3月までの約9年間において、40代と50代の女性臨時職員2名が、組合員が販売した魚の代金が振り込まれる口座から資金を着服していた。 (被害総額:約2,700万円)
事例④	2015年5月頃から2017年10月にかけて、30代男性職員が、年間15回程度の組合員の会合を30回～40回行ったように見せかけ、組合員への日当を不正に引き出すなどにより、銀行口座から不正に資金を着服していた。 (被害総額:約600万円)

県の水産業協同組合に対する検査について、検査内容を確認させていただくところ、検査項目は多く、様々な指摘が行われていることから、一定水準の検査が行われていると評価できる。しかし、上記のように資金の横領が発生している状況を勘案すると、検査指導項目に以下の視点を入れることが必要である。

すなわち、横領防止の観点からは、経理担当者と財務担当者について完全に分離を図ることが必要であるが、零細な組合や支所においては一人の担当者が経理と財務の業務を兼務していることから、資金の横領につながりやすい。どんなに零細な組合や支所でも、経理担当者と財務担当者を分けることが必須である。どうしても担当者を確保できない状況であれば、組合長が財務の管理を行う等の対応が必要であり、この点の指導を徹底することが望まれる。また、当該指導を徹底することで、対応が難しい水産業協同組合に対しては、高知県漁協への合併を促すことにつながる。と考える。

担当者が横領という犯罪に手を染めることがないように不正防止の徹底を図ることは、担当者を守ることにつながり、水産業の振興を図る観点から、非常に重要なものである。財務と経理の職務分掌の指導の徹底は重要と考える。

(2) 漁業管理課

1) 安全操業対策事業費

①概要

単位：千円

事業名		安全操業対策事業費	
令和元年度 予算額	23,137	財源	国庫支出金
			特定財源
			一般財源 23,137
目的	国内外で広く操業している高知県船籍漁船に対し、気象警報、航行警報、射撃訓練、海難事故等の操業・航行の安全に資する情報や漁業関連情報を提供する高知県無線漁業協同組合の活動を支援する。 また、津波等から漁業者の生命及び財産を守るため、操業中の漁船と24時間体制で通信できる沿岸漁業無線ネットワークの運用開始に向け、漁協の応急体制の整備や全ての漁船に情報が速やかに行き渡るソフトの仕組みを構築する。		

(令和元年度予算内訳)

I 沿岸漁業無線のネットワーク化関係者協議	142
II 高知県無線漁業協同組合が行う漁業指導等の通信業務の支援等	22,839
III 南海トラフ地震対策用衛星携帯電話の維持及び管理	156

②補助金交付要綱

高知県無線漁業協同組合（以下、「無線漁協」という。）が行う漁業指導等の通信業務の支援等に関し、県は補助金交付要綱を定めている。

平成31（令和元）年度の補助金交付要綱は以下のとおりである。

<p><b>平成31年度高知県漁業指導通信事業費補助金交付要綱</b>                  (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県漁業指導通信事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的)</p> <p>第2条 県は、高知県船籍の漁船に対し安全操業及び漁業経営の安定を図るため、適切な気象警報、航行警報、射撃訓練、海難事故等の操業・航行の安全に資する情報及び漁業生産活動に関する情報を提供し、これに類する無線交信を円滑に実行する漁業指導用無線通信業務（海岸局）の運営を支援することを目的として、第4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p>
---

- (1) 所属船の操業円滑化及び漁獲の向上に関する通信
- (2) 海難防止の警報通報、気象情報通報等の安全通信
- (3) 操業安全及び漁業指導通信
- (4) 夜間も含めた24時間安全確保のための通信
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要と認められる通信
- (6) 無線機器の整備及び管理

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、国内外で操業している高知県船籍船に対して漁業指導用無線通信業務を行っている「高知県無線漁業協同組合」とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費及び補助率は下表のとおりとし、予算の範囲内で補助する。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

内容	補助対象経費項目	補助率
人件費	1 人件費 (1) 役員報酬 (2) 給与手当 (3) 法定福利費 (4) 厚生費 (5) 退職給付費用	補助対象経費の50%以内
事業管理費及び無線事業支出	2 事業管理費 (1) 通信費 (2) 旅費交通費 (3) 保険料 (4) 水道光熱費 3 無線事業支出 (1) 無線検査費 (2) 無線経費 (3) 無線機械材料費 (4) 無線機械修繕費	補助対象経費の50%以内

第6条～7条 省略

(補助の条件)

第8条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)～(2) 省略
- (3) 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実施調査をすることができるものとする。また、補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類並びに当該収入及び支



出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第4号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

以下、省略

### ③監査の結果及び意見

#### ア) 補助対象経費の最小化、実費精算について（結果）

補助金交付要綱で補助対象経費とされている旅費交通費について、令和元年度の総勘定元帳を調査したところ、役職員による東京への出張（1泊2日）が4回あり、それに対する旅費交通費として、毎回同額の88,220円が支出されていた。無線漁協の旅費規程によれば、旅費交通費は実費とされている。そこで、当該支出額が実費であるかを確かめるため、これに係る交通機関や宿泊施設の領収書等、証拠書類の提出を依頼した。その結果、出張前に役職員が無線漁協の旅費精算書様式により申請し、定額88,220円を支給していたが、出張から戻った後の実費精算は行われておらず、領収書等の証拠書類も保管されていないことが判明した。

88,220円の内訳は、交通費、宿泊費、日当で構成されているが、この内航空券代は、32,590円/片道として計算されていた。年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の期間といった繁忙期を除き、数ヶ月前から決まっている旅程の高知～東京間の航空券はこれよりも安く手配可能である。

航空券代、宿泊代は季節変動があるものの、県民の税金を原資とした補助対象経費であることを踏まえると、少しでも安く抑えること、旅費規程にしたがった実費精算とすることを徹底する必要がある。また、その他の補助対象経費についても、同様の観点でチェックすることが必要である。

#### イ) 補助対象経費の規程の適切性について（結果）

無線漁協の旅費規程を閲覧したところ、役職員全員に対して、鉄道を利用した場合はグリーン料金、水路の場合は1等料金を適用するとされている。

県民の税金を原資とした補助対象経費であることを踏まえると、適切な水準であるとは考えられない。県は、補助対象事業者の規程をチェックし、過大な水準にあると考えられるものは、補助対象経費とするにあたり是正を求める必要がある。

#### ウ) 交付すべきでなかった補助対象経費について（結果）

当該外部監査の過程において、他の法人から無線漁協に対して実費弁償されているにもかかわらず、補助対象経費として計上されているものが認識された。経費の実費弁償を他の法人から受けていることから、無線漁協は当該経費を負担すべきではないが、役職員から無線漁協に請求されたことから、無線漁協において補助対象経費として計上されていたものであった。この結果、補助金実績報告書に含まれており、県はそれに対応する補助金を交付している。

当該事例以外にも、同様の事例がなかったか確認を行ったうえで、交付すべきでなかった補助金額を確定させて返還を求めるべきである。また、今後、このような事態が起らないよう、県としてのチェックのあり方を改善する必要がある。

なお、県は令和3年1月18日現在、返還を求めるべき補助金額を確定させるための調査を進めているとのことである。

#### エ) 補助金交付要綱の名称について（意見）

補助金交付要綱の名称が「漁業指導通信事業費補助金」とされている。

漁業指導通信とは、「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年9月11日、電波監理委員会規則第12号）」の第2条において、「公共業務用無線局」として定義されている。「公共業務用無線局」とは、「人命及び財産の保護、治安の維持、気象通報その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設する無線局をいう」とされており、この漁業指導通信業務を担う「公共業務用無線局」に係る免許人は高知県知事である。他方、無線漁協は、「漁業用海岸局」（前述の根本的基準）の免許人である。「漁業用海岸局」とは、漁船の船舶局との間に漁業に関する通信を行うために陸上に開設する異動しない無線局（漁業の指導監督用のものを除く。）をいい、漁場における気象・海況、漁場の位置・魚群状態からなる漁況、使用漁具の手配等の作業上の打合せ等を内容とする通信を行うものである。

県では、無線漁協に対し、令和元年度に22,826千円の補助金を交付しているが、これには、「公共業務用無線局」として、本来は県が担うべき極めて公共性の高い漁業指導通信業務を無線漁協へ委託していることに対する運営経費に加えて、無線漁協の本来の業務である「漁業用海岸局」として、所属船の操業円滑化及び漁獲の向上に関する通信など、漁業振興を目的とした補助も含まれている。

上記のような状況に関わらず、補助金交付要綱の名称が「漁業指導通信事業費補助金」とされていることは、補助対象事業の内容について、県民に誤解を与えかねないことから、漁業指導通信の他、漁業振興のための一般業務用の漁業通信に係る運営経費に対する補助も含まれていることがわかるような名称とする必要がある。

**オ) 無線事業の経営の効率化等について（意見）**

水産白書（令和2年版）によれば、日本の遠洋漁業の生産量は、ピークとなった昭和48年には約400万トンと漁船漁業生産量全体の約4割を占めていたが、昭和52年には、米国、ソビエト連邦などが200海里水域の設定に踏み切り、事実上200海里時代が到来し、平成元年には、遠洋漁業生産量は198万トンと日本の漁船漁業生産量全体の約2割となった。その後も減少傾向は続き、平成30年の遠洋漁業生産量は、日本の漁船漁業生産量の約1割にあたる35万トンとなっている。水産業を取り巻く環境に大きな変化がない限り、今後も拡大することは難しいと思われる。

無線漁協は、主に遠洋及び沖合で操業する漁船に対する無線通信業務を担っている。その運営は、所属する漁船への賦課金、県や室戸市からの補助金等により維持されているが、遠洋及び沖合で操業する漁船の船舶局を主として通信の相手とする漁業用海岸局の運営は、今後も中・大型漁船の減少に伴い、ますます困難になることも考えられる。

「海と安全」（平成25年9月15日、公益社団法人日本海難防止協会発行）に掲載されていた特集「漁業無線局の安全に果たす役割」から、他県の事例を以下に引用する。

神奈川県には、県営の漁業無線局（通称：三崎漁業無線局）があり、昭和60年には、数百トンの遠洋漁船から数トンの小型漁船までのすべての漁船を対象とする県内唯一の漁業無線局であった。三崎漁港は、全国有数の遠洋漁業基地であるが、衛星電話の普及により、遠洋漁船の無線による通信量が激減し（ピーク時には約20万通だった一般電報が平成24年には300通まで減少）、遠洋漁船も減少（昭和40年代には600隻近くであったが、平成25年には47隻に減少）したこと、また、遠洋漁船向けの短波無線送信機の更新に数億円を要すると見込まれたことから、平成25年度末をもって、遠洋漁船を対象とする短波無線から撤退している。他方で沿岸・沖合向けの中・超短波無線については、設備更新も短波無線の約4分の1の経費で可能と見込まれ、沿岸漁船の場合には、携帯電話の普及により、漁業無線の通信量は激減しているものの、沖合域には携帯電話の不通区域が存在していること、また、無線設備を持つ沿岸・沖合漁船の大部分は無線局が定時放送で発信する気象情報を毎日の出漁の判断基準に用いていること、さらに、漁業無線の持つ「速報性」「同時性」という特性は緊急事態発生時には欠くことのできない機能であることから、中・超短波無線設備の更新は不可欠と判断し、現在では沿岸・沖合漁船との通信に特化した漁業無線局として運営されているとのことである。

高知県下には、主に遠洋及び沖合で操業する漁船に対して無線通信業務を提供している無線漁協の他、沿岸で操業する漁船に対して無線通信業務を提供している複数の漁業用海岸局が沿海漁業協同組合内にある。小規模漁協の合併により、スケールメリットを活かした経営の効率化や財務基盤の強化を進めることを目的として

いる県1漁協構想には、無線漁協の合併は含まれていないとのことであるが、無線通信業務の効率化を図るため、神奈川県のように、高知県で唯一の沿岸・沖合・遠洋漁船向けの漁業用海岸局として、県1漁協構想に含めて統合することが必要と考える。また、今後、衛星通信の更なる低コスト化や大容量化が進めば、遠洋漁船を対象とする短波無線業務の存続の有無も検討せざるを得ないと考える。したがって、県1漁協構想により、無線業務に関する経営の効率化や財務基盤の強化を図っていくことは、必要な対応と考える。

**(3) 水産流通課**

**1) 水産物地産外商推進事業費**

**①概要**

単位：千円

事業名		水産物地産外商推進事業費	
令和元年度 予算額	52,363	財源	国庫支出金
			特定財源 960
			一般財源 51,403
目的	県内事業者と県外飲食店とのネットワークを活かし、商談会等のマッチング機会を活用した販促活動、水産業クラスターの形成を目指したプロモーション活動等により、県産水産物の地産外商を推進する。		

(令和元年度予算内訳)

I	消費地市場連携強化事業費	1,410	
	(1) 市場合同会議開催事業費		1,203
	(2) 水産物産地買受人支援事業費		207
II	水産物地産外商推進事業費	50,953	
	(1) 見本市出展業務委託料		8,910
	(2) 水産物都市圏外商ネットワーク強化事業委託料		14,803
	(3) 水産物外商活動支援事業委託料		21,135
	(4) 水産物地産外商推進事業費補助金		2,827
	(5) 水産物地産外商推進事業費(事務費)		3,278

**②地産外商活動の更なる拡大について（意見）**

水産物地産外商推進事業費について、県外の「高知家の魚応援の店」に対して高知県の産地見学会等を実施し、旅費等の補助を行っている。産地見学会等に参加された事業者に対するアンケートを確認した結果、ほとんどすべての事業者が高い満足を示しており、大変有意義な事業が実施されていると評価できる。そして、当該事業における産地見学会の対象として、農園や酒造所も対象となっており、魚だけではなく、農産物や日本酒・焼酎も対象に地産外商を進めており、この点についても評価できるものである。

当該事業については上記のとおり農産物や日本酒も対象にされているものの、対象が「高知家の魚応援の店」であることから、入りの段階で農産物や日本酒等に興味を持っている事業者を対象にできていない可能性がある。水産流通課に蓄積された当該外商に関するノウハウを農産物・日本酒・焼酎・果物・塩・刃物等に広げ、より一層高知県の生産物の外商を拡大するために、「魚」以外の産品に関心のある事業者についても本事業の対象であることが伝えられるよう運用面での工夫を図ることが望まれる。

**2) 水産加工振興事業費**

**①概要**

単位：千円

事業名		水産加工振興事業費	
令和元年度 予算額	384,759	財源	国庫支出金 9,614
			特定財源
			一般財源 375,145
目的	地域加工等の支援により活力ある漁村づくりを図る。また、加工施設の高度化や衛生管理体制の強化を進め、国内外の市場に対応できる産地加工体制を核とした水産業クラスターを形成するとともに、さらなる水産業の拡大再生産に向けて海外輸出を促進する。		

(令和元年度予算内訳)

I	水産物前処理加工等育成支援事業費(事務費)	812
II	水産業クラスター形成促進事業費(事務費)	1,521
III	水産加工施設等整備事業費	362,548
IV	水産物輸出促進事業費	19,878

**②水産加工施設等整備事業費**

**ア) 要綱及び取扱**

高知県水産加工施設等整備事業費補助金交付要綱（以下、この項において「要綱」という。）と高知県水産加工施設等整備事業費補助金の運用について〔水産流通課〕（以下、この項において「取扱」という。）の一部を抜粋すると、以下のとおりである。

要綱（抜粋）

第2条（補助目的）	県は、水産加工施設等の整備により水産加工を核とした生産、流通、販売及び観光産業等が連携した水産業クラスターの形成を促進し、本県における産地加工体制を強化することを目的として、次条に規定する補助事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。
第3条（補助事業者）	補助事業者は、水産加工施設等が立地する市町村とする。
第4条（事業実施主体）	事業実施主体は、補助事業者が策定するクラスタープランに位置付けられた水産加工施設等を整備する企業とする。

第5条 (補助対象経費等)

補助対象経費、補助率及び補助要件等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 雇用奨励金については、交付決定の日から操業開始後1年を経過する日までの間に雇用した県内新規雇用者で、雇用期間が6か月を経過していることを要件とし、補助額等については、別表第1に定めるとおりとする。

第6条 (補助金の交付の申請)

補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業着手をしようとする日(用地の取得又は借上げ(以下「取得等」という。)を伴う場合は当該用地の取得等に係る契約を締結しようとする日、用地の取得等を伴わない場合は建物建設工事を開始しようとする日)から起算して30日以上前に別記第1号様式による高知県水産加工施設等整備事業費補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

第8条 (補助の条件)

- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。
- (6) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

第15条 (補助金の交付の取り消し及び返還)

知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 第8条の規定に違反したとき。
- (5) 第12条の規定による報告をしないなど補助事業等の内容を確認することができないとき。

別表第1

[補助対象経費]

- (1) 土地の取得に要する経費
- (2) 建物及びその附属設備の整備に要する経費  
(交付決定から操業開始後6か月までの間に取得したもの)
- (3) 建物及びその附属設備等の実施設計及び施工管理に要する経費
- (4) 建物及びその附属設備以外の減価償却資産の取得に要する経費

(交付決定から操業開始後6か月までの間に取得したもの)

[水産加工施設等整備事業に関する補助要件、補助率等]

補助要件		補助率	補助上限	
基礎	1 投下固定資産額が5,000万円以上	100分の15	50億円 (交付決定額が10億円を超える場合は、単年度あたり10億円を限度として複数年度にわたり分割交付する。)	
	2 県内新規雇用者が5名以上			
	3 立地先の補助事業者が策定するクラスタープランに位置付けられ、かつ、補助事業者が当該クラスタープランの核となる水産加工施設として認めた者			
	4 主要な加工原魚に占める地域資源の割合が60%以上			
基本 加算	用地取得 新たに取得又は賃借した用地へ加工施設等を新設する場合	100分の5		
	用新 拡規 大雇 投下固定資産額1億円以上、かつ、県内新規雇用者15名以上	100分の5		
特別 加算	輸出 (省略)	(注)輸出加算の適用の適用の可否については、審査会の意見を踏まえ知事が決定する。	何れか	100分の10
	促進 (省略)			100分の20

取扱 (抜粋)

- 2 新增設の区分について
  - ア 県内に既存の水産加工施設等を有しない企業が、取得等を行った県内の土地へ水産加工施設等を設置する場合をいう。
- 8 補助対象経費たる「投下固定資産額」について
  - (1) 水産加工施設等の新增設に伴い事業実施主体が交付決定を受けた日から後に取得される土地、建物及びその附属設備並びにその他の減価償却資産のうち、貸借対照表に固定資産として計上されるものを投下固定資産として扱う。
  - (5) 減価償却資産については、事業実施主体が交付決定を受けた日から水産加工施設等の操縦開始後6か月が経過する日までの間に取得するものを投下固定資産額として扱う。ただし、納期が遅延した等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。この場合、事業実施主体は、補助事業者に対し提出する概算払請求書又は実績報告書にその理由を記載した書面を添付するものとする。

**イ) 補助金交付状況等**

**補助事業者**

宿毛市

**水産加工施設等整備事業者**

株式会社高知道水

**交付申請日、交付決定日**

(株式会社高知道水 → 宿毛市 交付申請日) 平成30年3月30日

( 宿毛市 → 高知県 交付申請日) 平成30年3月30日

( 高知県 → 宿毛市 交付決定日) 平成30年3月30日

**交付決定額**

575,455千円

(算出根拠)

(補助対象経費)	(補助率)	(予算限度額)	(雇用奨励金)
1,775,550千円	× 35%	= 621,442千円	⇒ 560,455千円 + 15,000千円

(注) 補助率35% = 基礎15% + 用地取得加算5% + 新規雇用拡大加算5% + 輸出促進特別加算10%

**2020年12月時点 概算払額**

451,503千円

2020年12月時点未交付額 = 交付決定額 - 概算払額 = 123,952千円

**③監査の結果及び意見**

**ア) 補助対象資産の確認について (結果)**

上記のとおり、補助要綱第8条の事案の申請があり、建物、建物附属設備、機械装置等の取得に対して、2020年12月までに451,503千円の補助金の交付が行われているが、当該補助金の交付にあたって、実際に補助の対象となった資産が取得され、業務の用に供されているか県として確認が行われていなかった。この件に関し、県に確認したところ、「本件は、間接補助事業であることから、間接補助事業者である宿毛市が事業の履行確認を現地確認も含め実施しており、県は、宿毛市からの概算払請求書（導入設備等の固定資産明細書、写真を含む）をもって履行確認している。また、他の国や県の間接補助事業についても、同様の取り扱いをしているものが多い」とのことであった。しかし、本件のように補助金額が多額であるなど重要性の高い補助事業に関しては、間接補助事業であっても県が現地確認を行うことが望ましい。

また、当該確認を行う前提として、補助の対象となる資産の明細が必要であるが、その目的を満足する管理台帳等が作成されていなかった。この件に関し、県に確認

したところ、「概算払請求書に添付されている固定資産明細表及び取得資産の写真をもって管理台帳と同等のものとして取り扱うことが可能」とのことであった。しかし、概算払請求書に添付されている固定資産明細表と写真とが容易に突合できる内容ではないことから、誰がみても容易に確認ができるよう書類の整備方法を改善することが必要である。

**イ) 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて (意見)**

当該補助金の申請について、要綱第6条の規定によると、事業着手をしようとする日から起算して30日以上前に高知県水産加工施設等整備事業費補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない、とされており、『事業着手しようとする日』とは、用地の取得等を伴う場合は当該用地の取得等に係る契約を締結しようとする日、用地の取得等を伴わない場合は建物建設工事を開始しようとする日、とされている。株式会社高知道水が当該用地の取得を行ったのは平成29年12月4日であり、交付申請書の提出がなされたのは平成30年3月30日であることから、要綱第6条から判断すると、用地の取得を伴わない場合として申請がなされている。実際に、用地（土地）の取得費については、補助金の交付対象から外れている。当該状況において、用地取得加算として施設整備費の5%が補助対象とされていた。

この件に関し、水産流通課に確認したところ、「用地取得加算は、用地取得費を補助対象経費とする場合と補助対象経費としない場合のいずれの場合も、補助率加算の対象となると取り扱っており、また要綱第6条の規定による『用地の取得等を伴う場合』として取り扱うのは、用地取得費を補助対象事業とする場合である」とのことであった。

補助対象経費	補助率	内容	補助対象
用地取得費	× 15%		○ ×
施設整備費	× 5%	用地取得加算	○ ×

あり  
うる

一方で、企業立地課の企業立地促進事業費補助金交付要綱によると、「移転増設の場合の補助率について、企業が企業指定日より前から取得等している土地（親会社、子会社、関連会社等が取得等している土地も同様）への移転は敷地内純増設に係る補助率を、企業指定日以降に取得等をする土地への移転は敷地外純増設に係る補助率をそれぞれ適用する。」とされている。すなわち、企業立地課の企業立地促進事業においては、『企業指定日』という概念が採用されたうえで、その前

後で用地取得加算の有無を区別している。

補助金交付要綱は、決裁者が部局長となっていることから、各部門で制定することができるものであり、かつ水産加工施設等整備事業費のように単発の事業については、事業ごとに要綱が制定されている。企業誘致に関しては対象となる事業者数が極めて少ないことから、水面下での交渉があった後に実際の支援となることから、客観的な基準に基づき支給することが必要である。したがって、企業誘致に関する補助金交付要件について、県全体において一定の基準を策定したうえで、各補助金交付要綱に反映させることが必要と考える。

なお、要綱の制定については、原則として財政課の合議<sup>あいぎ</sup>が必要とされている。今後は、上記のとおり、企業誘致に関する補助金交付要件について、県全体において一定の基準を策定したうえで、要綱の内容が当該基準に合致しているか、財政課による合議の際に確認することが必要と考える。

#### （４）内水面漁業センター

##### １）概要

1. 名称	高知県内水面漁業センター
2. 所在地	高知県香美市土佐山田町高川原687番4号
3. 業務内容	1. 内水面水産増養殖に関する試験研究及び調査指導に関する こと。 2. 内水面の魚病対策試験及び調査指導に関すること。 3. 内水面水産資源の調査及び研究に関すること。 4. 種苗生産技術の開発に関すること。 5. このほか、内水面水産業の育成及び改善のための試験研究 等に関すること。
4. 沿革	昭和19年 山田養鯉場を開設（土佐山田町八王子） 昭和42年 山田養鯉場を廃止し、同地に内水面漁業指導所を設 置 昭和55年 内水面漁業センターに改組し、土佐山田町高川原へ 移転 平成10年 商工労働部産業技術委員会事務局へ所管替え 平成19年 産業技術部に所管替え 平成21年 水産振興部に所管替え
5. 令和元年度予算	101頁参照

##### ２）物品、建物の管理について

###### ①物品の現物実査について

内水面漁業センターが保有している物品等が実在し、かつ、利用可能な状態にあるかを確かめるため、重要物品台帳から任意に3件、物品出納・管理簿から任意に5件を抽出し、現品との照合を行った。

現場視察の際に実査した重要物品及び普通物品の一覧は以下のとおりである。

###### 【重要物品台帳（令和2年9月29日時点）】

和暦 年度	台帳 番号	登録 年度	品名	購入日	価格	設置場所
H08	1776	1996	落射蛍光装置	H2. 3. 31	1, 072, 000	内水面漁業センター 微生物検査室
H08	1785	1996	携帯用デジタル直読水質分析器	H2. 12. 28	1, 450, 000	内水面漁業センター 環境検査室
H21	828	2009	DNA オートシークエンサ	H21. 10. 14	11, 865, 000	内水面漁業センター 組織検査室

<sup>1</sup> 起案文書の内容について、その内容について何らかの関係を有しその決裁の内容に意見を表明すべき職位にある者に同意を求めること。

## 【物品・出納管理簿(令和2年9月29日時点)】

物品コード	和暦年度	備品管理番号	登録年度	品名	規格	登録日	購入額	設置場所	備考
1040500	H11	7773	H22	ビデオカメラ	DCR-TRV310NTSC	H11.9.8	152,381	内水面漁業センター	
1110200	H11	7789	H22	デスク型パソコン	FMVM25073	H12.1.20	330,855	内水面漁業センター	
1279900	H08	110698	H22	衛生清掃機器類(その他)	感熱滅菌器(ヤマト SG-42型)	H4.3.10	255,000	内水面漁業センター	
1459900	H08	110752	H22	試験検査機器類(タフト、その他)	電気永動装置セット	S62.2.10	597,000	内水面漁業センター	
1839900	H08	113470	H22	水産機器類(その他)	恒温器(ヤマト IC-42)	S55.4.1	200,000	内水面漁業センター	内水面指導所より引継ぎ

## ②建物の現地視察について

内水面漁業センター敷地内には、以下の建物が配置されている。その利用状況について現地視察を行った。

## 【建物】

番号	名称	概要	面積
1	本館	事務室、問診室、微生物検査室、生物検査室、遺伝子検査室、研修会議室、図書資料室	365㎡
2	隔離実験棟・作業室	感染実験室(0.9トン水槽5面)、感染実験用調餌室、倉庫、作業工作室	220㎡
3	10トン恒温水槽棟	飼育試験水槽(10トン5面、1トン5面)	256㎡
4	恒温水槽棟	飼育試験水槽(2トン10面)	101㎡
5	30トン飼育棟	飼育試験水槽(30トン2面)	184㎡
6	50トン実験池	飼育試験池5面	362㎡
7	管理棟	(旧)宿日直用	40㎡
8	ボイラー棟	加温用ボイラー	11㎡
9	機械棟	非常用発電機、ブローア	39㎡
10	高架タンク		97㎡
11	車庫		33㎡

## 3) 監査の結果及び意見

## ①備品の管理と処分について(結果)

物品出納・管理簿から任意に抽出したもののうち、以下のビデオカメラ及びデスク型パソコンについては、現在は使用されていないし、今後も使用される見込みはないとのことであった。

【H11-7773 ビデオカメラ】



【H11-7789 デスク型パソコン】



会計規則、財産規則には、重要物品及び普通物品に係る帳簿と現物の照合や管理についての定めがあるが、その実施にあたっては、現物の実在性(重要物品台帳に記載の現物が存在するか)や網羅性(現物が漏れなく重要物品台帳や物品出納・管理簿に記載されているか)の確認のみならず、状態(故障等の有無)、利用状況(遊休状態ではないか)をチェックし、必要に応じ修理、所属替え、分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売払い、譲与・減額譲渡の判断を行う必要があると考える。また、修理しても利用できないものや将来的にも利用しないと考えられるものについては、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。

## ②倒壊の危険がある施設について (結果)

上記2) ②の建物番号3の10トン恒温水槽棟内にあるコンクリート製の水槽は、以下の写真のとおり、鉄筋の腐食が進み、コンクリートにひび割れや剥離が発生しており、修繕をして再度利用できる状態ではなく、倒壊のおそれがあるため、周囲にはロープを張って、立ち入り禁止となっていた。

本来は取り壊すべきであるが、そのまま長年放置されている。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況である。廃棄処分すべきものを適時適切に判断し、適時に対応すべきである。

### 【10トン恒温水槽棟】



## (5) 水産試験場

### 1) 概要

1. 名称	高知県水産試験場
2. 所在地	(本場) 高知県須崎市浦ノ内灰方1153番23号 (古満目分場) 高知県幡多郡大月町古満目330
3. 業務内容	1. 水産資源及び海洋の調査及び研究に関すること。 2. 沿岸及び沖合の漁場の調査及び改善の研究に関すること。 3. 水産動植物の増殖及び養殖技術の開発並びにその改善の研究に関すること。 4. 前各号に掲げるもののほか、水産業の振興のための研究に関すること。
4. 沿革	明治34年 県庁内に設立 明治35年 須崎町に新庁舎建設し移転 大正9年 講習部新設 (昭和19年廃止) 昭和元年 無線電信陸上局新設 (昭和57年須崎無線漁業協同組合へ業務移管) 昭和30年 庁舎新設 昭和42年 増殖指導船「いそちどり」建造 (昭和57年廃船) 昭和43年 海洋調査船「とさ」 (昭和61年廃船) 漁業調査船「さちかぜ」建造 (昭和53年廃船) 昭和46年 庁舎新築移転 (須崎市浦ノ内灰方) 昭和48年 大月町古満目に実験所設置 昭和54年 海洋開発調査船「こうち」建造 (昭和56年火災により廃船) 昭和58年 海洋開発調査船「土佐丸」建造 (平成15年廃船) 栽培漁業センターの設置に伴い古満目実験所を廃止 昭和61年 海洋漁業調査船「土佐海洋丸」建造 (平成20年代船へ更新・廃船) 平成3年 海洋漁業センター新設併設 平成10年 産業技術委員会事務局 (平成19年産業技術部) へ所管替え 平成20年 海洋漁業調査船「土佐海洋丸」建造 (更新) 平成21年 水産振興部に所管替え 平成28年 大月町古満目に古満目分場設置
5. 令和元年度予算	101頁参照



2) 物品、建物の管理について

①物品の現物実査について

水産試験場が保有している物品等が実在し、かつ、利用可能な状態にあるかを確かめるため、重要物品台帳から任意に3件、物品出納・管理簿から任意に10件を抽出し、現品との照合を行った。

現場視察の際に実査した重要物品及び普通物品の一覧は以下のとおりである。

【重要物品台帳 (令和2年9月29日時点)】

和暦年度	台帳番号	登録年度	品名	購入日	価格	設置場所
H08	1791	1996	D L型カッター	S63. 2. 18	1, 380, 000	栽培C・調餌室
H08	1796	1996	ビデオプロジェクションシステム	H2. 3. 31	3, 980, 000	研修室
H12	1496	2000	水中テレビロボットシステム	H12. 8. 31	5, 880, 000	倉庫

【物品・出納管理簿 (令和2年9月29日時点)】

物品コード	和暦年度	備品管理番号	登録年度	品名	規格	登録日	購入額	設置場所	備考
1130100	H08	56044	H08	公印	2. 1 正方形	S37.4.28	10,000	総務課	総務
1130100	H08	56045	H08	公印	2. 1 正方形	S37.4.28	10,000	総務課	総務
1130100	H08	56046	H08	公印	2. 1 正方形	S37.4.28	10,000	総務課	総務
1130100	H08	56048	H08	公印	長形	S37.4.28	10,000	総務課	総務
1130100	H08	56050	H08	公印	木印	S51.6.16	14,100	総務課	総務
1220100	H08	43339	H21	発電機	マキタ	S58.6.17	288,000	栽培C・自家発電室	
1044000	H08	52944	H08	実物投影机	万能投影机	H2.3.22	982,620	生物実験室	増殖
1422000	H08	52957	H08	顕微鏡落射蛍光装置		H2.3.22	995,598	生物実験室	増殖
1481900	H08	53130	H08	冷却装置		H3.7.18	618,000	海洋C1 階廊下	
1110200	H18	850	H18	デスク型パソコン	PC-MA90HEANTH89 及び周辺機器	H19.2.1	38,850	資源パソコン室	漁業資源部

②建物等の現地視察について

水産試験場 (高知県須崎市浦ノ内灰方1153-23) の敷地内には、以下の建物や屋外水槽が配置されている。その利用状況について現地視察を行った。



【高知県水産試験場 (本場) 施設配置図】

【建物概要】

名称	区分	面積 (㎡)	施設配置図
水産試験場	本館	869.39	①
	ポンプ室	78.00	
	車庫・倉庫	260.00	④
	倉庫	50.00	
	海洋漁業センター	1428.81	③
	屋外便所	30.00	
	プロパン庫	1.68	
	焼却炉上屋	4.00	
栽培漁業センター	管理棟	195.00	⑮
	機械作業棟	214.50	⑬
	たい類飼育棟	352.50	⑯
	親魚飼育施設	162.75	⑤
	あわび類中間飼育棟	150.00	㉒

あわび類採苗棟	130.00	㉓
えび類飼育棟	214.50	⑥
ひらめ・えび類飼育棟	189.08	⑱
ワムシ培養棟	191.25	⑦
ボイラー室	5.94	⑦
ろ過槽	96.00	⑨, ⑩
車庫	56.00	㉕

## 【屋外水槽概要】

名称	区分	規格等	数量	施設配置図
水産試験場	中型水槽	4.0×2.0×1.1m、計70t	8	⑪
	小型水槽	2.0×1.0×0.9m、計15t	8	⑭
	円型水槽	(外径10.0・内径3.5) × 1.5m、101t	1	㉔
栽培漁業センター	大型水槽	各150t	2	㉐
	クロレラ培養水槽	各75t	2	⑱
	クロレラ培養水槽	各100t	2	⑫
	あわび類飼育水槽	各7t	16	㉑
	えび類飼育水槽	各100t	2	⑰

## 3) 監査の結果及び意見

## ①備品の管理と処分について (結果)

重要物品台帳から任意に抽出したものの中で以下のDL型カッターは、過去にあわびの種苗生産をおこなっていた際、餌のワカメをカットしていた機械であるが、現在はあわびの種苗生産を行っておらず、今後も使用見込みがないため廃棄すべき物品とのことであった。台帳上は栽培センターの調餌室に設置しているとされているが、実際は施設配置図⑨の北東の道路に面した倉庫に置かれていた。また、当該倉庫の中には、DL型カッターの他にも多くの廃棄すべき機械器具類が置かれていた。

【H08-1791 DL型カッター】



物品出納・管理簿から任意に抽出したのものの中では、以下の冷却装置、デスク型パソコンについては、現在使用していないし、今後、使用見込みがないため廃棄すべき物品とのことであった。

【H08-53130 冷却装置】



【H18-850 デスク型パソコン】



施設内を視察している途中で、上記の冷却装置の近くの通路付近に使用していないと思われる機械が置いてあったため、その状況を確認したところ、名称は「ヒートポンプ式加温冷却ユニット」(備品管理番号H12-004248) というもので、冷却装置と同様、現在使用していないし、今後、使用見込みがないため廃棄すべき物品とのことであった。

【H12-004248 冷却装置】



また、発電機については、既に新しい発電機が稼働しているため、予備機として保管しているとのことであったが、いつから発電に使っていないのか、燃料（ガソリン）が補充されているのか不明であった。ガソリンで動くとのことであるから、予備機として保管しているのであれば、定期的に試運転を行い、保守しなければ危険ではないかと思われた。

【H08-43339 発電機】



会計規則、財産規則には、重要物品及び普通物品に係る帳簿と現物の照合や管理についての定めがあるが、その実施にあたっては、現物の実在性（重要物品台帳に記載の現物が存在するか）や網羅性（現物が漏れなく重要物品台帳や物品出納・管理簿に記載されているか）の確認のみならず、状態（故障等の有無）、利用状況（遊休状態ではないか）をチェックし、必要に応じ修理、所属替え、分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売払い、譲与・減額譲渡の判断を行う必要があると考える。また、修理しても利用できないものや将来的にも利用しないと考えられるものについては、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。

## ②使用していない建物について（結果）

施設配置図番号⑱のひらめ・えび類飼育棟の外観は以下のとおりである。

【えび類飼育棟】



過去に栽培漁業のための種苗生産をしていたが、平成21年から放流用種苗生産を民間に委託することとなり、平成29年度に終了している。平成29年に漁業基本対策審議会の諮問、答申を経て県委託による種苗生産の休止が決定されたため、現在は栽培漁業センター用に建設された建物は使用していないものが多く、写真のとおり、周辺には雑草が生えたままで保守管理もされていない状況であった。また、ひらめ・えび類飼育棟の隣の倉庫には、施設内に不要となった機械等が多数放置されていた。

その他、施設配置図の②あわび類中間飼育棟、⑥えび類飼育棟、⑦ワムシ培養棟・ボイラー室、⑭大型水槽、⑮⑯クロレラ培養水槽、⑰えび類飼育水槽についても、現在は使用されていない。また、これらの施設については、修理に膨大な費用が見込まれており、今後使用する見込みはないことから、撤去を検討するとのことであった。

今後も使用する見込みのない施設は、倒壊のおそれもあること、物理的に出入りが可能であることから子供の侵入等により事故につながる可能性があること、台風の際に飛翔物を発生させてしまう危険性があること、及び津波が来た際には瓦礫と化してしまうこと等より、本来は適時に取り壊すべきであるが、優先順位が低いことから予算要求が見送られており、放置されている。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況であることから、廃棄処分すべきものを適時適切に判断し、対応すべきである。

## 第6. 総括意見

「第5. 包括外部監査の結果及び意見」で述べた監査の結果及び意見より認識された事項及び特に強調すべき事項を総括意見として以下に取りまとめた。

### 1. 川下施策の重要性について

#### (1) 林業行政及び水産業行政の重要性

森林は、国土の保全、水源かん養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて県民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。高知県の森林率は全国1位、人工林率は全国2位となっているとともに、人工林は本格的な利用期を迎えている。これらを適切に整備・保全しつつ循環活用することは、高知県内の生活環境や木の文化の維持及び経済政策の観点から重要である。したがって、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが求められており、産業振興計画に基づいた効果的かつ実効性の高い施策の展開や県民参加の森づくりなどを通じて森林に対する県民の理解を深めるための普及啓発活動等、県の果たす役割は非常に重要である。

また、漁業者の減少や高齢化が進む中においても漁業生産量・生産額を維持し、「若者が住んで稼げる元気な漁村」を実現するためには、漁業環境の維持、デジタル技術を活用した生産性の向上、加工や流通販売による付加価値の向上、及び担い手の育成・確保を図ることが求められる。水産業においても県の果たす役割は非常に重要である。

#### (2) 川下施策を重視した方針の継続

上記のとおり、林業及び水産業に関して県の果たす役割は非常に重要なものであるが、その中でも特に、川下施策、すなわち需要を喚起するための施策が重要と考える。木材製品や水産物の需要が少なく、川上施策にて設備の導入や雇用の確保をいくら図っても、施策の循環につながらず、林業及び水産業の発展が期待できないからである。

川下施策の重要性に関しては、県も同様の認識であり、川下施策の充実を図っているところである。林業に関しては、第4期産業振興計画において、木材利用拡大施策（川下施策）をより充実させる形に改定がなされている。また、水産業に関しては、「高知家の魚応援の店」に対して高知県の産地見学会等を実施し、外商活動を積極的に行っている。

木材製品及び水産物の需要拡大に関しては、他国の漁業活動の振興や物流の発達により国際的な競争がますます激しくなっていること、及び人口減少や高齢化の進展により我が国全体の需要が縮小傾向にあると考えられること等を勘案すると、困難な環境に直面している。

限られた予算の中で各種施策を展開していく必要があることから、川下施策ばかりに予算を割り振ることはできないであろうが、林業と水産業に関しては、川下の需要の拡大が川中から川上の施策を牽引していくという考え方を維持し、目標の達成を図るべく、今後も引き続き川下施策を強力に推し進めて頂くよう切に期待するところである。

### 2. 不要な資産の適時適切な処分について

内水面漁業センターと水産試験場における監査において、使用される見込みのない資産が多数処分されずに放置されていた。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況である。また、明らかに不要な資産をいつまでも保有しておくことで、以下の弊害が発生する。

まず、有用な場所を当該資産が占有してしまうことから、業務の効率性が悪化する。次に、邪魔にならない場所に当該資産を移動させるのであれば、そのための手間と場合によってはコストが発生する。不要な資産が増えれば増えるほど、より速くにより高い場所に移動する必要があることから、当該手間とコストは増大する。さらに、施設に関しては、倒壊のおそれもあること、物理的に出入りが可能であることから子供の侵入等により事故につながる可能性があること、台風の際に飛翔物を発生させてしまう危険性があること、及び津波が来た際には瓦礫と化す可能性があること等により、事故や災害につながる可能性もある。不要な資産をいつまでも保有し続けることで得られるものはない。

この点について、各施設の担当者に質問で確認した結果、処分すべき資産を保有しているという認識は持っていたが、限られた予算の中で優先順位をつけて対応しているとのことであった。限られた予算の中で県民サービスの向上という際限のない業務を担っていることから、ある程度後回しにしてしまうことも理解できないはないが、上記のとおり、不要資産の処分を先送りにすることで得られるものはなく、弊害のみが発生することから、間接的に県民サービスの低下につながるものであり、望ましい対応とはいえない。今後は、予算を適時適切に確保していくことで、不要な資産を適時適切に処分していくことが必要である。

### 3. 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて

補助金交付要綱について、その制定に関する決裁者は部局長とされていることから、担当部門で制定することができる。企業誘致の場合、誘致先企業が新たに事業所や工場等を設置することが必要であり、用地取得費用や施設整備費用に対して一定割合の補助を行う場合は、補助金交付額が多額になるケースが多いが、補助金交付要綱を担当部門で制定できることから、水産流通課で制定していた要綱と企業立地課で制定していた要綱で内容が一致していない部分が認められ、異なる内容に解釈することも可能であった。

すなわち、施設を設置する際の用地取得加算について、対象となる施設投資額の5%の補助金が交付されるのであるが、企業立地課の企業立地促進事業費補助金においては、企業指定日より前から取得等をしている土地への施設の設置については用地取得加算が適用されないのに対して、水産流通課における水産加工施設等整備事業費補助金においては、企業指定日という概念が設定されておらず、用地取得日より後に補助金交付申請がなされたケースについても用地取得加算が交付されていたことから、要綱にしたがった補助金交付であるか、明確に判断できる状況になかった。

補助金交付要綱は、各部門で制定することができるものであり、かつ水産加工施設等整備事業費のように単発の事業については、事業ごとに要綱が制定されている。企業誘致に関しては対象となる事業者数が極めて少ないことから、水面下での交渉があった後に実際の支援となることもある。したがって、企業誘致に関する補助金交付要件等金額が多額になるものについては、県全体において一定の基準を策定したうえで、各補助金交付要綱に反映させることが必要と考える。

なお、要綱の制定については、原則として財政課の合議が必要とされている。今後は、上記のとおり企業誘致に関する補助金交付要件等について、県全体において一定の基準を策定したうえで、要綱の内容が当該基準に合致しているか、財政課による合議の際に確認することが必要と考える。

### 4. 森林整備公社のこれまでの実績に基づく長期的視点の計画について

森林整備公社における事業計画達成状況について、事業活動の収支は計画を上回っているものの、主伐面積は、直近8年間の合計で計画969haに対して実績686haと、計画の71%にとどまっている（年平均85.75ha）。公社及び県の関係者が鋭意努力されているものの、全国的にみて木材の需要が伸び悩んでいることもあり、主伐が計画通りに進んでいない。現在のペースでいくと、令和2年3月末時点で約12,800haの森林を有していることから、主伐としてすべての森林を処分し終えるまでに相当長期間を要することになる。また、令和33（2051）年度～令和45（2063）年度に年平均548haの分収林契約が終了することになるが、契約の終了間際ですべて主伐による処分を行うことは現在の進捗状況から判断すると不可能と思われることから、計画的な事業の実施が求められるところである。

平成24年2月に経営改革プランが策定され、令和2年3月末で8年間経過している。この間、公社及び県の関係者の努力により、厳しい経営環境下でありながら、計画を上回る事業活動の収支を計上している。一方で、理事長の民間採用等、経営改革プランのうち一部の項目については達成が難しいものがあるとともに、主伐実績も計画に届かないなど、不採算林の処分については最善を尽くしたとしても実行可能な水準が明らかになってきたといえる。

公社の経営に対して多額の税金が投入されている現在の状況をふまえ、現状の検証を行いながら今後も改革を進めていくべきであり、この点に関しては県の意見も同様である。有識者による経営改革プラン策定後、それらを達成すべく最善の努力を払ってきたという実績・経験があるからこそ、それらの実績・経験をベースにした事業計画を策定することが必要と考える。現行の第11期経営計画は令和3年度末が終期となっており、令和4年度からは次期計画に沿って公社経営を行っていくこととなる。このため経営改革プランの検証を含め、次期経営計画策定にあたっては、これまでの実績の検証と現状や課題の把握を十分に行い、県内に存する貴重な森林資源の有効活用と県民の将来負担をできる限り少なくするという命題を踏まえ、長期的視点に立った経営計画を策定し、今後も引き続き改革を進めていくことが望まれる。

## 5. 県単独の森林環境税の今後の対応について

県の森林環境税は令和4年度までとなっており、令和6年度から国の森林環境税が課税されることから、令和5年度以降、県の森林環境税を延長するか、延長するのであればどのような形で延長するのが問題となる。この点について、現時点では、具体的な内容は明確になっていない。

現在は、森林環境税活用事業の個別の要綱で国の森林環境税と使途が重複しないように規定し、県の森林環境税を活用する事業と国の森林環境税を活用する事業が区分されている。しかし、名目がいずれも「森林環境税」であり、徴収した税の使途として『木材利用の促進や普及啓発』という同じ目的があることから、二重課税との誤解が生じる可能性がある。県の森林環境税と国の森林環境税が同じ事業で活用されているという誤解をなくすためには、県の森林環境税を廃止することも考えられるが、県の森林環境税を廃止してしまうと、国の森林環境税を活用しない森林整備やシカ被害対策等、必要な事業の予算措置ができなくなることから、県政運営に支障をきたすおそれがある。したがって、今後は以下の点を考慮し、必要な事業を明確にしたうえで、県民の理解を得て必要な事業が実施できるよう延長することが望まれる。

第一に、県の森林環境税の趣旨にそった必要な事業を明確にするとともに、第四期の県の森林環境税を財源とした事業の効果を検証し、効果の低い事業については、縮小もしくは廃止を検討する必要がある。

第二に、『木材利用の促進や普及啓発』という同じ目的の事業については、国の森林環境税を財源とした事業と重複することがないよう、県の森林環境税と国の森林環境税を財源とした事業で引き続き使途の整理を行う必要がある。

第三に、これらの事業の整理を行うことで、県の森林環境税と国の森林環境税の目的が明確に異なるものとなることから、二重課税であるという誤解を生じさせないために、名称の変更を検討することが望まれる。なお、他の地方公共団体における森林整備に係る超過課税の名称はさまざまであり、当県においても、実態を反映した県民に受け入れられやすい名称にすることが望まれる。

第四に、現在の県の森林環境税の課税方法を継続すると、個人に対する課税が国の森林環境税と重複することから、県民の負担の在り方について検討することが望まれる。その際には、他の地方公共団体の在り方も参考とし、検討されたい。

第五に、上記の検討・対応を行ったうえで、県の森林環境税の内容について、県民の理解を得るための説明を真摯に行う必要がある。

## 6. 終わりに

今回の監査において、林業振興・環境部及び関連する県出資団体の方々、水産振興部の方々、ならびに行政管理課の方々に誠実に対応して頂いた。

深く感謝申し上げます。

以 上